

Title	『韻府群玉』版本考(一)
Sub Title	Comparative study of the printed editions of the Yun Fu qun yu (1)
Author	住吉, 朋彦(Sumiyoshi, Tomohiko)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2000
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.35 (2000.) ,p.335- 430
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000035-0335

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

*注記・・論文中の写真について転載する場合は斯道文庫にお問い合わせ下さい。

『韻府群玉』版本考(一)

住吉朋彦

一 序説

宋末元初の交、陰幼達、時遇の兄弟によって編纂された類書『韻府群玉』は、十四世紀以降の漢語世界に非常な勢いで流行し、東アジアに於ける学藝の展開に広範な影響を与えることとなった。本稿では、先ず本邦に於けるその伝播の状況を、版本学の立場から明らかにして行きたい。以下本章では、前提すべき幾つかの事柄に触れて置くこととする。

本書の内容を見ると、群書中より要処を抽出して分類排列したもので、四部分類の法にいわゆる類書の属に当たっている。

ただ本書の場合、採録の記事中より更に要語を標出、要語中の末脚の文字に従って綴合した上、その文字の注釈を冠し、これらを字韻の序に基づいて排列するという結構で、一書の体裁としては韻書の形式を逐うものとなっている。いわば、索引に便宜のある韻書の器に類書の該博を盛ったもので、韻書にして類書を兼ねた造作と言える。本書の成立に至るまでの間、宋代を通じて様々の韻書や類書が行われ、その中には既に種々の編纂方法が試みられているが、本書でも、その序文や凡例に於ける言及によって、宋末に成った韻書『古今韻会举要』¹⁾と類書『古今合璧事類備要』²⁾に、直接の範を得ていたことがわかる。前者は、単字のみの掲出ながら、記事の充実を図って類書の機能を

取入れた韻書で、後者は、要語の標出を眼目とする意味分類の類書になる。しかし本書は、先行する同工の書に倣う一方、類書中に行われた要語の標示を韻目に附属せしめる新機軸を創案し、詩文製作のための語彙集として、実用性の伸長に画期を成したことが認められよう。元来、韻書や類書の編纂は、詩文製作の用に供するため、という動機に出る部分が大きく、韻書の点検は詩賦の調製に欠くことができないし、類書は、本来は読書による涵養を補うべき書物であらうけれども、その宋代に行のもの、詩文製作に際する故事検出の用途に傾斜した編集と認められる。結局の所、受容者の主たる要求は作文能力の支援にあり、科挙登第による立身を理想とした、詩文製作に習熟するための用を含んでいることは言うまでもないであろう。従って、類書を繰って故事を裁量し、韻書を繕いて格律を確かめる、といった手間をさえ省き、韻書、類書の効用を一挙にして両得しようという『韻府群玉』の新案が、こうした要求に投じて大いに流行した実情も、容易に諒解することができる。また本書の編者である陰氏兄弟自身、この種の状況に直接身を置く立場にあった節も、その伝に窺われる。

陰氏兄弟の名号や事蹟等については、これまでに多少の混乱

を生じてきた経過があるので、本稿でも一通りの整理を加えて置くこととしたい。現行の『韻府群玉』諸版の首には、均しく六篇の序題が附刻されている。この中の後三篇はいずれも本文低一格の体式で、陰氏姓の題署を有する。その一は首に「陰竹埜序」と、末尾に「大徳丁未春前進士竹埜倦翁八十四歳書于聚徳樓」と署し、その二は首に「陰復春自序」と、末尾に「延祐改元甲寅秋郷試後五日幼達書」と署し、その三は首に「陰勁弦自序」と、末尾に「時遇謹白」と署する。このうち首に「自序」とある二、三の者は、本書の編者と考えられる。また第一巻首の第二、三行には「晚學陰時夫勁弦編輯／新吳陰中夫復春編註」の題署を有する。これらを総合すると、本書は陰勁弦―時遇（序の三）―時夫の編輯、陰復春―幼達（序の二）―中夫の編註に係るものと目される。それぞれ序末の署名である幼達、時遇が諱と思われるけれども、巻首にはこれを用いていないので不審が残る。また序と巻首とでは兩名の掲出順が入れ替わっており、序の一を含めた三者の関係も明らかでないが、この点は序文の記述を参照することで少しく判明する。即ち、序の一に「一日登書樓、見季子棐几萬籤、問之。曰、幸父兄與歲月、暇得恣獵羣籍、遇欣然與意會處筆之、將繫於韻摘其異而會諸同

也（中略）爰授以凡例俾勉爲之、垂三十載告成」と、二に「予季以事繁韻、多所摘奇、豈能判然無疑者（中略）愚故隨字註釋、以備觀鑒」と、三に「是編敬遵先子凡例刻意纂集」とあり、三の者が本書の編纂主体で、三の者は一の者の季子に当たり、二の者は本書に註釈を加えた人物で、且つ三の者の兄に相当する。つまり二の幼達―復春（―中夫）と三の時遇―勁弦（―時夫）は兄と弟で、一の竹埜―倦翁の子に当たる。抑も本書の編纂を始めたのは弟の時遇の方で、これを見た父竹埜は、授けるに凡例を以てし、三十年に及ぶ歳月を経て大徳十一年（一一三〇七）の春に完成、延祐元年（一一三四）八月までに、兄の幼達も注解を加える所があつた、というのである。これに拠れば、巻首の題署に長幼の順に従わないのは、編纂に関わつた度合いの軽重によつたためと考えられる。この点について『南離志経籍考』韻書類に本書を挙げて「元延祐間陰時夫及弟中夫撰是書」と称し、錢大昕の『補元史藝文志』経部小学類に「陰時夫韻府羣玉二十卷（字勁弦、奉新人。弟中夫復春編注）」と著録し、また『四庫提要』子部類書類に「宋陰時夫撰、其弟中夫註。按黃虞稷千頃堂書目云、陰幼遇、一作陰時遇、字時夫（中略）其兄中夫、名幼達。据此則時夫乃幼遇之字而中夫又時夫之兄。與世所

傳不同、當必有據。然舊刻皆題其字、未詳何義也」と、時夫（時遇）を兄と解しているのも恐らくは誤りで、楊守敬の『日本訪書志』小学類に本書を挙げて

千頃堂書目云（中略、提要に同じ）。今以此書（私云、楊氏所掲の一本を指す）證之、中夫爲時夫之兄見於自序、與黃氏所說合。不知提要何緣以中夫爲時夫之弟。豈以標題時夫居中夫之前乎。又足見所見本無陰氏昆弟二序也（中略）今序與標題參互攷之、陰竹野未詳其名。陰時夫爲竹野之季子、名幼達、字時夫、以字行、遂別字勁弦。陰中夫爲時夫之兄、名勁達、字中夫、以字行、又別字復春。其書爲時夫所作、其注爲中夫所作、故標題弟居兄前。然一稱後學、一稱中與、爲不典矣。

と駁しているのが肯綮に中つていよう。また陰氏父子兄弟の名号については、序や巻首からのみでは明らかにならない。通常は巻首の題署に拠り、宋濂の「韻府羣玉後題」（『宋學士文集』卷三十八）に「右韻府羣玉一書、元延祐間新與二陰兄弟之所集也。二陰、一、名時夫、字勁弦。一、名中夫、字復春」とするのを始め、歴朝の目録にも時夫、中夫を名と考えるのが一般のようである。これに対して『千頃堂書目』子部類書類の如く

陰幼遇韻府羣玉二十卷へ一作陰時遇。字時夫、奉新人、數世同居。登宋寶祐九經科、入元不仕。兄中夫幼達注釋。宋濂云、幼遇名時夫、字勁弦、中夫字復春。未知孰是。〓

等と、幼遇または時遇を名と考へ、時夫を名と見る説を併記する立場の者もあつた。このうち幼遇、幼達を名とする説は、恐らく明清に行われた陰氏の伝を参考したもので、例えば『万姓統譜』卷六十五に

陰幼遇へ奉新人。五世同居、家數百口。讀書績學、八歲中九經科。著韻府瓊玉、行世。〓

とある記事や、『万曆』新修南昌府志』卷十七、選舉志、童科の項に

陰幼遇へ寶祐元年七歲中九經科。應夢之子。有傳。〓

陰幼選へ景定二年七歲中九經科。應夢之子。〓

陰幼迪へ景定四年中九經科。應夢之子。「俱奉新人」

とあり、同じく卷十八、人物志の元人の項に

陰幼遇、奉新人。五世同居、家數百口。讀書講學、八歲中九經科。著韻府羣玉、行世。

とある記事や、『江西通志』卷六十七、人物志、南昌の宋人の項に

陰幼遇、字時夫。奉新人。家數百口、五世同居。登寶祐九經科、入元不仕。父鄉貢士應夢授以凡例、幼遇著韻府羣玉若干卷。兄中夫幼達復爲注釋若干卷、傳于世。應夢號竹埜。幼達號復春。幼遇號勁弦へ人物志。〓

とある記事等に拠つていよう。これらの伝に拠れば、陰氏兄弟の父、竹埜は名を応夢と稱し、他に幼選、幼迪の兄弟があつたことも知られる。陰応夢については、同じく『南昌府志』と『江西通志』に、宋淳祐九年（一二四九）郷試及第のことが見える。また『南昌府志』に列せられた他の兄弟達の名を見ると、『天祿琳瑯書目後編』に「或初名時遇、後改幼遇、從兄弟行也」と記して『千頃堂書目』の説に左袒しているように、元來は幼達、幼選（時遇）が兄弟の名で、中夫、時夫は字であつたように思われる。ただ前掲『南昌府志』選舉志の記載を見ると、また一の疑問が浮上する。先に触れた、元大徳十一年の応夢（竹埜）の序に、その三十年ほど前の時点の時遇（勁弦）を指して「季子」と言い、元延徳元年（一二三四）の幼達（復春）の自序にも「予季」と呼んでいるのに、更にその下に幼選と幼迪があつたことになるからである。幼迪の生年は明らかでないが、幼選は宋景定二年（一二六一）に七歳というのだから、宋宝祐

三年（一二五五）の生まれで、元大徳十一年（一三〇七）には無論のこと、本書の編纂が始まった宋末の祥興元年、即ち元至元一四年（一二七七）頃には既に在世していたこととなる。

近年、この間の事情を明快に物語る資料の存在が報告されているので、これを紹介したい。当該の資料とは、謝先模氏「《韻府群玉》編纂者陰幼遇父子兄弟数事辨証」（『古籍整理与研究』第七期、一九九二年八月、中華書局）中に所引の『陰氏家譜』と称する文献で、陰氏の故地、江西省奉新にて発見せられた由である。この『家譜』は、問題の陰氏父子についても詳細にその伝を記していたもので、謝氏引用の限りに於いては次のような記述を存する（原簡体字）。

〔應夢〕章之子、字謙甫、號竹野、又號倦翁、諡文靜。生于宋寧宗嘉定甲申三月初一（中略）登理宗淳祐鄉舉、庚戌進士、方逢辰榜。娶靖安朱氏、生六子、幼邁、幼選、幼迪、幼達、幼适、幼遇。而幼邁、幼選登寶祐九經童科進士。幼迪登景定童科進士。謝事歸家、乃自局洲從居定興。四子中夫幼達、幼子時夫幼遇、有事韻府一書、中夫編注、時夫編輯。公見之喜、授以凡例、命卒業。中夫兄弟乃居聚德樓、三十年書始成、分二十卷、名之曰韻府群玉。公爲之序、以

行世、時年八十四歲矣。公卒于元延祐甲寅二月初三卯時、葬靖安益田都龍頸里白香山飛天蜈蚣形。

〔幼達〕應夢四子、字中夫、號復春、行端七。生于宋景定庚申十二月初九酉時。性好著述、與弟時夫纂修韻府羣玉。書成、自序卷首、至今海內奉爲著蔡焉。歿于元至治辛酉十一月十一日巳時、葬李家山。

〔幼遇〕應夢幼子、字時夫、又名時遇、號勁弦、行端十。生于宋景定甲子七月初四日。淹貫諸史、博極羣書。與兄中夫編集韻府羣玉二十卷、用功三十年而後書成。翰林滕玉霄、承旨趙文敏公、江村姚雲皆有序題。歿于元至順辛未二月二十日、葬三十三都上磽冷家邊。

これらの伝によると、やはり幼達と幼遇（時遇）は兄と弟で、應夢の第四、六子（季子）に当たり、母は朱姓になる。また幼選、幼迪は幼達よりも出生が早く、その上に更に幼邁なる者があり、幼達、幼遇（時遇）の間にも幼适なる者があつた。上の三子は宋末に童科及第を遂げているが、下の三子にはそうした伝を欠き、幼達、幼遇の伝は専らその著述の功績に関する記事で占められている。宋代の童科は、十歳前後までの神童の声誉ある者を召して、六経及び『孝経』『論語』『孟子』を誦せしめ、

能誦の者に官職を授けたもので、早い時期には天子親ら試み、その任用等に常格はなかったが、嘉定十四年（一二二二）の寧宗の詔には、毎年三月、国子監に試み、中書省に覆試を行つて三名を取ることにある（『宋史』選舉志、『文献通考』選舉考）。しかし次の理宗は後にこの科を罷めたらしく（『宋史』同）、陰氏兄弟の中でも理宗朝の景定四年（一二六三）及第の幼選を最後として、この時四歳の四子幼達以下にそうした記述の見えないのは、こうした事情によるものであろう。この『家譜』の記事は、その他の点でも『韻府群玉』附刻の序や前節紹介の諸資料に合致する内容で、新たに三者の生歿年等の知見も得られる。また前節の末に疑問とした点は、『南昌府志』等が、長子幼邁登科の事蹟と幼邁の伝を混同していると考えれば、全て符契を合するものようである。当該の文献について、稿者は謝氏報告以外の知見を持ち合せていないので、成書の事情や現行の形態等を含め理解を欠く点も多いが、その記事内容が諸般の経緯に照応していることからすると、『家譜』の記載は概ね信ずべきもののように思われる。

さて『陰氏家譜』の記事を考慮に加えると、陰氏父子兄弟による本書編纂までの周辺状況は、概そ次のようなものであろう。

陰氏は元来、江南西路の奉新の地を本貫とした。南宋の世、寧宗朝の末に当たる嘉定十七年（一二二四）この氏族に嫡子として出生した陰応夢は、理宗朝に変わつて淳祐九年（一二四九）の郷試に二十六歳で及第、翌年の会試を経て進士に挙げられた。これに先立ち、奉新に隣接する靖安の朱氏を娶り、淳祐七年には長子幼邁を儲けていた。進士となつた後も次子幼選、三子幼迪を儲け、この三名には周到なる幼時教育が課せられたものらしく、理宗朝の末、景定年間（一二六〇―六四）までに、三名相次いで童科に挙げられた。しかしこの頃すでに、北方の金を破滅に追いやった蒙古の兵馬は、江南を伺つて諸方面より迫りつつある状況で、開慶元年（一二五九）には忽必烈の軍勢が河南方面から淮水を渡つて南進し、陰氏の故地、奉新にも程近い鄂州に於いて宋将賈似道との接触到に及んでいた。その後の宋朝は、忽必烈の北帰に伴う一時的な講和を待み、宰相に進んだ賈似道の下でその延命に汲々とする衰勢にあり、一方の忽必烈は汗位に推戴されて国号を大元と改め、国内を固めた後に江南をも版図に収めるべく、着々と計略を運びつつあった。この間、陰氏父子兄弟がどのような挙動を取つたものか知るに由ないが、景定元年（一二六〇）幼迪の下に四子幼達、続いて五子幼适、

同五年には六子幼遇（時遇）が儲けられ、既に童科の試に応ずる機会は得られないこととなったが、兄達と同様に嚴重の教育が施されたかと推察される。しかし度宗朝（一二六四〜七四）の間、長江中流域に於ける宋軍の抗戦は、次第にその潰走の歩を速めて、咸淳十年（一二七四）には揚州まで退却、江南の諸城市や江西一帯は元室を奉ずる伯顔等の軍門に降った。度宗の崩ずるや、幼少の帝、恭宗を擁する臨安の宗室も元軍に重圍され、徳祐二年（一二七六）遂に伯顔の入城を許し、幼帝以下北方の大都に連行されて、宋朝は事実上の滅亡に立ち至った。また幼帝の同胞を奉じて福建方面に逃れた遺臣達も数年のうちに掃討され、或は南海に身を投じ、或は元朝に帰服する等して、早くもその命脈を絶った。陰氏末弟の幼遇が、父応夢に凡例を得て編纂の事業に着手したという宋祥興元年、即ち元至元十四年（一二七七）頃とは、この両朝交替の季に当たっている。

陰氏父子兄弟は、元の世となつては官途に就かなかつたようであるが、詳細はわからない。しかし、その序文の記す所に従えば、この間に於ける『韻府群玉』編纂、上梓の経緯とは、大略次のようなものであろう。陰氏の末弟、幼遇（時遇）の編纂事業は、その十四歳の頃に始まって三十年の長きに亘つたとい

い、幼遇四十四歳、父応夢八十四歳に当たる大徳十一年（一三〇七）に一応の完成を遂げた。前述の通り、応夢の序に「垂三十載告成」というのは、江南に於いては元初より三十年というのに等しい。本書はこの際に「韻府群玉」と名付けられているが、幼遇は父より更なる精善を求められ、なお本文の校讎を継続する。ただ同時に、兄幼達によつて標出文字の註釈を加えることも行われており、また本書に寄せられた滕賓、姚雲、趙孟頫の序題を見るに、姚雲の序末に「至大庚戌（三年、一三一〇）臆江村姚雲」と署する他、滕賓は「翰林滕賓序」と記すが、滕氏は至大年間（一三〇八〜一一）に翰林学士、趙孟頫題は「翰林承旨趙子昂題」と標するが、趙氏は至大四年に仁宗朝の翰林学士承旨に昇っているから、この時期に、校讎や註釈と並行して序題執筆の依頼も行われたことが知られる。いずれも元初に声誉の高かつた文臣の作を求めたものと見做されよう。これを要するに、大徳十一年の一応の完成以来、上梓開版を念頭に置いて種々の作業が進められたのであり、大徳十一年の時点での応夢の序に、本書を見たある客人の上梓の請に対して「予益難之（中略）於後進或有毫髮助、瑾瑜之瑕可匿也」と、一旦はこれを拒む意向を述べ、殊に本文の厳正に拘泥する姿勢を見せているのは、

開版への用意を強調した表現とも思われる。そうして兄幼達が行い、次年の二月、京師に於いて会試を催し、更に覆試を行なった後に士を挙げようというのである。同時に示された程式の詳細を見ると、蒙古人、色目人を優遇して漢人には不平等のものであったが、士大夫としての立身を待ち望んできた多くの者にとつては、やはり福音と受止められたようである。そして翌年には実際に郷試が挙行されたのであるが、その期日は、年初の改元を経た延祐元年（一三二四）八月二十日からのものであり、幼達の自序に「延祐改元甲寅秋、郷試後五日、幼達書」と特記するのはこの時点に他ならない。陰氏の如く学問による立身をするのはこの時点にとつては、雌伏を餘儀なくされてきた元初以来の宿願達成の時ということにもなる。この意味を汲んでこそ、父応夢の序に「方今聖朝寛厚、吾道優崇士、將由科目擧正、覃思稽古之日爾」等とある述懐との照応関係も理解され、韻書にして類書を兼ねる『韻府群玉』の開版が決断された背景を看得ることができよう。本書の初度開版の時点については、年記を欠く時遇の自序に見えるのみで確実なことはわからないが、本書の内容と時宜に鑑みて、嚴父応夢の歿後六箇月餘り、元朝初の郷試が挙行された直後に当たる幼達自序の年記から、大き

開版への用意を強調した表現とも思われる。そうして兄幼達が行い、次年の二月、京師に於いて会試を催し、更に覆試を行なった後に士を挙げようというのである。同時に示された程式の詳細を見ると、蒙古人、色目人を優遇して漢人には不平等のものであったが、士大夫としての立身を待ち望んできた多くの者にとつては、やはり福音と受止められたようである。そして翌年には実際に郷試が挙行されたのであるが、その期日は、年初の改元を経た延祐元年（一三二四）八月二十日からのものであり、幼達の自序に「延祐改元甲寅秋、郷試後五日、幼達書」と特記するのはこの時点に他ならない。陰氏の如く学問による立身をするのはこの時点にとつては、雌伏を餘儀なくされてきた元初以来の宿願達成の時ということにもなる。この意味を汲んでこそ、父応夢の序に「方今聖朝寛厚、吾道優崇士、將由科目擧正、覃思稽古之日爾」等とある述懐との照応関係も理解され、韻書にして類書を兼ねる『韻府群玉』の開版が決断された背景を看得ることができよう。本書の初度開版の時点については、年記を欠く時遇の自序に見えるのみで確実なことはわからないが、本書の内容と時宜に鑑みて、嚴父応夢の歿後六箇月餘り、元朝初の郷試が挙行された直後に当たる幼達自序の年記から、大き

く遅れるものではなかったと考えたい。

但し現行の『韻府群玉』諸版が、陰氏開版当時の形でないことは、諸版の均しく備える「増修韻府羣玉凡例」によって明らかである⁽⁵⁾。この「凡例」は十三条から成るが、先ず「増修」と冠称し、九条を列挙した後に「已上凡例九條並依元本所書。今増修大意續見于下」の語を挟き、更に四条を補って「元本」に対する「今本」の変更を銘記したもので、「今本」の施した変更とは、一、元本では標出の文字に反切がなく、その排列に混乱もあったが、今本では礼部韻に従って整序の上、同音字の首に反切を挿入し、圈発を加えてその箇所を明示したこと。二、元本の標出字は礼部韻に比べると欠くものもあったが、今本ではこれを補ったこと。三、元本では同韻の熟語を掲出した後に「拾遺」として別に語彙を補つてあるが、今本ではこれらを綴合して一類としたこと。四、今本では「卦名」「人名」など特殊の語彙については黒牌を挿入して標示したこと、の四点である。これらの中の一、二は本文の増修を意味しているし、三、四は主として体式、標示の変更や工夫に係る。この「今本」に追加の四条が実情を伝えているかどうか、本書の原姿を眼前にし得ない現状から推し量るのは難しく、本文の体式等に関して

は現行古版の状況に照らしても矛盾しないが、宋版以来の韻書類書の常例を踏襲するものであるから特に異とするには足りない。ただ二の標出字の増修について、現行本文中に屢々単字標出及び二、三字の双行注しか持たない文字があつて、これらは陰氏成書の経緯に悖るが、『礼部韻略』増注諸本に照らすと大方その節略と見えることからすると、二の増修は確かに後に施されたと思われる。また現行諸版中では最古と思われる元元統二年（一三三四）の刊刻が、延祐元年から二十年を隔てた陰時遇歿後のことであり、その版式字様が建安坊刻のそれと通ずるものであることを勘案すると、やはり改編のあったことは明らかであるように思われる。

本稿では、前提の諸件を結ぶに当たつて次の二点に着目して置きたい。一には、やはりその後の『韻府群玉』の盛行について、韻書に類書を合するという陰氏創案の卓拔さが、延祐の科挙復興という時宜に適つて、非常なる原動力を産み出したのだという点を挙げたい。一般に図書の流れを齎らす原因が、成立を含む開版の前史に内在しているのは自明のことと思われようが、その前史の周辺に眼を向ければ、より直接的には、先行する図書の流通を基盤とした学問的状况に圍繞されているのであ

り、成書開版という到達を繰返しながら、内実はそれらが複雑に連環していく処に図書の生命が胚胎していると思われるからである。また更にその周辺を考えれば、種々の社会状況が取巻いて図書の成立を規定しており、逆に言えば、開版後の流布の可能性まで含めた意味での図書の本質とは、当初からその社会性に根ざしているものと確認されよう。当該の『韻府群玉』の例では、そうした側面が顕著に露呈しており、『古今韻会舉要』や『古今合璧事類備要』を始め、宋末に於ける韻書、類書の刊刻がその範型となり、元初に於ける不遇の状況下に伏流して、科挙復興後の開版に結実したことが、東アジアを席捲する本書の流通を準備したということになる。また一には、現行の『韻府群玉』諸版が、原撰時、或は初度開版時とは異なる、改編本の形によって通行していることにも留意したい。これまでに述べてきた本書の編纂と初度開版が、如何に時流に投じた事業であったとしても、現状からすれば、その当時の版本は殆ど駆逐され、特定の出版事業の中で特定の様式を与えられた版種のみが命脈を保っているものであって、その強弱は必ずしも先行の本文との親疎に合致していない。特定の開版が図書の流通に決定的な影響を与え得るといっても、これまた自明のようではある

が、図書の原態を探る運動が甚だ活発であるのに比して、その流通の全像を究明することには意の注がれない傾きがあるようにも思われる。殊に『韻府群玉』の場合は、その原態ということになれば現行本の凡例によって推量するしかないが、後代の諸本を一瞥しても、増修の凡例を有する改編本が盛んに流通したのと雁行して、更に『説文解字』を割入した『新增説文韻府群玉』が用いられ、これに直音注を加えた『新增直音説文韻府群玉』も行われ、一方で本書の統編を称する『類聚古今韻府統編』が作られ、正統を合した『増統会通韻府群玉』も編まれるといった状況で、個々の改編本にも複数の版種があつて、それぞれに固有の様式を具えていることが知られる。本書編纂の経緯と現存の状況を勘案すると、このように多くの版種が派生する現象は、本書成立後あまり時を隔てない段階から起こってきた本質的な問題と見るべきで、本書の流通について検討を加えようとする場合には、編著者よりも出版者の側に、積極的な意図があつたことを考慮すべきであろう。改編諸版の本文は必ずしも精善とは言えず、通俗的で安直な出版と見られるものも少なくない。しかし諸版の軽重については、流布伝来の現状に即して、その画期となる開版の営為を検討することから量られるべきで、

前節までのように、現行諸版に共通の要件や、周辺諸資料中の記事を点綴するのみでは、その全容を逸することとなる。

二 伝本解題

本章では、本邦所伝の『韻府群玉』諸本について、版種によって分類を施し、知見の限りに於いて、その現状を記述して行きたい。既に述べたように、現行の『韻府群玉』は全て何らかの改編を経た本文であるが、本稿で取扱う範囲は、第一次の改編による本文で、『説文』を割入せず、内題に何らの冠称を伴わない先行の版種に限っている。また伝本の取材については、遺漏も多いが、国内に収蔵され原本の参看が可能であった範囲に止まる。固より便宜上の処置であるけれども、その中には我が国で最も広く行われた（日本南北朝）刊本の開版に焦点を置いている。国内未見の伝本、在外の伝本、新增説文本以下の版種については、続稿を期するものである。

既に、本稿に先立つ同趣の研究として、柳田征司氏の『玉塵』の原典『韻府群玉』について（山田忠雄氏編『國語史學の爲に』昭和六十一年五月、笠間書院、『室町時代語資料としての抄物の研

究』（平成十年、武蔵野書院）に追補再録）がある。同稿では、惟高妙安の手になる『韻府群玉』の抄物、『玉塵』の研究を課題とされ、直接には『玉塵』の基づける本文を究明するために、『韻府群玉』の諸本に詳細な検討を加えられたものである。また、柳田氏御自身も述べて居られるように、本邦に於ける『韻府群玉』の流通を知ることとは、『玉塵』を考察する前提となるばかりでなく、本邦中世期の学藝一般にも強い関わりを持つ。柳田氏はこのことを踏まえられ、行論の過程で種々の本文に注意を傾けて居られる。具体的には、国内に伝存する諸本に即いて網羅的な調査を施し、個々の伝本の形態や来歴にも意を用いて居られ、その記述は周到を極める。またその対象も新增説文本以下の諸本に及ぶ広範のものである。着眼の点から言っても、版種の弁別を基として、版種間の本文の關係に考察を進めて居られるため、実に本稿の如きは、屋下に屋を架する徒勞の觀を免れない。本稿の意図する所は、わが国中世期の日本漢学について、その拠って立つ基盤を明らかにしようという点にあるけれども、全般に互って柳田氏の論考に負う所が大きく、本稿の敢えて紙幅を占める所以は、版本学的觀察による若干の補正に過ぎないことを、先ず銘記して置かなければならない。

本章の記述には伝本解題の体裁を以てするが、先ず版種の別によつて分類し、当該の版種に共通の事項を前掲した。その際に、依拠の版種と同様の事項については記述を省略した。また版種間の依拠関係については大概を採り、詳細については後章の課題とする。版式等は本文のそれを標準として、他の部分には異なる事項のみを記した。各伝本固有の事項をその後列し、同版種の中では摺りの先後によつて整序した。また修刻を有するものは、小括してその首に標示した。補刻と異版種補配の判別については、同然本の存否を基としたが、その他の状況に即いて推断を下した場合もある。補配を有する伝本の取扱ひについてはやや複雑となるので、以下に少しく附言して置きたい。

『韻府群玉』の伝本には、補配によつて全巻を具えた場合が殊に多く、三種の混配と見るべきものがあり、また一版種でも補配と見るべきものがあり、その混配の比率も、異版数冊を合したもののから、僅か数張を雑えたものまであつて、一定してない。本書本文の性質を考えれば当然の現象ではあるが、版種を以て分類を加える上からは、やはり相應の規矩を要するであろう。そこで本稿では、補配の各部分を版種毎に分ち、それぞれを同版種の伝本の下に一括した。補配の全容とその伝本全体に

関わる事項については最も分量の多い版種の項に記し、その他の項では冊数を前掲せず、それぞれの版種に別れた各部分が、本来所在を同じくし他版種の項にも分記のあることを標出して、互見を請うこととした。また一卷に満たない分量の補配である場合は、補鈔の部分と同様に、形態等の記事中に略説して煩を避けることとした。その他、特記の必要を認めない点については適宜省略に委せてある。

韻府羣玉二〇卷

元陰時夫（時遇）編 陰中夫（幼達）注

元元統二年（一三三四）刊（梅溪書院）

先ず序題六篇（六張）。首「韻府羣玉序」と題し、次行低二格で「翰林 滕玉霄序」等と小題を標し、次行より本文。一篇を了り行を接して次篇。後三篇低一格、諱字改行一格擡頭。先ず「翰林 滕玉霄序」に「自乾坤文而成八卦（中略）吾友／陰君昆仲爲韻府羣玉以事繫韻以韻摘事／經史子傳蒐獵靡遺是又能以有窮之韻／而寄無窮之事亦大奇矣（中略）陰君二妙博洽而文其所著述／不獨此翰林滕賓序」とあり。滕賓、又名斌。字玉

霄。黃岡の人。至大年間（一三〇八―一一）翰林學士。後に家を棄て天台山に道士となった。次で「姚江村序」に「四聲韻出而小學湮矣（中略）今陰氏兄弟／研精鉤玄援韻繫事（中略）至大／庚戌臆江村姚雲」とあり。至大庚戌は三年（一三二〇）に当たる。姚雲、又名雲文。字聖端。又字若川。江村と号す。高安の人。宋咸淳四年（一二六八）の進士。官職は工刑部架閣等を経て撫建兩路儒學提挙に至る。次で「翰林承旨趙子昂題」に「上涉羣經下苞諸子賢於回溪史韻多矣／吳興趙孟頫題」とあり。趙孟頫、宋宝祐二年（一二五四）生。字子昂。松雪と号す。湖州の人。宋朝の宗室に出、宋亡びて元に仕え、至元二十三年（一二八六）兵部郎中となり、集賢直學士、江浙儒學提挙等を経て、至大三年（一二三〇）翰林侍讀。仁宗朝（至大四年、一三一一―）に集賢侍講、翰林學士承旨に進む。延祐六年（一三一九）官を辞し、至治二年（一三三二）に六十九歳で卒す。魏国公に追封、諡を文敏と稱す。書画を善くし元初に文名が高かった。史韻とは宋錢諷撰「回溪先生史韻」を指しているよう。次で「陰竹埜序」に「韻撫事衆矣同乎纂於史宗於詩（中略）一日登書樓見季子棐几萬籤問／之曰幸父兄與歲月暇得恣獵羣籍遇／欣然與意會處筆之將繫於韻摘其異／而會諸同也（中略）爰授以／

凡例俾勉爲之垂三十載告成予方披／閱間有客過竹所見而獎許之過情請／名曰韻府羣玉（中略）客又曰文／公器也私諸已孰若公諸人秘論衡以／爲異者未廣也請綉諸梓予益難之（中略）於後進或有毫／髮助瑾瑜之瑕可匿也（中略）客曰唯大德丁未／春前進士竹埜倦翁八十四歲書于聚／德樓」とあり。大德丁未は十一年（一二三〇七）。陰竹埜（応夢）については前章に詳説した。次で「陰復春自序」に「鄧子藉稻博古者猶莫誌於瑯琊（中略）故凡事必類則易見義必釋則易／知也予季以事繫韻多所摘奇豈皆能／判然無疑者疑而不釋是猶擿埴／冥行而已（中略）方今文體尚／古吾黨之士獨不願熏香班馬與愚故／隨字註釋以備觀鑒庶乎索韻而得事／考釋而無疑其亦有少補云延祐改元／甲寅秋鄉試後五日幼達書」とあり。前章参照。次で「陰勁弦自序」に「是編敬遵先子凡例刻意纂集幸績／于成繼得二三同志者相與讎校其是／否而損益之書成而失怙痛哉謹奉遺／訓質正於儒林巨擘爰錄諸梓用廣其／傳惟冀先志云尔不然安敢犯不韙之／戒切惟近世黃氏所編韻會雖不詳於／紀事然非包羅今古者不及此而猶遺／聰聰紳嘶等字況時遇機線其才壅天／其見寧無遺珠之嘆其間雌鷄呼金／根妄改亦或不既與人爲善者遺則續／之誤則正之以便初學幸甚時遇謹白」とあり。前章参照。韻會云々とは、宋黃公紹原撰の

『古今韻會舉要』に「聰」「璵」等の文字を欠いているとの指摘で、現存の〔元〕刊本も当初そのような本文であったことが知られる。毎行一六字。版心、中縫部「勻玉序」と題す。

次で凡例（二張）。首「増修韻府羣玉凡例」と題し、次行より一つ書下に低二格（第二行以下に互らば低三格）で本文。九条。行を接して低五格で「已上凡例九條並依元本所書今増修大意／續見于下」の語あり。また接行で四條。前章参照。最末に「又其次活套卦名／等共十五類各用黑牌表出之其目如左」とあり、次行（次半張）の首に「韻下類目」と標し、次行より「一（墨團陰刻）音切」等と低一、五、九格で列す。毎行二二字格（類目は一五字格）。版心、中縫部「勻玉凡例」と、尾「増修韻府羣玉凡例畢」と題す。次で事目（第三張）。首「韻府羣玉該載事目」と題し、次行より「天文」等と低二、八格で列す。毎行約一五字格、注小字約二〇字格。版心、中縫部同前、尾、末行下方に「事目終（墨團陰刻）」と題す。次で目録（四張）。首「韻府羣玉目録」と題し、次行花口魚尾圈発下低一格で「上平聲」等と標し、次行「一卷（墨團陰刻）」等とある黒牌下より低二、七格で「一東獨用」等と韻目を列す。毎卷改行。毎行約一二字格、注小字双行行約二四字格。版心、中縫部「勻玉目」と、尾「韻府羣玉目録」と題す。

目録尾題後、第四張後半の第三、八行に、双辺無界木記「元統甲戌春／梅溪書院刊（楷體寫刻）」あり。元統甲戌は二年（一三三四）。梅溪書院は、他に元大徳十一年（一三〇七）カ刊『千金翼方』後序後の木記に「大徳丁未良月／梅溪書院刻梓」と、元泰定元年（一三三四）カ刊『類編標註文公先生經濟文衡』総目後の木記に「泰定甲子春刊於梅溪書院」と（『天祿琳瑯書目』）、元泰定四年（一三二七）刊『書（集伝纂疏）』序後に「泰定丁卯陽月／梅溪書院新刊」と、元後至元五年（一三三九）跋刊カ『皇元風雅』目録後の墨図記に「梅溪書院」と（『鉄琴銅劍樓藏書目録』）、明洪武二十一年（一三八八）カ刊『資治通鑑綱目集覽』序後の牌記に「洪武戊辰孟夏梅溪書院重刊」と（王重民『中国善本書提要』）あるのが知られ、首尾の『千金翼方』と『資治通鑑綱目集覽』は年次が懸け離れているようにも思われるが、その他は大略本版と同年代に属する。書影を確認し得た幾つかの版種は建安坊刻のものと思われるが、確証は得られない。『書（集伝纂疏）』等も版式字様に通ずる所があり、その前附の泰定四年陳櫟自序中には「今謀板行幸遇古邢張子禹命工刊刻与四方学者共之」の語がある。これらが同属であれば、その姓は張氏ということになる。卷首「韻府羣玉卷之一（一、二十）（隔三格）上平聲（一、入聲）（墨團陰刻）」

／(以下格) 晚學 陰 時夫 勁弦 編輯／新吳 陰 中夫 復春

編註」と題し(第二、三行首卷のみ)次行低二格で「一東獨

用」等と韻目を標し、次行より本文。先ず単字(同音字の首は

墨囲)、大字単行(小四字格)、直下より注、小字双行(同音字

の首は「何何切」と反切)、出典注記を墨囲して示し用例、当

該の文字は「一」符を以て代え、屢々「詳何」と互注標示、圈

発にて分節す。次で熟語、中字単行(小二字格)、直下より注、

体式同前、但し出典注記後掲、語彙釈道に互らば圈発にて分節

す。次で特殊語彙(卦名、人名等)、単行の黒牌中に類目を標

し(墨囲)、直下より注、体式同前、但し当該の人名は陰刻。了

りて直下より次字。字音毎に圈発にて分つ。毎韻改行。

第一卷 (二八張) 上平声 一東 三江韻

第二卷 (五一張) 四支 六魚韻

第三卷 (五七張) 七虞 十灰韻

第四卷 (六六張) 十一真 十五刪韻

第五卷 (六六張) 下平声 一先 五歌韻

第六卷 (五三張) 六麻 七陽韻

第七卷 (五〇張) 八庚 十蒸韻

第八卷 (五二張) 十一尤 十五咸韻

第九卷 (四九張) 上声 一董 六語韻

第十卷 (四九張) 七麌 十四旱韻

第十一卷 (四八張) 十五潜 二十二養韻

第十二卷 (四三張) 二十三梗 二十九賺韻

第十三卷 (五八張) 去声 一送 七遇韻

第十四卷 (三九張) 八霽 十二震韻

第十五卷 (五三張) 十三問 二十一箇韻

第十六卷 (四八張) 二十三禡 三十陷韻

第十七卷 (三七張) 入声 一屋 三覺韻

第十八卷 (四八張) 四質 九屑韻

第十九卷 (四三張) 十藥 十一陌韻

第二十卷 (四二張) 十二錫 十七洽韻

四周双辺(二一・一×一二・四糧) 每半張一〇行行大一四字半
格、小二九字。版心、小黒口(匡郭外周に接属) 双黒魚尾(不対向)、中縫

部「勻玉幾」と題し、下魚尾下に張数。
卷尾「韻府羣玉卷之幾(隔三格) 何聲(墨囲陰刻)」と題す。

知見の範囲では最古の版刻と目されるが、前章に述べたように
初度開刻時のものとは思われず、その本文にも墨格や誤刻が散
見され、第六、十四卷尾題下の声目を欠いたり、去声十五翰韻

の標題下の注に「與翰同用」としたり、去声二十二禡韻の標題を「二十三」とする等、形式上の不備も目に着く。また従来、後出の翻版と識別するため、略字を用いず正字を配するかに着録されているが、巻首を除けば略字も相当に多い(図版1参照)。

〈東北大学附属図書館(狩野文庫別置)阿七・六三〉 二〇冊

卷十五補鈔・補配〔明洪武八年序〕刊本

後補栗皮表紙(二五・四×一五・五糎)或は新補素紙表紙、左肩に題簽を新補して、或は打付に「韻府群玉 幾」と書す。裏打改装。原紙高約二四・四糎。見返し、右肩より韻目を注記す。每冊一卷。

第十五卷第一〜九張は補鈔に係る。第九張前半第九行にて途絶。但し本文としては去声十四願韻までを完存して、次葉以下の本文に連なる。次の翰韻を巻首として分巻の異なる別版を補配し、そのために生じた欠を補うもの。その底本は元統二年刊本と思われる。単辺有界、版心相当部分は前後接属せず、下方に張数。室町期の朱筆を以て圈豎傍句訓点、行間に校字、字義注記、欄上に標柱を加え、墨筆を以て磨滅部補鈔を加える。又やや後の筆と思われる朱墨を以て天地欄外に標字、字義注記や種々の符

号(卍等)を加える。

第五冊首に単辺方形陽刻「臨」濟宗」朱印影、鼎形中単辺方形陽刻「州／天」朱印影、双辺方形陽刻「元／益」朱印影を存し、第十二卷第十七張前半書脳部に単辺龜甲形陽刻不明朱印影を半存するが、いずれも使用者を審らかにしない。

〈市立米沢図書館 米澤善本六三〉

一〇冊

後補洪引表紙(二四・七×一五・七)左肩より打付に「韻府群玉」「幾」と書す。右肩より箋紙を貼布して後筆で韻目を書す。裏打改装。天地截断。每冊二卷。

匡高二〇・八糎、前掲東北大学蔵本に比べても相当の後印本で、左右の匡郭附近は判読の難しい文字がある。

室町期の朱筆を以て圈豎傍句訓点、音訓送仮名、欄上に校字注記(第二冊以降は稀)、標柱を加える。又墨筆を以て欄上に字義注記を加えた箇所が僅かにあり、ゾ式の仮名注を雑える。

第一冊首及び第二卷以降の毎巻首に単辺方形陽刻「洪／山」朱印影を存し、第一卷及び第二冊以下每冊首に「妙心寺内元生寺」(低格)極上座」の墨識を存し、署名に重ねて鼎形陽刻不明朱印影を存す。¹⁰⁾

この他、お茶の水図書館成篁堂文庫に板坂卜齋等旧蔵の一本を存するようであるが、未見。「新修成篁堂文庫善本書目」に附載の書影に拠れば、巻首は元統二年刊本と同版、別版補配を称する第十一巻首は後掲〔朝鮮前期〕刊本と同版と思われる。

又 後修

第一巻全張、第二巻第一〜十八、二十一〜五十一張、第三巻第一〜五十六張、第四巻全張、第五巻全張、第六巻第一〜五十二張、第七巻全張、第八巻全張、第九巻全張、第十巻第一〜二十、二十三・四、二十九・三十、三十三・四張、第十一巻第十三・四、二十、二十五・六、三十六・七、四十一・二張、第十二巻第一〜四、七・八、十二〜四、十七〜二十、二十五・六、三十七〜九、四乙張、第十三巻第一・二、五・六、十五・六、二十一・二、二十五〜八、三十三〜四十六、四十九〜五十二張、第十四巻第三十六・七張、第十五巻第一・二、七〜十、二十一・二、二十五〜四十六、四十九〜五十三張、第十六巻第一〜十四張、第十七巻第一〜二十、二十八〜三十一張、第十八巻第一〜十四、十七〜四十、四十三〜八、第十九巻全張、第二十巻第一

〜十四、二十一・二、三十七〜四十一張は補刻に係る。これを要するに、前半では原刻部分が殆ど数張に止まるのに対し、後半ではややその数を増す。首目一三張は原刻。

四周双辺(二一・〇×一二・五糎)巻首匡郭の大きさはほぼ原刻に等しいが、その字様に於いては、筆画の入りや撥ねが少しく強調されている。その他、基本的に原刻の版式を逐うものであるが、原刻に比して略字の採用が増え、原刻にない墨格を多く存する。後修本に残る原刻部分ではかなり磨滅が進んでいるので、その判読の難しさが墨格を生じた一因であろうか(後章参照)(図版2参照)。

〈國學院大學図書館 貴・八四八・八五七〉 一〇冊

釈中巽旧蔵

後補小豆色艶出表紙(二二・七×一四・七糎)。裏打改装。天地截断。事目を欠き、序、目錄、凡例の順に綴す。毎冊二巻。原刻部分はかなりその後印で、第十六巻第二十九・三十張等は殊に漫患著しい。

第四巻第五十五・四張、第十二巻第四二・四乙張は誤綴、第十六巻第三十七・八張、第十八巻第四十八張、第二十巻第十一・

二張は室町期の補鈔に係り、第十一卷第三十九張を欠く。室町期の朱筆を以て標豎句点を、稀に訓点、送仮名、校字注記を加え、極稀に墨筆を以て欄上校字・字義注記を加える。

第五冊首と第十冊尾に方形陰刻「權中／之印」朱印影、第五・九冊を除く奇数冊の首に同「釋氏／中巽」朱印影（權中中巽所用）、毎冊首に同不明朱印影、重鈐して単辺方形陽刻「象／先」朱印影、また同「久遠院」朱印影、双辺方形陽刻「樂亭文庫」朱印影（松平定信所用）、単辺方形陽刻「立教館／圖書印」朱印影、単辺円形陽刻「桑名」朱印影（桑名藩校所用）を存す。權中は臨濟宗夢窓派の僧で、青山慈永に嗣ぎ、夢窓―青山―權中の法系。応安元年、即ち洪武元年（一三六八）に絶海中津等と入明、宋濂に派祖夢窓疎石の塔銘執筆を委嘱するなどして帰朝、官寺に出世せず建仁寺大統院に住した⁽¹¹⁾。

又 通修

後修本の補刻に加え、第十卷第二十一・二、三十七・八、四十九張、三十七・八、四十九、第十一卷第一―四、十一・十二、二十九・三十、四十五―八張、第十二卷第二十一・二、四十二・

三張、第十三卷第十七・八、二十三・四、二十九・三十、五十三―六張も補刻に係る。摺りは前記後修本とも遜色がなく、これらは殆ど時を隔てずに補われたものかと思われる。

〈大東急記念文庫 二二・二二・一九〉 二〇冊
新補藍色表紙（二三・五×一五・一糎）。裏打改装。天地截断。毎冊一卷。

第十一卷第三十五張、第十二卷第二十九張、第十四卷第三・四張、第十五卷第四十八張、第十六卷第二十三―五、三十七・八張に後掲〔日本南北朝〕刊本、いわゆる五山版を用いた補配がある。これらは通行の五山版と同版のものであるが、他の足本には見られない特色もある（後章参照）。

第十卷第三十六張、第十八卷第三張は、近世期の補鈔に係る。室町期の朱筆を以て圈豎句点を加え、同筆の朱墨を以て訓点、音訓送仮名、欄上字義、校字注記、磨滅部補鈔を加える。補配部分にも朱を加えてあるが、これらは別手に出る。

首と下平声以下毎声の首に単辺方形陽刻「長松館圖書約／三章母借之／為人母還之過／期母缺之不補」朱印影、同「江風山／月莊」朱印影（稲田福堂所用）、同「桓氏家藏」朱印影を存す⁽¹²⁾。

〈京都府立総合資料館 特〇五〇・一九〉

首目、卷一・二、四、六、九、十一、七、二十補配元至

正二十八年刊本

第三、五、十、十八・十九卷は当該の版（二〇冊のうち五冊）。

詳細後掲。

元統二年刊本では森立之が『経籍訪古志』卷三に「求古樓藏」の一本を著録し、自ら「余亦藏此本」とも書入っているが、いずれも修否等不明。海外では『北京図書館古籍善本書目』子部類書類に「韻府羣玉二十卷〈元陰時夫輯 陰中夫註 元元統二年梅溪書院刻本 二十冊 十行小字雙行二十九字黒口四周雙邊〉七八四九」と、また「新增説文韻府羣玉二十卷〈元陰時夫輯 陰中夫註 元刻本〔卷十五配元元統二年梅溪書院刻本〕 二冊 十行或十一行大小字不等小字雙行二十九字黒口四周雙邊〉存二卷〈六 十五〉一八六三五」とあり、『中国古籍善本書目』子部類書類に拠れば、なお上海図書館、重慶市図書館、黒龍江省図書館に存する模様。上海図書館の本は徐乃昌旧獲のもので、我が国室町期の書入がある。原刻と比するに巻首別版で、後修補刻本と思われるが、未確認。

同

元至正二十八年（一三六八）刊（東山秀岩書堂）

拠元元統二年刊後修本

前掲元統二年刊本と同行款の翻版で、目録末の木記は双辺無界「戊申春東山／秀岩書堂刊（楷体写刻）」に変更されている。秀岩書堂は、元至正二十六年刊『増修互註礼部韻略』卷一尾題前の木記に「太歳丙午仲夏／秀岩書堂重刊」と、元至正二十六年刊『詩詞賦通用対類賽大成』卷一首書牌に「陳氏秀岩書堂重刊」目録末書牌に「：至正庚子菖節陳氏秀岩書堂梓行：」卷二十末牌記に「歳次丙午菊節秀岩書堂新刊」（『美国哈佛大学燕京圖書館中文善本書志』）とあり、至正末年の刊刻が知られ、戊申は元至正二十八年（一三六八）即ち明洪武元年に相当と思われる。また『対類賽大成』の書牌に拠れば、姓は陳氏と判明する。本文は元統二年刊後修本に拠ったと見られ、広い意味では覆刻と見做してよいが、依拠本に比しても略字の採用が多く、新たに誤刻の箇所を増す等、小異もある（後章参照）。四周边（二一・一×一二・六糎）間々左右双辺も雑える。そ

の他、版式も依拠本に同じ（図版3参照）。但し第一卷第二張、第十八卷第三十二張等は張付の下にも魚尾を存する。また第十卷の尾題を「韻府卷之十」に作る。

〈京都大学人文科学研究所（松本文庫）子・XII・一〇〇〇冊

卷十五補配（日本南北朝）刊本

後補渋引包背表紙（二四・四×一六・二糎）左肩打付に「韻府

〈何（声目）／第幾（卷次）〉と、右肩より韻目を書す。別筆

にて「韻府群玉集〈何（声目）／第幾（卷次）〉」と書せる題

簽を補った冊もある。第十八冊の前表紙は又後補で、左肩打付

に「玉扁」等と、右肩より韻目を書す。内側は外郎の効能書を

摺れる反故紙。第八、十五冊を除く毎冊後表紙の中央に打付に

「共二十冊之内／加納全久院／（低格）常住」と大書す（打付

の外題と同筆か）。破損多く、稀に修補を施す。毎冊一巻。

版面の四隅、特に左下方等は屢々墨付が悪く磨滅したように見

えるけれども、早印に属する。

極稀に墨筆を以て欄上に校字注記を加える。

〈日光山輪王寺天海藏 一七三六〉

二〇冊

後補渋引包背表紙（二四・八×一四・七糎）左肩打付に「韻府」と書し、右肩より打付に別筆で韻目を書し、中央下方打付に又別筆で「八十三」と書す。毎冊剥離せる見返しの前半葉に又又別筆で「雲興菴書院公用」と書す。目録第一〜三張、事目第三張、目録第四張の順に誤綴す。

朱筆を以て豎傍句点、傍線、欄上標柱を加え、第三卷第二十二張前半には室町期の朱墨を以て欄上字義注記書入を存す。但し上声以下は稀¹³⁾。

〈杵築市立図書館（梅園文庫）B・四八三、四八四〉

欠卷三・四 卷五〜八、十一〜二十補配（日本南北朝）

刊本 卷九・十補配元至正二十八年刊後印本

第一・二卷は当該の版（もと一冊、合五冊中半冊）。詳細後掲。

〈京都府立総合資料館 特〇五〇・一九〉

卷三、五、十、十八・十九補配元統二年刊後修本

首目、第一・二、四、六〜九、十一〜七、二十卷は当該の版で、

第五卷も第三十張までは本版と思われる。

後補香色表紙（二三・六×一五・一糎）左肩より打付に「韻府

「」幾」と書す。第十一冊旧題簽。首二葉のみ襖紙。天地截断。每冊一卷。第一卷第十三、十二張誤綴。

朱筆を以て合圈豎訓句点、送仮名を加え、欄上に貼紙して、或は打付に墨筆を以て標字注記を加える。

每冊首に单边円形朱印影を存するも印文刪去さる。⁽¹⁵⁾

〈金沢市立玉川図書館（大島文庫）特一〇八・一〇〉 一三冊

欠首目、卷一、四・五、八・九、十三、十五

後補栗皮表紙（二四・七×一五・三糎）右肩より打付に卷序数と韻目を書す。或は貼紙して別筆で書するもあり。押し八双あり。第四冊表紙紙背に書状断簡。裏打改装。每冊一卷。第七卷第二十、二十二、一、三張誤綴。第十二卷第四十三張（尾）欠。朱筆を以て圈豎傍句点、音訓送仮名、連合符、校字注記、磨滅部補鈔を加え、墨筆を以て欄上に磨滅部、破損部補鈔を加える。但し上声以下は極々稀。

每巻首に方形陰刻「景睦／之室」朱印影、单边方形陽刻「□／萬」朱印影、同「祐／俊」朱印影を、双边方形陽刻不明朱印影、单边方形陽刻「得所託／傳於久」朱印影（大島家所用）を存す。⁽¹⁶⁾

〈天理図書館 九二一・〇七一イ一〉

二〇冊

後補栗皮表紙（二五・〇×一六・〇糎）左下方打付に冊序数を朱書す。裏打改装。天地截断。每冊一卷。

この段階の印本では匡高二〇・八五糎と収縮を示す。

第二卷第一〜七張近世期補鈔、首「新增説文韻府羣玉卷之二」

と題す。第三卷第二十、五十四張、第八卷第二十九張、第十六

卷第四十八張新写を以て補う。

朱筆を以て圈豎句点、傍線、欄上校字注記、標柱を加え、墨筆

を以て訓点、送仮名、磨滅部補鈔を加える。別手近世期朱墨の

欄上注記も混す。

每冊首に单边方形陽刻「伊澤氏／酌源堂／圖書記」朱印影（伊

沢蘭軒所用）、同「三忝齊／圖書」朱印影（多紀元堅所用）、同

「炳卿珍藏／槧古鈔之記」朱印影を存し、首に同「元／本」朱

印影（共に内藤湖南所用）を存す。⁽¹⁷⁾

〈静嘉堂文庫（陸氏守先閣）二九・五四〉

一〇冊

後補白色表紙（二三・七×一五・四糎）線装内下方打付に「幾」と冊序数を書し、首冊のみ、その上に「共十本」と書す。一部

裏打改装。天地截断。後補前副葉（二枚）あり。每冊二卷。

目録第三・四張は補鈔に係り、木記を欠く。また第二十卷第四十二張(尾)は後半葉を存せず、尾題を欠く。

極稀に墨筆を以て圈点、傍線、磨滅部補鈔を加え、第二十卷のみ朱筆書入を雑える。

第一冊首、第一巻首に単辺方形陽刻「樂安ノ臧記」朱印影、每冊首に「歸安陸氏守先閣書籍稟請ノ奏定立案歸公不得盜賣盜買」朱印影(共に陸心源所用)を存す。⁽¹⁸⁾

〈杵築市立図書館(梅園文庫) B・四八三、四八四⁽¹⁹⁾〉

欠卷三・四 卷一・二補配元至正二十八年刊早印本

卷五〜八、十一〜二十補配〔日本南北朝〕刊本

第九・十卷は当該の版(もと一冊、合五冊のうち半冊)。第一・二巻の同版部分に比して摺りが劣り、書入がなく、紙質も異なっている。詳細後掲。

〈静嘉堂文庫 一〇二・一七〉

卷一補〔明前期〕清江書堂刊新增説文本

後補茶色表紙(二三・九×一四・九糎)右肩より打付に韻目を書す。襖紙改装。書扉の位置に封面(上欄)清ノ江ノ書ノ堂・

(中央上段黒牌)増ノ入ノ韻ノ會ノ説ノ文(陰刻)・(中央)韻府

羣玉(書大)・(右)是書以事繫韻上涉羣經下包諸子不持易ノ於押

韻抑且便於檢事欲觀某事即某韻(左)得之(一〇格破損)増注許

慎説ノ文使(一一格破損)梓而行之(有界行書)あり。清江書堂は明

宣徳六年(一四三二)刊『広韻』、嘉靖三十二年(一五五二)

刊『新刊參采史鑑唐書志伝通俗演義』(『明代版刻総録』)等が知られる建陽の書肆で、姓は楊氏。求板後印者かも知れないが、

この本の封面題と第一巻首題の字様は相似しているし、宣徳版

『広韻』の書影(『明代版刻図釈一』)と比べてもその版式、字様に逕庭がないから、封面及び第一巻は概そ明前期の刊刻と見

たい。目録第四張後半第三行木記右边を残して摺らず、料紙は

切らないが多少破損している。每冊二巻。第十四卷第十六張を欠き、匡郭・版心・界線のみを墨書した罫紙を補つてある。

第一巻、四周双辺(二〇・九×一二・五糎)版式、前掲版に同じ。但し中縫部「勻玉幾フ」と題す。

朱筆を以て合圈点、欄上校字注記を加える。また第一巻首等、墨筆を以て界線を補う。

毎巻首に単辺方形陽刻「宗ノ薛」墨印影、毎冊首に単辺方形陽刻「讀杜ノ艸堂」朱印影(寺田望南所用)、首冊前表紙見返し

に方形陰刻「伏櫪／館藏」朱印影を存す¹⁸⁾。

当該の伝本は至正二十八年刊本に〔明前期〕清江書堂刊新增説文本を補配した体裁となっているが、疑わしい点もある。先ず第一巻とそれ以外の料紙に差がないように思われるし、書肆名を含む木記の摺印を避けている点も作為を感じさせる。また清江書堂刊本の完存を聞かないし、新增説文本は通常毎半張一行で、本版のように一〇行の版は例がない。該本が同版本中でもかなりの後印本であること等を勘案すると、明代に清江書堂が求板し、第一巻のみを新增説文本によって補刻したものの如くに推察される。ただ明徴は得られないので、記して後考を俟ちたい。

この他、国内では黒羽雲巖寺に同版本を存する由であるが未見。また松田福一郎氏『古鈔旧槧録』に旧叡山真如蔵の同版本書影を存する由。海外では台北・故宮博物院に楊守敬旧蔵の二本を存し（阿部隆一氏の『中国訪書志』に拠れば、一は室町期朱点書入、「桂芳」墨署名を有する『日本訪書志』『留真譜』所掲本。一は「桂谷寺常住」「屹布衲」墨署名を有する浅野梅堂旧蔵本。後者は、マイクロフィルム書影に拠れば、卷十九・二十

に〔日本南北朝〕刊本を補配）、米国・哈仏大学哈仏燕京図書館にも一本を存する模様（『美国哈仏大学哈仏燕京図書館中文善本書志』に拠れば「釋」「惠心」の鈐印を存する由）。南京図書館に蔵し『中国古籍善本書目』に「韻府羣玉二十卷〈元刻本〔卷一、五至十二 十七至二十配明刻本〕清丁丙跋〉」と著録の一本も、『善本書室蔵書志』及び『益山書影』に拠れば、卷二、四、十一、十六、十八に同版を含む伝本と確認される¹⁹⁾。また北京・首都図書館に「新增説文韻府羣玉二十卷〈明秀岩書堂刻本〉」を存し（『中国古籍善本書目』）、前掲の清江書堂刊本との関係で注目されるが、版の異同を審らかにしない。以上、本版には一〇例を越える伝存があり、その多くが我が国伝来のものらしく思われる点は注意されてよい。

また未確認の伝本で『説文』の増入がない形と思われるものに、お茶の水図書館成篋堂文庫蔵本があり、『新修成篋堂文庫善本書目』には「元刊。卷一至八の零本。別蔵元統二年梅溪書院刊本の覆刻別版」と見える。また東京大学総合図書館に蔵する「新增説文韻府羣玉二十卷〈至正十六年劉氏日新堂刊本〉」中にも「元刊韻府羣玉十行本」の含まれる由であるが、版の異

同を検していない。その他にも『藝風藏書統記』卷五に所載の「元刊本」、『嘉業堂藏書志』卷三に所載の「明翻元刻本」（繆荃孫稿）、『中国古籍善本書目』所載の上海図書館、四川師範学院図書館、鄭州市図書館、天津師範大学図書館所蔵「元刻本」、同じく湖北省図書館所蔵の「明初刻本」等を挙げることができ。この内『藝風藏書統記』には「姚雲序、至大庚戌（此板控去／至大二字）」と見えるが、類本に接することができない。

また『嘉業堂藏書志』に「此本目錄後有牌子邊闌而無字、疑爲明翻元統本」とあるのは前掲本と異なるし、『嘉業堂善本書影』卷三に載る「韵府群玉二十卷（元刊本）」（同目錄）の本は、前掲両版及び後修本と巻首別版と認められる⁽²⁰⁾。

同

〔日本南北朝〕刊 覆元元統二年刊本

前掲元統二年刊本と同行款の翻版で、原本記を存し、字体も大略元統本に合致するが、曖昧な字体を採用している箇所も多い。また本版独自の墨格を相当数有しており、元統刊後修本や至正刊本の場合と同様、底本に判然としない文字のあったことも窺

われる。その他、底本と小異がある（後章参照）。

四周双辺（二〇・八×一二・四樞）屢々左右双辺もあり、双辺見当の幅で未刻の匡郭も雑える。間々匡郭左下方の欄外に刻工名を存し、第一卷第三・四張、第二卷第一〜八、三十七〜四十張、第三卷第五〜十二、四十九〜五十二張、第四卷第一〜三、十七〜二十、五十三〜六張、第五卷第一〜八二十一〜八張、第六卷第五〜十張に「明^(草体)（無郭）」と、第二卷第十三〜六張、第三卷第二十九〜三十二張、第四卷第十三〜六、六十一〜四張、第五卷第十三〜六張、第六卷第一・二張には「長有^(小郭)」と見える。「明」は彦明の略記と思われ、共に南北朝期に來朝した刻工として知られるが、⁽²¹⁾ 姓氏を明らかにしない。恐らくは貞治六年（一二三六七）七月に、元末の争乱を避け福建方面から渡來して、嵯峨近辺に寓居した刻工等と一団の者と思われる⁽²²⁾。彦明は応安三年（一二七〇）刊『月和尚語録』、同四年刊（陳孟榮）『宗鏡錄』、永和二年（一二七六）刊『集千家註分類杜工部詩』（長有も）での彫版が知られ、長有は貞治六年刊『禪林類聚』補刻、永徳二年（一二三八二）刊『仏海禪師語録』にもその名を刻しているから、本版も概そこの頃、南北朝末年までの開版と見て誤りないであろう。また刻工名の出現分布を見ると、

大略四張を単位として交替するかに見える。第七卷以降に工名の見えないことは、その原因を測りかねるが、第十―十八卷等は刻工の伎倆が他に劣っているように見え、良工を前後に配したものと疑われる。その他、版式は底本に従うが、凡例の張数を序より通算して第七・八とし、事目の張数を第一とする点は底本と異なる。また後半の巻では首尾題下の声目黒牌を墨囲しないことが多い(図版4参照)。

〈東洋文庫 二BC・二〉

二〇冊

新補淡茶色表紙(二七・〇×一七・三糎)左肩双边摺棹題簽を貼布して「韻府羣玉 幾」と書す。裏打改装。五針眼釘。現状には事目、序、凡例、目録の順に配す。毎冊一卷。

知見の完本中では最早印と目される。摺り方も比較的丁寧で、尾題後の未刻部分にも墨付がある。

第二卷欄上に室町期の墨筆で標字注記あり。また全巻に、室町末の朱筆を以て合圈豎句点、稀に音訓送仮名、欄外校字注記を加え、同筆と思われる朱墨を以て要語の標出を加える。

序首に墨識「寄附 福聚禪寺(三隔) 徳雲主席堂」あり、毎冊尾に单边方牌中円形陽刻「虎ノ堂」墨印影を存し、序首と第二

冊以降毎冊首に单边方形陽刻「明ノ東」朱印影、同「江風山ノ月荘」朱印影を存す。

〈大東急記念文庫 二二・二九・三一〉

一〇冊

釈彦軾旧蔵

後補洪引表紙(二二・八×一五・一糎)左肩打付に「韻府羣玉 幾之幾」と、同筆で右肩打付に「何聲」と書す。中央に韻目を列記するもあり。「天地截断」。毎冊二卷。

僅かながら前掲東洋文庫蔵本より後印と思われる。

朱筆を以て圈豎傍句点、磨滅部補鈔を加え、朱墨を以て欄上校字注記を加える。

巻尾に墨識「永享二年閏十一月 日 彦軾置之」あり。彦軾は年代から見て相国寺雲頂院の敬叟彦軾であろう。敬叟は臨濟宗一山派の僧で太清宗渭の嗣、一山一寧―雪村友梅―太清―敬叟の法系。永享初年に天龍寺に出世した(第八十四世)。該本の永享二年(一四三〇)の年記は、本版の早い段階での伝播を示しているよう。

毎冊首に单边方形陽刻「増島氏ノ圖書記」朱印影(増島蘭園所用)を存す。

〈神宮文庫 三・二二四三〉

一〇冊

後補古丹表紙（二七・五×一六・五糎）左肩題簽を貼布して〔室町末近世初〕カの筆で「韻府 〱何聲之上（下）」と書し、右肩より同筆で打付に韻目を書す。第一、四冊の題簽は又後補で、旧題簽は本文に挟まれている。押し八双あり。天地截断せざるか。毎冊二卷。

ほぼ全張に互り室町期の朱筆を以て圈豎傍句点、稀に訓点、磨減部補鈔を加え、同墨筆を以て欄上校字注記を加える。これらは共に表紙題署と別筆。

毎冊尾に双边方形陽刻「林崎文庫」朱印影（内宮・荒木田氏所用）を存す⁽²⁵⁾。

〈名古屋市蓬左文庫 一〇一・四六〉

一〇冊

後補淡茶色表紙（二三・六×一五・四糎）左肩打付に「韻府羣玉幾」と書す。厚手裏打改装。天地截断。毎冊二卷。

極々稀に朱筆を以て句点、校字注記を加える。

毎冊尾に墨識「十冊之内 自牧（花）あり」あり。

毎冊首に单边方形陽刻「御／本」朱印影（駿河御讓本）を存す⁽²⁶⁾。

〈杵築市立図書館（梅園文庫）B・四八三、四八四〉 合五冊

欠卷三・四 卷一・二補配元至正二十八年刊早印本
卷九・十補配元至正二十八年刊後印本 釈日典旧蔵

第五、八、十一、二十卷を存す。

後補淡茶色表紙（二三・〇×一四・九糎）左肩打付に「韻府幾何聲」と書し、別筆で右肩打付に韻目を朱書す（欠くもあり）。破損修補。天地截断。もと毎冊二卷、合して毎冊四卷。

補配部分を除き、近世初と思われる朱筆を以て圈豎訓句点、音訓送仮名、磨減部・墨格補鈔を加えるが、上声以下は稀。

補配部分を除く毎奇数巻首に無辺陽刻「妙／覺／寺／常／住／日／典」朱印影⁽²⁷⁾、毎冊前表紙及び毎奇数冊首に单边方形陽刻「荒木／明藏／書印」朱印影を存す。

〈宮城県図書館 三〇四五六〉

二〇冊

後補洪引表紙（二五・〇×一六・三糎）左肩題簽を貼布して「韻府 〱幾 韻目／声目」と書す。天地截断。毎冊一卷。

第九卷第四十四、四十三張誤綴。欄上に墨書して前後を正す。

上平声のみ朱筆を以て圈豎句点、欄上校字注記を加え、僅かに墨筆の欄上字義注記あり。

毎冊首に単辺方形陽刻「伊達伯／觀瀾閣／圖書印」朱印影あり。

〈東北大学附属図書館（狩野文庫別置）阿一五・九六〉一〇冊
後補香色布目菊菱花文空押艶出表紙（二三・五×一四・九糎）
左肩打付に「韻府羣玉幾之幾」と、同筆で右肩打付に「何聲」と書す。虫損修補改装。天地截断。包角あり。毎冊二卷。第五卷第十二・十一張誤綴。

該本では、前掲本までに比べ、磨滅の進行が若干認められる。朱筆を以て合堅句点、行間注記、欄上標柱を加え、僅かに朱墨欄外字義注記を存する。

首に方形陰刻不明朱印影、単辺方形陽刻「東／□」朱印影、同「尾藩小川／進徳齋記」朱印影（小川守中所用）、事目首に双辺円形陽刻「雲／山」朱印影、毎冊首に単辺方形陽刻「馳可堂／藏書記」朱印影、毎巻首に単辺紡錘形陽刻不明朱印影を存す。

〈東洋文庫 二BC・一〉

二〇冊

卷四補配〔明末〕刊（覆明万曆十八年序刊王元貞校新增説文本）本

新補藍色表紙（二六・五×一七・五糎）左肩に題簽を貼布して

「韻府羣玉 五山版」卷幾」と書す。五針眼釘。本文料紙やや厚手、毎冊首尾裏打。後補前副葉（一枚）あり。毎冊一卷。

磨滅が更に進行し、第十九卷第二十七・八張等に甚しい。室町末の朱筆を以て圈堅傍句点を加え（別手もあり）、同墨筆を以て訓点首訓送仮名を加え（朱も雑える）、同朱墨を以て欄上に校字（「唐本」との本文異同と「瓢本²⁸」との加点の異同を含む）、字義注を加える。

補配部分の巻尾に墨識「見木公一統貫叟」あり。

毎冊首に、単辺方形陽刻「□得菴」朱印影に重ねて双辺方形陽刻「寶福寺」朱印影（墨滅）を存し、また単辺方形陽刻「堀氏藏書之印」朱印影、毎冊尾に同「雲邨文庫」朱印影（和田維四郎所用）、毎冊首・尾に同「江風山／月莊」朱印影・同「福堂」朱印影（稲田福堂所用）を存す。²⁹

〈西尾市岩瀬文庫 九一・二三八〉

二〇冊

卷三・四補配〔朝鮮〕刊本

後補洪引包背表紙（二五・三×一五・八糎）左肩打付に「韵府 声目」と書し、中央打付に韻目を書す。裏打改装。天地截断。序六張を降順に誤綴。毎冊一卷。尾に修補識語「上平

聲四卷 下平聲四卷 上聲四卷 去聲四卷 入聲四卷／ 都
合二十卷安永六丁酉林鐘下浣／〈但青韻二枚尤韻一枚紙數不足
白紙納之以待抄寫〉宗孚修補焉」あり。

室町末の墨筆を以て訓点、音訓送仮名、欄上字義注記（後筆も
あり）を加え、朱筆を以て豎句点を加え、茶筆を以て傍点を附
してある。

每奇数冊首に鼎形陽刻「水／雲」朱印影、每冊首に単辺方形陽
刻「圓成寺什物」朱印影、同「閻魔庵／圖書部」朱印影、同
「岡本藏書」朱印影、每冊尾に双辺方形陽刻「岡本藏書記」墨
印影、尾に無辺陽刻「閻魔図」岡／本／画」墨印影（後四者
岡本閻魔庵所用）を存す。

〈京都大学人文科学研究所（松本文庫）子・XI二・一〉

卷一／十四、十六／二十補配元至正二十八年刊本

第十五卷を存す（二〇冊のうち一冊）。天地截断。室町期の墨
筆を以て欄上に字義、校字注記を加える。詳細前掲。

又 「後修」

第十九卷第二十七・八張に補刻がある。前掲本中比較的后印の
ものでは当該の箇所磨滅が甚しかった。

〈天理図書館 八二一・イ三一・一〉

一〇冊

後補淡縹色表紙（二六・五×一六・四糎）左肩打付に「韻府羣
玉」と書し、首冊のみ右肩に別筆で「月百八（全十）」と墨書
し双辺方形陽刻「西莊文庫」朱印影を存する蔵書標（小津桂窓
所用）を貼布す。裏打改装。「天地截断」。裏打紙は原紙より天
地数糎ずつ大きく、表紙も合せて折込み部を出してある。第一
冊後表紙見返しに又別筆の室町期の朱墨で『論語』公治長『正
義』の注語を記した小簽が貼布されている。每冊二卷。

該本では、原刻部分も、前掲本と比べ版の状態が格段に劣る。

室町期の墨筆を以て欄上に標字注記を加え（平声のみ）、室町
期別手の朱筆を以て圈豎傍句点（圈点後筆もあり）、欄上校字
注記、磨滅部補鈔（墨もあり）、故事標出（上声以下）を存す。
每冊首双辺方牌中円形陰陽刻「茂／松」墨印影、每冊首尾单辺
方形陽刻「不審」朱印影、每冊尾双辺楕円形陽刻「桂窗」朱印
影を存す。⁽³⁰⁾

存卷十一

後補標色雷文繫地文空押艶出表紙（二五・八×一六・九糎）。裏打改装。天地截断。

該本は補刻の箇所を存しないが、現存部分の摺りは直前の一本と同程度か、やや劣っているので〔後修〕の項に掲げた。

朱筆を以て圈豎傍句点、欄上校字注記を加え、稀に墨筆を以て欄外字義注記を存す。

首に双辺方形陽刻「澁谷藏書記」朱印影、単辺方形陽刻「寶玲文庫」墨印影、尾に単辺円形陽刻不明墨印影、双辺方形陽刻「□／山」墨印影あり。

この他、同版とされるもので披見していない伝本に、安田文庫旧蔵本、高木文庫旧蔵本、お茶の水図書館成篁堂文庫蔵本、三井家旧蔵（三）本、布施卷太郎氏旧蔵本（以上、川瀬一馬氏『五山版の研究』著録）、秋田県立秋田図書館蔵本⁽³¹⁾、堺市立図書館蔵本⁽³²⁾、横山重氏旧蔵本、亀井孝氏旧蔵本、台北故宮博物院蔵本（元至正二十八年刊本に補配）があり、安田文庫旧蔵本は、『善本影譜』甲戌第六輯に拠れば、大内氏・南葵文庫旧蔵、比

較的早印で大東急記念文庫蔵本と同程度の摺りと思われる。横山重氏旧蔵本は、中田祝夫氏編『玉塵抄（10）』（抄物大系別刊）（昭和四十七年、勉誠社）附載の書影に拠れば、極早印で東洋文庫蔵本（二BC・二）と同程度の摺りと思われる。故宮博物院蔵本は、マイクロフィルム書影に拠れば、比較的早印で神宮文庫蔵本と同程度の摺りと思われる、元刻の部分と同様に浅野梅堂所用印影を存する。また昭和十五年十二月の『新興古書展目錄』及び『弘文莊待賈古書目』第十五、十八号に本版第八巻と思われる零本と、同第二十八、四十五号に本版第五、六巻と思われる零本が登載されている。

披見していない伝本が多いので確言を避けなければならないが、先ず我が国の旧刊本中でも伝本の非常に多い部類に当たっていることは認められよう。また本稿では摺りの先後を問題としてきたが、後修以前のものにそう大きな差があるわけではなく、幾つかの伝本は殆ど同時ではないかと思われる程、相違する点が少ない。

同

〔朝鮮初期〕刊 覆元元統二年刊本

前掲元統二年刊本と同行款の翻版で、原木記を存し、字体も大略元統本に合致する。しかし僅かに本版独自の墨格を有し、一方で底本の墨格の多くが姿を消している点に特色があり、その他、本文には底本と小異がある（後章参照）。

四周双辺（二〇・二×一二・四糎）。版心、中黒口（匡郭内周に接属）、

三（第一巻首二張のみ四）黒魚尾（最下のものは欠く張も多い）（首のみ上下線黒魚尾）第二（首二張のみ第三）魚尾下張付。

その他、版式は底本と同様であるが、事目の張数を第一とし、原木記を有界とする点は底本と異なる。後述の如く、韓国に本版と同版かと思われる数点の伝存があり、中に巻尾を存し南秀文の跋を具えるものがある。この文章には「元朝瑞陽陰氏：宣德乙卯秋江原道監司臣柳希聞拜辞之日上諭之曰群玉爲書其於文士所裨實多予欲刊布：越明年春慕遊游手備材以聞爰命集賢殿出經筵所藏善本二部參校送之於是録于梓用廣其傳：正統二年丁巳六月日：臣南秀文拜手稽首敬跋」とあり（『東文選』卷百三にも「韻府群玉跋」として収める）これに拠れば、宣徳十年（一四三五）世祖の命により経筵所藏本二部を以て集賢殿に校止し、正統二年（一四三七）に上梓したことがわかる。或は本版をこれに充て、明正統二年跋朝鮮刊とすべきかも知れないが、有跋

の伝本を知見し得ないので、当面〔朝鮮初期〕刊と標記した。柳田氏著録「朝鮮版甲種」に該当する（図版5参照）。

〈東京大学東洋文化研究所 別置・甲三五〉

一〇冊

卷三・四補配〔朝鮮前期〕刊本 卷十九・二十〔補配〕

〔朝鮮〕刊本

新補藍色表紙（二五・二×一六・一糎）。五針眼釘。本文は楮紙であるが、補配部分を除き、竹紙の色調を意識した加工が施されている。毎冊二卷。

朱合点あり。第十冊（第十九・二十卷）のみ欄上に韻目を墨書し冊首に鼎形陽刻「觀／靜庵／夫」朱印影を存す。

〈宮内庁書陵部 五五六・一五〉

卷一〜十、十三〜二十補配〔朝鮮前期〕刊本

第十一・十二卷は当該の版（一〇冊のうち一冊）。紙質も他の巻と同様の粗楮紙であるが、漉目の寸法など、僅かな相違が認められる。詳細後掲。

その他、国内では神宮文庫（旧花園文庫）に一本を擁するが、

未整理本につき閲覧が叶わなかった。長澤規矩也氏『神宮文庫漢籍善本解題』及び沈暁俊氏『日本訪書志』掲載の書影と、両書並びに柳田氏著録に拠れば、岡本閻魔庵旧蔵、前掲東大本より早印で、匡郭はほぼ二〇・五×一二・七糎程のようである。この大きさからすると、前掲東大本には相当の収縮が認められることとなる。また『大垣善本解題』（『大垣市立図書館漢籍目録』四八頁）に「三國志六十五卷〈朝鮮活字印本〉」（妙心寺蟠桃院旧蔵）の著録があつて、同解題中に明嘉靖六、七年（一五二七、八）頃の朝鮮人手抄と共に「易朱子圖説、古今韻會舉要、韻府群玉などの印刷反古」の言及を存し、附載の図版に拠れば『韻府群玉』分の一葉は本版に係る。また当然ながら韓国に同版かと疑われる伝本を存するが、いずれも書影等を得ず、零本も多いので、目録、解題上には版種の識別が難しい。本稿では一先ず可能性の高いもののみ挙げて置くことにすると、誠庵古書博物館に収める趙炳舜氏蔵儲には本書同款本一三部を含んでいるが（『誠庵文庫典籍目録』に拠る、完本なし）この中に半郭二〇・五×一二・七糎を著録するものが四部あり（三一・一〇三九）四二）当該の法量は前記神宮文庫本のものと同致し、同版本になる可能性がある。この四部の中、第二十卷を存する一部（三一

一〇三九）に、先述の明正統二年（一四三七）南秀文跋を伴う由で、この跋は他の版種には附刻しないものようである。

同

〔朝鮮前期〕刊 覆〔朝鮮初期〕刊本

元統二年刊本に拠つた前掲〔朝鮮初期〕刊本と同行款の翻版で、元統刊本の原本記を存し、字体も大略底本に合致する。但し本版では剗改によつて文字を変えている例が目立つ（後章参照）。四周双辺（一九・八×一二・五糎）。版心、中黒口で底本より更に幅広く、稀に花口魚尾の張もある。第二卷第五十張には上象鼻に「勻玉二フ」と陰刻す。その他、版式は底本に同じ。但し第二卷首題下声目墨罫せず。在外伝本の目録情報を加えても序跋の附刻は聞かず、開版の経緯等を示す内部徴証は全く得られないが、版式、字様は相応の古色を示し、底本からそう隔らない時期の刊刻を思わせる。柳田氏著録の「朝鮮版乙種」に該当する（図版6参照）。

〈大東急記念文庫 一二・一二・二一七五〉

一一冊

後補丁字色雷文繫地蓮華文空押艶出表紙（二六・七×一六・〇
糲）左肩、首冊のみ双辺摺枠題簽を貼布して邦人の筆で「群玉
韻府 全十一」と、第二冊以降は朝鮮人の筆で打付に「韻府
羣玉卷之何聲」と署し、同筆で右肩打付に韻目を書せる冊もあ
り。また裏打の箇所あり。首目には序、目録、事目、凡例の順
に綴じ、第三・四巻を各一冊とする他は毎冊二巻。

知見の中では最も早印に属し、第一巻首は前掲の匡高を有する。
間々墨筆を以て傍点を加え、第三巻首には瓢箪形陰陽刻不明朱
印影を存す。⁽³³⁾

〈宮内庁書陵部 五五六・一五〉

一〇冊

卷十一・十二補配〔朝鮮初期〕刊本

後補浅黄色表紙（二二・七×一四・九糲）左肩打付に「群玉
〈声目〉」と書し、同筆で右肩より打付に韻目を書す。線装内
下方に冊序数もあり。本文やや厚手の粗楮紙、補配部分を除き
印面中に上下に貼り継いだ箇所が多い。虫損修補。天地截断。

首目には序、目録、凡例、事目の順に綴す。毎冊二巻。

該本では板木の収縮が認められ、匡高一九・五糲を計測する。

朱筆を以て標豎句点、欄上標柱を加え、墨筆を以て欄上標字注

記を加える。但し上声以下は稀。

毎冊尾に鼎形陽刻「雪／山」朱印影、双辺方形陽刻「喚／瑞」
朱印影を存し、首に単辺方形陽刻「大澤／君山」朱印影、方形
陰刻「猶興／之印」朱印影、第一巻首に同「閱畊／窠」朱印影、
単辺方形陽刻「君／山」朱印影、第一冊後表紙見返し裏に単辺
方形陰刻「對東／山房」朱印影（以上五顆、大沢猶興所用）を
存す。⁽³⁴⁾

〈内閣文庫 三三六・三一〉

一〇冊

後補標色雷文繫地蓮華文空押艶出表紙（二四・三×一五・七糲）
左肩題簽剥落痕あり、打付に「韻府羣玉〈幾〉」と書し、別筆
で右肩より打付に巻序数、韻目を朱書す。裏貼は租税石高を墨
書して方形大朱印影を有する〔朝鮮〕文書を用いる。第一冊前
表紙には明治初年の大火の痕が著しい。本文料紙、天地接合
（同前）。首目には序、目録、凡例、事目の順に綴す（同前）。
毎冊二巻。

匡高は前掲書陵部本にほぼ同じであるが、少しく後印に係る。
欄上に朱筆を以て標柱を備え、本文には朱茶両筆の標点を存す。

毎冊前表紙と冊尾に単辺方形陽刻「昌平坂／學問所」墨印影、

毎冊尾に無辺陽刻「文化戊辰」朱印影、毎冊首に単辺方形陽刻「大學校／圖書／之印」朱印影、双辺方形陽刻「淺草文庫」朱印影、単辺方形陽刻「日本／政府／圖書」朱印影を存す。⁽³⁵⁾

〈東京大学東洋文化研究所 別置・甲三五〉

卷一・二、五、十八補配〔朝鮮初期〕刊本 卷十九・二

十〔補配〕〔朝鮮〕刊本

第三・四卷を存す（一〇冊のうち一冊）。詳細前掲。

この他、お茶の水図書館成篁堂文庫所蔵の元元統二年刊本のうちの第十一巻は、『新修成篁堂文庫善本書目』掲載の書影に拠れば、当該の版本を補配したもの、同書目には「卷七・八、十一・十二の二冊は別版で、覆刻本と推定される」とあるから、他の三巻も同版であるかも知れない。

また東京大学東洋文化研究所蔵〔朝鮮初期〕刊本の第十九・二十巻に見えるのは〔朝鮮前期〕刊本とも別版で、他に同版本を知見していない。従って、現状からは〔朝鮮初期〕刊本か〔同前期〕刊本の補刻と見做せないこともないが、該本を観察

した限りでは紙質に顕著な相違があるため、推定で補配とした。また別伝の補刻を流用して補配したとも考えられようが、そのように了解するだけの支証もなく、韓国での著録が三版を識別していることから、ここでは後出の別版を補配したものと仮定した。また朝鮮刊行の版本には、他にお茶の水図書館成篁堂文庫蔵本（完本）、陽明文庫蔵本、アメリカ国会図書館蔵本、北京図書館蔵本もあるが、前掲三版との異同は審らかにできない。昭和二十五年三月の『東京古典会目録』三六二に「韻府群玉〈第三卷迄、高麗版／元、元統二年刊〉と見えるが、これも版の異同は不明である。

同〔一八〕卷

亡名改編

〔明洪武八年（一三三五）序〕刊〔南監〕

本版は旧来の『韻府群玉』（一〇六韻）の本文はそのままに、『洪武正韻』の韻目（七六韻）に従って改編したものである。改編は韻目のみでなく、個々の文字に至るまで『洪武正韻』の排列に並べ変えている。本文はそのままといっても、反切等の

音注は『洪武正韻』に合せて変えられている。また本版は、前掲本と同様の半張一〇行小二九字の本文を、直に切継ぎして整序したために、数行を前後に移動して、先掲箇所の末行にその首行を合せ、接合の行で字格の重複する場合は前後に節略を加え、字格に間隙の生ずる場合は、直前の注に増補を加えて辻褄を合せてある。例えば元統刊本に

〔上略〕開〔里／開〕鈎〔臂鏡又一金／銀令相着〕〇〔炭〕

〔他旦切(月令)季秋伐薪爲一／〇寶廣国家貧作一後封侯〕

〔四〇行中略〕憚〔(中略) (晋史)蔡克性公亮為邦族所〕

一／〇〔幹〕〔古案切能事也(下略)〕

とある所を〔は改行符〕本版には「鈎」の次に、「炭」から

「憚」の四〇行分を後掲して「幹」以下の行を直に接合し

〔上略〕開〔里／開〕鈎〔臂鏡又一金鉄藥可一金／銀令

相着一曰矛鈎〕 〇〔緩而鈎〕〔莊子有一急也〕

一／〇〔幹〕〔古汗切能事也(下略)〕

としたために、「鈎」字同行下の、もと「炭」字注のあった隙

間に「鈎」字注を増補して埋め(傍線部)、『莊子』を引いて

「緩而鈎」の語を新たに掲出している(この引文は『洪武正韻』

同字注に見える)。そして次行より「幹」字注に移るが(反切

は『洪武正韻』に合せてある)、その上の「一／〇」は元來「憚」字注の末尾であり、改編時に刪去を怠ったものであろう。結果として、接合部分の小異を除き、ある文字の出現する行数は変化するが、行内での格数は前掲本に変わらない款式となっている。また本版では韻目は減っているが、韻の変わり目に空行を挟さみ、半張を改める等の措置が取られている。

四周双辺(二〇・二×一二・五糧)(第十五卷首)行字数同前。

版心、中縫部「韻府羣玉卷十五」と題し下象鼻に刻工名、羅京、

黃彥申、□□、虞京七、劉子長、□□、羅京□、魏伯美、羅如

辛、吳子正、黃太、章四、游伯成、樂□章、黃彥深、姜原初、

劉景政、王允元を存す。首尾題下の声目を欠く(第十五卷)

(図版7参照)。

本版の成立については宋濂の「韻府羣玉後題」に詳しいので

次に引いて置こう。なお長澤規矩也氏所見の完本(後述)には

これを附刻するものようであるが、ここは『宋學士文集』卷

三十八に拠る。

右韻府羣玉一書、元延祐間新吳二陰兄弟之所集也。二陰、

一、名時夫、字勁弦。一、名中夫、字復春。博學而多聞、

乃因宋儒王百祿所增書林事類韻會、錢諷史韻等書、會粹而

附益之。誠有便於檢閱、板行于世蓋已久矣。入我聖朝、近臣奉勅編洪武正韻。舊韻音聲有失者改之、分合不當者更之、定爲七十六韻。今重刻是書、一依新定次序、而字下所繫諸事並從陰氏之舊、因書其故以告來學者。洪武八年夏五月既望、翰林侍講學士金華宋 記

文中「宋儒王百祿所增書林事類韻會」とは『重添校正蜀本書林事類韻會』一百巻を指していよう。⁽³⁶⁾「錢諷史韻」は前出。これに拠れば、陰氏の著作をそのまま洪武韻に改編した由で、本版の状況に合致する。本版については『南靡志経籍考』巻下にも韻府羣玉十八巻へ完計一千零十五面。元延祐間陰時夫及弟中夫撰是書、一遵聖祖命編洪武正韻次序、而字所繫諸事則仍陰氏兄弟之舊、洪武八年重刻、有宋濂記。正徳丁卯重加修補繕刻、有祭酒濟南王敕識。〕

とあり、宋跋の版は南監に置かれたものであったことが知られる。⁽³⁷⁾本版に見える刻工名は洪武間の者である点、既に指摘があり、また「呉子正」「姜原初」「王允元」は明洪武八年刊『洪武正韻』の刻工名に一致し、⁽³⁸⁾本版は正にこの南監本に該当するものと思われる。巻数も、長澤氏に拠れば一八巻で（後述）問題ないようである。「正徳丁卯重加修補繕刻」等とある点は、他

に所見を得ない。

本版の我が国への伝来に関して、義堂周信の『空華日用工夫集』康暦三年（一三八一）十一月二日条に「同太清赴二條准后之招（中略）和漢聯句、始用今大明撰洪武正韻群玉爲韻、遇第一東字」とあり、また恐らくこのことを指して、瑞溪周鳳の『臥雲日件録』文安五年（一四四八）五月五日条に「大外記來訪、予曰、昔時二條攝政與義堂和尚和漢、和亦用韻、時洪武韻府初來、特用此也。外記（中略）因曰、吾朝用漢土書、必有朝廷施行之命、如孟子則未施行之書也、攝政公用洪武韻府、擬施行也」とあり、⁽³⁹⁾これら「洪武正韻群玉」即ち「洪武韻府」とは、『洪武正韻』ではなく洪武改編本の『韻府群玉』を指すかと疑われ、前後六年の間に於ける本版の伝播を示すものと思われる。⁽⁴⁰⁾

〔東北大学附属図書館蔵（狩野文庫別置）阿七・六三〕

巻一―十四・十六―二十補配元元統二年刊本

第十五巻を存す（二〇冊のうち一冊）。詳細前掲。

この他、昭和十五年十二月の『新興古書展目録』一三四四に「韻府群玉（明洪武八年刊 十冊）」と見えるのは本版ではない

かと推され、「薄井恭一君が近獲の明洪武刊本韻府羣玉」を披見された長澤規矩也氏は、目録の末に洪武八年の宋濂の記を存するものとし、巻数を十八巻と記しておられる（「明初刊本五種」『積翠先生華甲壽記念論集』昭和十七年八月、同記念会刊、『長澤規矩也著作集』第三卷〔昭和五十八年、汲古書院〕に再録）。また長澤氏は前掲の他、更に熊汝敬、徐子中、劉伯安、陳士通、劉宣、連彦博、張名遠、江子名の刻工名を記録されており、明初刊行の『唐文粹』『歐陽文忠公集』『古史』『遼史』との刻工名の一致を指摘されている。この中の熊汝敬、劉伯安、劉宣、張名遠、江子名も、洪武八年刊『洪武正韻』と共通のものである。⁽⁴⁾

以上で所見の版本を全て取上げたのであるが、柳田氏論考に拠れば、この他にも明正統二年（一四三七）安定書堂刊本を存する由で、亀井孝氏旧蔵の伝本を、写真版によって著録されている。柳田氏に拠れば、本版は第一巻の底本のみ新增説文本で、第二巻以降は説文を増入しない本文を有し、元至正二十八年刊本に依拠するという。また近年『思文閣古書資料目録』一五九（平成十年五月）の七十に登載の、策彦周良加筆と称する一本も、図版によれば、同様の伝本であるように思われる。

三 版本考

版本学的な観察に基づいて諸版の関係を考えると、大筋では前章解題中に標記したような依拠関係が認められる。今、参考のために改めて図示すれば、左の如くなる。〔明洪武八年序〕刊本、明正統二年刊本、〔朝鮮〕刊本については、十分な知見を得ないので標示しなかった。

元元統二年刊本

↓〔日本南北朝〕刊本

↓〔朝鮮初期〕刊本

↓〔朝鮮前期〕刊本

又 後修本

↓元至正二十八年刊本

こうした関係については、事新しく揚言するまでもなく、これまで個々の伝本の著録中にも想定されてきているし、前章の首に紹介した柳田氏論考中には、諸版の解題と一部本文の校合を

試みられ、総合的な諸版の関係を明示されている。従来一説に〔日本南北朝〕刊本を朝鮮版に基づくものと見る立場もあつたが、柳田氏は明確にこれを退けられ、また元統二年刊本の補刻^(註)や朝鮮版兩種を弁別され、それらの依拠関係を右の図と同様に整理されている点、全く疑いを容れず、鉄案と見做してよい。

しかしながら、こうした諸版の依拠関係とは飽くまでも大筋をいうのであつて、覆刻とされる版種でも底本に従わない特点を有することは、寧ろ版本の常態のようにさえ思われる。僅かな相違に意を留めていけば、当該の『韻府群玉』諸版の場合も、決してその例外とはならないであろう。諸版本の消長自体を究明の対象とする立場からは、なお微細な点に目を凝らして、その意義を考えていく必要があるように思われる。本稿ではそうした関心から、諸版の関係について些かの補考を試みたい。

元来『韻府群玉』は、主として商業出版の中でその諸版を派生させてきた書物であるため、全般に本文の吟味よりも開版の効率を優先させている傾きがあつて、現行諸版の祖となつた元統刊本と言えども、厳正の本文を有しているわけではない。諸版本の印面をたどっていく時、そうした内実は、具体的には幾つかの誤字や墨格の発見によって窺われることとなる。この中、

墨格の異同は殊に重要かと思われる。通常、墨格を存することは、本文の不備を際立たせ、再版者に何等かの処遇を求めたものと予測されるからである。本稿で対象とする『韻府群玉』の諸版を一瞥すると、この墨格を少なからず存し、また版種によってその処遇を異にする場合を認めることができる。そこで本稿では、当面この墨格の処遇に注目し、諸版の特質を考ふる端緒としたい。先ず表一として、元統二年刊本の墨格の所在と、諸版に於けるその処遇を示す。

凡例

表中■を以て墨格を示し（二字格以上連続の場合も一格ずつに区切る形とする）、□を以て空格を示し、「」を以て剋改かと思われる字格の歪んだ文字を示し、（ ）を以て黒牌中の文字（多くは陰刻）を示し、へゝを以て小字による標記を示し、「」を以て出典注記（多くは墨囲陽刻）を示し、／を以て改行の箇所を示し、×を以て所見のないこと、或は原本に拠つても字画の不明であることを示し、∴を以て中略等の代号とした（表二以降も同様とする）。

(表一) 元元統二年梅溪書院刊本墨格異同表

卷	張	行	韻目	被注語	元元統二刊	同後修部分	元至正二刊	(日本南北朝)刊	(朝鮮初期)刊	(朝鮮前期)刊	(明洪武八序)刊
二	十一前	四右	(上平聲)四支	赤螭	元元統二刊	同後修部分	元至正二刊	(日本南北朝)刊	(朝鮮初期)刊	(朝鮮前期)刊	(明洪武八序)刊
	三十九前	八左	六魚	紅裳人魚	又謝仲見/婦人出沒波中				[玉]	玉	蛟龍
	四十一前	九左		讀十年書	腰已/下皆魚也「稽神錄」						
三	十二後	十右	七虞	倫膚	共君一夜話/勝						
	二十二前	八左		官奴	少牢饋食饗/擇						
	三十九前	二左	八齊	擠	也/脇革肉也擇取美者						
四	四十九前	十左	十四寒	射干	暫/借/遣吹笛/又柳						
七	三後	四左	(下平聲)八庚	三彭	文注義/之人名/						
十一	十四前	六左	(上聲)十七篠	趙	排也推也「韓」之而又下/						
	四十四前	八左	二十二養	范十二丈	石焉/脫筏防						
	二十二前	十左	二十五有	艾綬	鶴雛孔鸞騰遠						
十三	二十一前	九右	(去聲)四寘	明主棄	殺/三虫即「柳」者						
	五十後	四左	七遇	驚馬爭路	彭質彭彭居						
十四	三十九前	十左	十二震	門閤	(姓氏)：(一咨)吳大夫使魏						
					善應對「詳」						
					富公称范文正公/爲						
					二千石以上銀印綠綬/亦曰						
					何至与「詳」						
					我因放還山						
					孟浩然對宗誦詩不才						
					帝/曰朕未嘗棄卿奈何誣						
					辨「之非察陶陰之繆」						

十五	二十一後	五右	十六諫	晏 (姓氏)：齊郡宮音齊公族 柏子名弱生嬰漢司隸校尉 ■称南燕一／漢	■	■	■	又	又	又
	二十五後	三右	十七霰	空棟 翠筒一／一坡	■	■	■	纏	纏	纏
	三十九前	六右	十八嘯	羅曜 ■真人呼日為圓一／一外国 呼為濯一	■	■	■	女	女	女
	四十二後	三右	十九效	狀元忠孝 宋■宗祝日願得／忠孝一 遂得／鄭獬	■	■	■	仁	仁	仁
	五十三後	八左	二十一箇	牛酒澆 肯教一／一詩腸／ 杜甫	■	■	■	此詩	此詩	此詩
十六	二十八後	五左	二十五徑	笙磬 一一同音(■)	×	■	□	肩	肩	肩
	三十四前	七左	二十六宥	浮丘袖 郭璞左挹一一右拍／洪 肩(詳■)袖一作	×	■	■	肩	肩	肩
	三十五後	十左		秘書副 漢班旌為中郎將与劉向／校 秘書上器其能賜以一／一之 一／一叙傳	×	■	■	王	王	王
	三十九後	二左		不賣 高柴逃衛輒之難或曰此有徑 子羔曰君子不徑曰此有賣 子羔曰君子不(■)	×	□	□	□	□	×
十八	四後	一右	四質	疇匹 少有一一後該傳	■	■	■	博	博	×

初めに諸版の依拠関係について確認して置きたい。元統本の補刻には、原刻の墨格を殆どそのまま踏襲しているといつてよく、僅かに第三卷第十二張(以下「三十二」の如く表記)、十三、二十一の二箇所で独自の文字を有するに止まる。三十二の本文

は「儀礼」少牢饋食の経注で、経に「饗人倫膚」と、その鄭注に「倫、擇也。膚、脇革肉也。擇之取美者」とあるのを節略したものであるが、同後修本の位置にこれを補うのは誤りで、文字の大きさ

も通常の双行注のそれであるから、後修本の形では経注の区別がつかなくなる。原刻本の墨格がやや小さいことから、ここは出典の『儀礼』を示す略号を補うべきで、「人」の文字は元來略されていたと見るべきであろうか。十三―二十一は『新唐書』孟浩然伝等に見える本文で、孟浩然に対する帝は玄宗であるけれども、これを「明」に作るのは、玄宗を明皇と呼ぶ如く、宋諱を避けた結果とも思われる。いずれにせよ、元統版後修本は元統版原刻本に依拠しつつ、僅かに本文を補ったものと見られる。

また至正本では、やはり元統版原刻本の墨格を踏襲するのであるが、三―十二、十一―四十四、十三―二十一、十五―四十二の四箇所では元統本にない文字を補い、三―十二、十三―二十一は元統版後修本に同じで、やはり後修本を介した依拠を思わせる。但しなお十五―四十二の如く元統版後修本の墨格に従わない文字もある。この箇所は『塵史』巻中「場屋」に「神文重於選士。皇祐五年、廷試既考定、前一日取首卷焚香祝曰、願得忠孝状元。泊唱名乃鄭獬也。故鄭謝啓曰、何以副上心忠孝之求」と見え、本来「神文」即ち「仁」宗と補うべきであろう。⁽⁴³⁾この「仁」を「徳」に作る何等かの必然があるのかどうか判然としないけれども、この文字は元統版後修本になく、至正本で独自に補った結果のよう

に見える。「日本南北朝」刊本では、やはり殆ど元統版原刻本の墨格を踏襲し、三―十二、十一―四十四にも、至正本のように文字を補わず、墨格のままとなっている。やはり元統版原刻本に最も近い本文とする見解は、その大概に於いて当たっている。しかしこの「日本南北朝」刊本にして、やはり十三―二十一、十五―四十二では原刻本にない文字を補っていて、至正本と同じ形を採っていることは注意されよう。これら三版に対して、朝鮮刊刻の両版に於ける元統版原刻本墨格の処遇は、大分異なつた様相を呈している。即ち「朝鮮初期」刊本では元統版原刻本墨格の殆ど全てに文字を補っており、多くは文字間の互見を示す「詳何」等の注記であるが、十五―四十二のように、出典に立ち戻って補ったかの如き文字もある。また第十五巻を見る限り、これらの文字が、全て「明洪武八年序」刊本に合致する点は注意され、底本に不明の箇所を、洪武本（もしくはその依拠本、以下同）によって補ったように見える。「朝鮮前期」刊本はこれをよく踏襲したもので、「朝鮮初期」刊本への依拠を顕著に示している。また二―十一、十三―五十、十六―二十八等「朝鮮前期」刊本独自に文字を補った箇所もあり、同版では元統版原刻本の墨格が全く姿を消している。二―十一の本文は『文選』に見

えるが、「子虚賦」ではなく、同じ司馬相如の作で次掲の「上林賦」にある。さて、墨格の処遇のみを見ると基本的な底本への依拠も疑わしくなるうが、元統版原刻本の中で誤字と思われる幾

つかの文字を諸版と比べてみると、次の表一のような状況となっている。表中▼を冠したのが誤りと見られる文字で、「・」符は、被対象本文の文字と同じであることを示す(表四以降も)。

(表二) 元元統二年梅溪書院刊本誤刻異同表

卷	張	行	韻目	被注語	元元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	(日本南北朝)刊	(朝鮮初期)刊	(朝鮮前期)刊	(明洪武八序)刊
三	六後	二左	(上平聲)七虞	蛛	王守一見▼蛛網必毀裂(詳網)	・	・	・	×	・	×
		四左		知不如蛛	晋重耳奔齊見／蜘蛛執象而食／之重耳曰人之有智而不能廓垂天之／網布絡地之繩是不如蜘蛛之知(符子)	□	□	・	×	・	×
四	五十五前	六左	十四寒	盡道休官	僧靈徹答▼常丹相逢一一去林／下何曾見一人(雲溪友父)	・	・	・	×	・	×
七	一前	十右	(下平聲)八庚	踐更	古者▼工卒无／▼堂人迭為之／一月一更曰卒更(漢昭紀／注)	・	・	・	／	・	／
	十後	七		作廢生	作廢▼坐	・	・	・	・	・	×
八	十八前	二左	十一尤	鉤轉	雲木叫一一(林▼通)	・	・	・	・	・	×
九	三十一後	五右	(上聲)四紙	羌博士	北齊李業興師▼深遵明鮮于靈▼復／日久逐一一何所得乎(北史)	・	・	・	／	・	×
	四十九後	三		尾題下声目	▼	・	・	・	・	・	×
十四	三十九後	十	(去聲)	尾題下声目	▼	×	・	・	・	・	×
十五	九前	十右	十五翰	韻目注	與▼翰同用	・	・	・	・	・	□
十六	一前	二	二十二禡	韻目	二十▼三禡	・	・	・	・	・	×

この中、四一五十五の「常丹」は人名で『雲溪友議』巻中には「韋丹」に作り、七一一の「工卒」「堂人」は、『漢書』昭帝紀には「正卒」「常人」に作る等、元統版原刻本の誤りであることは明らかであるのに、諸版もこの文字を逐っている。三一六の二例は、標出された「蛛」の文字について注中には「一」符を以て代用すべき、という形式上の不統一を挙げたものであり、十五一九の韻目下注が洪武本に欠けているのは、同本は洪武韻に従う改編本であるから当然の処置と見られる。これらは元統版原刻本の誤字を残らず拾ったものではないが、偶々気付かされた誤りにについても、「朝鮮前期」刊本を除き、諸版に全て踏襲されているのであるから、諸版の元統本に基づける点は明らかであろう。九一三十一は、『北史』李業興伝に「業興少耿介志學、晚乃師事徐遵

明於趙魏之間。時有漁陽鮮于靈馥亦聚徒教授（中略）靈馥乃謂曰、李生久逐羌博士、何所得也」と作るように、共に人名の「徐遵明」「鮮于靈馥」を誤ったもので〔朝鮮前期〕刊本の形が正しく、その他の例も同様である。ただ同本に訂正された文字には皆剗改の痕跡が見られ（図版6d参照）、もと〔朝鮮初期〕刊本の如くであったことが推測される。以上、諸版に於ける元統版原刻本の墨格、誤字に対する処遇を概観すると、前掲の基本的な依拠関係に適合する例の多い一方、単純には割り切れない文字もあつて、諸版独自の改訂を存する他、諸版の間になお複雑な依拠関係を存することが予見されよう。個々の関係を見るために、なお諸版独自の墨格等を検討してみたい。次の表三・四は、元統二年刊後修本の墨格と誤字について諸版の処遇を標示したものである。

(表三) 元統二年梅溪書院刊本後修部分墨格異同表

卷	張	行	韻目	被注語	元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	〔日本南北朝刊〕	〔朝鮮初期〕刊	〔朝鮮前期〕刊	〔明洪武八序〕刊
一	十九後	四左	(上平聲)二冬	龍(人名)	廉	(一)伯/高漢人名述爲山都 長敦厚周慎公有威	廉	廉	廉	廉	×
三	二後	十左	七虞	暴巫	壇	大旱魯穆公召縣(平声)子 問:「[圖]弓下」	壇	壇	壇	壇	×
	十二前	二左		誕敷	〔謨〕	〔禹〕/〔圖〕	〔圖〕	〔謨〕	×	〔謨〕	×

五十六後	四十七前	五十一後	五十五後	五十九前	六十二後	二十六後	十七後	三十後	三十八前	十一後	二十後	四十七後
十左	一左	十左	二右	九左	四右	三左	二左	七左	四	十右	二	九左
十灰	(下平聲)四豪		五歌			八庚	(上聲)七麌	(上聲)十賄		十七篠	十九皓	二十二養
稽稔	旄(詩篇)	鬻	閱人多饒	維那	折齒梭	投瓊	何準第五	二隗	五盾	孤篠	黃道	式道
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
晴天鏡裏雪	干一美好善也	好善	蓋寬	魏	高氏有美女謝	投骰子	準高尚兄克為驃騎將軍勸其仕	晋重	謂戈	之珍有汶陽之一	有	一掌微巡京師更名執
荆公	臣子多	衆多兒亦作	視屋歎曰如	沙門入粟授郡	挑之	博經	傳	奔狄	五兵	魯	日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注
鶯	好善	脚	饒	詔	鯤	也	本	耳	五兵	魯/笙	日/平日	金吾注

四十六後	四十六前	三十八後	三十六後		三十四後	三十前	二十八後	二十八前
六左	四左	二右	四右	八左	四左	一左	十左	三右
	二十號		十八嘯					十七霰
滂甫	賜裘帽	文明照	智調	曼羨	健羨	見蔑面	斜封白絹	青衣紅線
甫	力征蜀	魏／中内	問	□□	○	五	「盧全」	抵
者積憂：(史)袁／日壽陽以東恒水	趙宋王全斌伐／蜀京師大雪太／祖曰我被服如此尚覺寒況征蜀將士／乎即解裘帽一全斌々々感泣	後▽魏高允黃／潤一外一「史」	蜀孟光／卻正太子／權略一何如「史」	大漢之德逢涌原泉洳／滴一○盛大兒	知其雄守／其雌是去／一也 不見可欲使心不乱是去／一也 去一黜聰明「馬廷傳」	子產始知然明日它日／吾一之／而已今吾／見其心也／「襄廿」	口傳諫議送書信白／絹斜封三道印	魏博節度田承嗣將併潞州薛嵩々日／夜憂悶一一名一者請到魏城觀其／形勢：日某子夜前三刻達魏城歷數門／寢帳：「甘澤謠」
甫	力征蜀	魏／「中内」	「問」	□□	○	五	「盧全」	「抵」
甫	力征蜀	魏／中内	問	□□	○	五	「盧全」	抵
甫	「宋史」	魏／「中内」	問	□□	詳	五	「茶歌」	「抵」
甫	「宋史」	魏／中内	問	□□	詳	五	「茶歌」	抵
甫	宋史	魏／中内	問	□□	詳	年	茶歌	抵

四十一後	十二前	九後	四後
四左	八左	六左	八右
十七洽		十三職	
羊胛	寒食	難與慮敵	臧
「歐」	「詩」／ 「相」	介子推	臧
歲月纔如熟——	後周拳言并州／以 死每冬中輒一月—— 「史」	介子推	臧
「歐」	「詩」／ 「相」	介子推	臧
×	×	×	×
「歐」	「詩」／ 「相」	介子推	臧
×	×	×	×

(表四) 元元統二年梅溪書院刊本後修部分誤刻異同表

二十	七	五	二
十二前	二十二前	三十四前	一前
八左	十左	八	二右
「入聲」十三職	八庚	(下平聲)二蕭	(上平聲)四支
嬰	佳城	不畜猫	枝
「詩」／ 「相」	銘	畜	細
「詳敵」	夏侯嬰死送葬至東都門外 馬不行※地悲鳴即掘馬蹄下 得／石郭▼路云——鬱々： 「博物志」	不▼玄猫	與脂之▼司附
「詩」／ 「相」	銘	畜	元至正二八刊
×	×	×	(日本南北朝)刊
「詩」／ 「相」	銘	畜	(朝鮮初期)刊
×	×	×	(朝鮮前期)刊
×	×	×	(明洪武八序)刊

まず概括して言えば、元統版後修本には独自の墨格を非常に多く存し、諸版には殆どこれを踏襲した例のないことが看取される。これら元統版後修本の墨格は第十三、十五卷等、特定の箇所集中していて、原刻の磨滅や底本の損傷等、具体的要因に由るものと想像される。

また諸版の中、至正本のみには三一十二、五一四十七、六一九の三箇所で元統版後修本の墨格を踏襲していること、元統版原刻本の墨格に対する処遇に見られた傾向とも適合しているが、その他の箇所では至正本にも文字を存している点、一考を要するであろう。表四の如く、二一二に張九齡「荔枝賦」中の「紫紋紺理、黛葉細枝」の語を挙げて「沸枝」に誤っているように、元統版後修本の誤字について至正本のみがこれを踏襲している点から見ても、至正本が元統版後修本に拠っていることは動かないから、墨格については別の対策が採られたと考えるべきではない。そうして、元統版後修本に対する至正本採用の文字は全て元統版原刻本に合致しているから、至正本は元統版後修本に拠って開刻したのであったが、その墨格については原刻に拠って改めたのだと考えられる。従って、原刻本以来の墨格や補刻の及んでいない箇所では原刻の墨格を踏襲していて、両本

の誤字についてはこれを殆ど改めていない。なお両本を存しながら何故後修本に拠ったのかという疑問は残り、至正本の刊刻時に参照し得た原刻本は相当の後印本で、現実的な選択として筆法の鮮明な後修本を採用したものかと想像するけれども、確実なことは不明としなければならぬ。しかし、これも恣意に互るが、至正本の印面を見ると、元統版後修本に墨格に作る箇所では多く行款に歪みを生じているように見え（図版8参照）、こうした現象も参考すれば、やはり至正本は、先ず元統版後修本に拠って彫版され、その墨格の箇所は元統版原刻本に拠って剋改したものと考えたい。

さて、その他の諸版は元統版後修本と無関係であったように思われるが、十三一一・五十二、十五一二十八・三十四・四十六（前四・七行、後八行）の如く、元統版後修本墨格の箇所中で、元統版原刻本と朝鮮刊刻両版が合致しない場合の見られる点は注意される。そして第十五卷に関する限り、朝鮮版は洪武本と同じ文字を有している。十五一二十八の場合、本文は盧全の「走筆謝孟諫議寄新茶」と題する歌行であって「盧全」も「茶歌」も誤りとは言えないが、篇名のみは標示は十分とは言えない。同三十四の場合、墨格の後は『史記』司馬遷伝所引

「易大伝」中の文で、墨格の前は同じく『集解』注「如淳曰」下の文であるので、朝鮮版等の「詳」は誤りであろう。同四十六前四行の場合、本文は『新唐書』高鈇伝の附に見え、朝鮮版等「職官」等の文字は意改と見える。同前七行の場合、本文は『宋史』王全斌伝の節略で、朝鮮版等の「宋史」も誤りではないが、本書には通常、正史記載の本文で文意から推される場合には「宋史」等の注記を省略しているので、これも後から改めたものように思われる（図版9参照）。やはり「朝鮮初期」刊本は、元統版原刻本墨格に対する処遇の場合と同様、洪武本との接触があったものと思われる。「朝鮮初期」刊本に附刻と

伝える前出の南秀文の跋に「命集賢殿出經筵所藏善本二部、參校送之」とある点を考慮に加えれば、その一部が洪武本であったことも想定し得るのではなからうか。そして両者と当該の元統版後修本が如何なる関係にあるかという点は、洪武本の全像を知り得ないので判然としないけれども、「朝鮮初期」刊本が部分的には後修本を底本としていて墨格については洪武本を参照したか、洪武本が後修本に基づく所があって「朝鮮初期」刊本には全体に洪武本と校合が行われ、底本不明の箇所等、一部に洪武本を採用したか、等と見られよう。この点については後節に再考したい。

(表五) 元至正二十八年東山秀岩書堂刊本墨格異同表

卷	張	行	韻目	被注語	元元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	(日本南北朝刊)	(朝鮮初期)刊	(朝鮮前期)刊	(明洪武八序)刊
二	二十九前	二右	(上平聲)四支	安問狐狸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	張綱爲御史曰豺狼 ———〈詳輪〉 當道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
三	九後	七左	七虞	清水珠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	〔宣室記〕 華榮也又曰草木／將生先生 細葉	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	十二前	四左		塊蘇	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遊化之人宮俯而視之其宮樹 若累積／薪焉列周穆王 ／篇「薪」作蘇	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	二十七前	一左			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(表六) 元至正二十八年東山秀岩書堂刊本誤刻異同表

卷	張	行	韻目	被注語	元至正二八刊		元至正二八刊	元至正二八刊	元至正二八刊	元至正二八刊	元至正二八刊	元至正二八刊	
					元元統二刊	同後修部分							
七	一前	十右	(下平聲)八庚	踐更	履	履	富者▼佳貧者月二千曰一 一：「漢昭紀／注」	履	履	履	履	履	履
	三一右			大橫	兒	兒	漢文紀代王卜之兆得／一一 占曰一一庚々予／爲天王 〈庚々橫▼兒〉：	兒	兒	兒	兒	兒	兒
	十後六			死走生	走	走	死▼是生	走	走	走	走	走	走
	三十七前	六左	九青	雀瓶	走	走	偈曰一來入一中羅穀掩瓶口 ／穀穿雀飛去識神隨業▼是 〈詳雀〉	走	走	走	走	走	走
十	三十一前	九左	十賄	渴吞海	澗湖	澗	一回酒一思一一幾／度詩狂 欲上天「澗▼胡」	澗	湖	湖	湖	湖	湖
	三十五前	五	十一軫	詩逾緊	適	適	詩▼道緊	適	適	適	適	適	適
	四十九後	五		(尾題)還爲老嫗	羣玉卷之十	羣玉卷之十	韻府▼卷之十	羣玉卷之十	羣玉卷之十	羣玉卷之十	羣玉卷之十	羣玉卷之十	羣玉卷之十
十三	四十二後	十右	(去聲)七遇	婦	婦	婦	齊婁逞東陽女子變服爲丈夫 能棊解文義仕至揚／州從事 後事發始作▼婦人服嘆曰： 「崔／惠傳」	婦	婦	婦	婦	婦	婦

十九	十一前	一右	十葉	鬻駱	駱	駱	樂天吟序云晚年得疾妓有樊 素藉在經費中將放之馬有 者藉在／長物中將一之圍人 牽馬反顧一鳴：	駱	駱	駱	駱	駱	駱
----	-----	----	----	----	---	---	--	---	---	---	---	---	---

表五・六は、元至正二十八年刊本に独自の墨格と誤字について諸版の文字と比較したものであるが、墨格の中、三十四七、四一四、五一六十二、十九一十一以外のものは、殆ど全て「詳何」の互見注記や出典注記の直後、即ち奇数に終わった双行注の文字の後に存する空格の位置に当たる。従って本文としては意味がなく、また継承関係もないので、これらは単純な彫り残しと見てよいように思う。また他版には文字の存する三例も他版に於いては異同がなく、諸版の關係に原因するような普遍的

な問題を徴する種類の異同ではない。誤字の方は、至正本に孤立する本文が多く、その内実は、いずれも字形の相似に由来する単純な誤りと考えてよい。但し十一三十一の例は「日本南北朝」刊本に、十三一四十二は朝鮮版にも同じ文字を存しており、これらは底本の状態を反映するための偶発的な現象と考えることもできようが、特に「日本南北朝」刊本の場合、前述のように元統本墨格に対する処遇についても同様の例を存することがあり、なお注意される。

(表七) 「日本南北朝」刊本墨格異同表

卷	張	行	韻目	被注語			元元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	〔日本南北朝〕刊	〔朝鮮初期〕刊	〔朝鮮前期〕刊	〔明洪武八序〕刊
				鍾	穿	鴻							
一	十八前	四左	(上平聲)二冬	鍾	行	瘦	瘦	行	瘦	鼠无牙何以／我一〔露〕	行	行	×
				穿	行	濊	濊	行	行	行	恩／一／一兮澤汪／李	濊	濊
二	二十五後	一右	共	共	〔孟〕	〔孟〕	〔孟〕	〔孟〕	〔孟〕	〔孟〕	〔孟〕	〔孟〕	×
				一里悲	忭	忭	忭	忭	忭	忭	韓／娥／之齊鬻歌假食因漫	忭	忭
三	三十四後	五右	五微	瘦可肥	一	一	一	一	人尚一士／俗不可醫	一	一	一	×
				秦景	景	景	景	景	景	景	〔姓氏〕：(大) (小) 唐初	×	×
四	十一前	八右	十一眞	秦景	景	景	景	景	〔姓氏〕：(大) (小) 唐初	×	×	×	×
				秦景	景	景	景	景	景	景	通与弟暉皆精／漢書号	×	×

六										五	四									
十七前					四十二後	四十六前	後	七右	九右	十右	六十後	四十八後	後		四十七前	四十六前	後	四十五前	三十四後	
八左					二左	一右	一右	七右	九右	十右	五右	四左	三左	二右	三左	四左	一左	九左	十左	
七陽										(下平聲)五歌	十三元									
羊					棠	嫂怒小郎	桑	姻喪	吉康	顧建康	舞弓彎	雞	辭難	難	安	丹	故丹	智丹	虞書渾	
篋					拔	擔	探	昭九	惟民迪	神明	邢鳳	北	膺	典	雅	喻	鏃	問		
□					篋	拔	擔	昭九	惟民迪	神明	邢鳳	北	膺	典	雅	喻	鏃	問		
□					篋	拔	擔	昭九	惟民迪	神明	邢鳳	北	膺	典	雅	喻	鏃	問		
過爲人類予					東／坡／題過画	詞	一袖	一渾忘却	越人每相交作壇祭以白大丹	事不	一盟曰卿	一	一	一	一	一	一	一		
中山					人名	王衍妻郭貪鄙令婢	有	吉	齊顧憲之	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
魏將伐					人名	外	得	康	都下飲醇酒	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
宮					坡云	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
×					×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
問					問	問	問	問	問	問	問	問	問	問	問	問	問	問		
×					×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

十一	十	九		八			七						
四十後	四十三前	三十五前	十四後	四十二前	三十三前		十四前	後	四前	四十八後	後	四十七前	
八右	三右	二	十右	三右	十右		一右	七左	一右	一左	九右	六	
			(上聲) 四紙		十二侵		十一尤		八庚			十左	
二十二養	十三阮		長史脚指	甘	蟋蟀吟	玄丘	貉丘	舜英	書棚	額塗黃	黃	五達康	
不画伏波像	元混班	齒鑿	瀛	霸	頌	腹	惲	□	舞	商	黃男	康遺/人	
画	班	鑿	瀛	霸	頌	腹	惲	□	舞	商	男	遺/人	
×	×	鑿	瀛	霸	頌	腹	惲	□	舞	商	男	遺/人	
画	班	鑿	瀛	霸	頌	腹	惲	□	舞	商	男	遺/人	
傳	東平王蒼觀面 功臣曰何故 一一一將/軍一一馬援	五德初始一一之中 固典引(王へん見ゆ) 云四海習鑿齒	北齊李幼廉為州/長史: 「史」(さんずい見ゆ)	(人名)(習/一)晋人自鑿	(雨かんむり見ゆ)	(姓氏):(一寧)字興: 一一侯秋/一賢臣	古与今如一丘之一「楊傳」 鼻如玄山如一一皆仙相 也/「真/話」(月へん見ゆ)	顔如一一「有女/同車」權花 也	白蛾飛地幽/蠹落一一 「韓」	(姓氏)江夏音陸終之後受 封於黃因氏	漢宮/嬌一一/半一一/「谷 茶」	「通/史」女始生為/黃四 歲為小	道一一曰一一「詳」 (姓氏):(一保裔)仕宋軍政 嚴整/喜賓客善騎射弋飛走 无鏃嘗以三十/五矢引滿 射筈鏑相繼而墜伏其妙
画	班	鑿	瀛	霸	頌	腹	惲	□	舞	商	男	遺/人	
画	班	鑿	瀛	霸	頌	腹	惲	□	舞	商	男	遺/人	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

(表八) (日本南北朝) 刊本誤刻異同表

卷	張	行	韻目	被注語	元元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	〔日本南北朝〕刊	〔朝鮮初期〕刊	〔朝鮮前期〕刊	〔明洪武八序〕刊
十三	六後	六左	(去聲) 二宋	宋糠	糠	糠	糠	糠	糠	糠	×
	七後	二左		妙用	×		陳寬遊鴈蕩山見藤蔓纏繞一僧坐入定：因号其岩爲「說法岩」	陳寬遊鴈蕩山見藤蔓纏繞一僧坐入定：因号其岩爲「說法岩」	雜(不全)	雜	×
	二十五前	一左	四寘	紙實鼻	錐	錐	宋齊立所爲碑碣命韓熙載八分書之熙／載常以——日其詞穢且臭「東軒錄」	宋齊立所爲碑碣命韓熙載八分書之熙／載常以——日其詞穢且臭「東軒錄」	雜(不全)	雜	×
十五	十九後	十左	十五翰	獲一人半	×	×	符堅陷襄陽素聞鑿齒名与釋道／安俱而至：「習鑿齒傳」	符堅陷襄陽素聞鑿齒名与釋道／安俱而至：「習鑿齒傳」	輿	輿	輿
	二十三前	九右	十六諫	馬戀棧	×	×	栢範出奔曹爽曰智往矣帝／曰——豆必不能用「晉宣／紀」(衣見ゆ)	栢範出奔曹爽曰智往矣帝／曰——豆必不能用「晉宣／紀」(衣見ゆ)	囊	囊	囊
十六	三十一前	五右	二十五徑	鄧	×	×	(姓氏)：(一禹)：封高密侯	(姓氏)：(一禹)：封高密侯	囊	囊	×
十七	十六前	一右	(入聲) 一屋	豆子熟	鑿	鑿	崔玄見習／齒曰——矣「杜五卷」	崔玄見習／齒曰——矣「杜五卷」	鑿	鑿	×
	四十二後	十右	(去聲) 七遇	還爲老嫗	服	服	齊顧憲之／爲建康令／「号」	齊顧憲之／爲建康令／「号」	神明	神明	×
十	三十後	七左	十賄	二隗	二	二	「祇」都下飲醇酒／「号」	「祇」都下飲醇酒／「号」	神明	神明	×
十三	四十二後	十右	(去聲) 七遇	還爲老嫗	服	服	晋重耳奔狄：「僖」三十三	晋重耳奔狄：「僖」三十三	神明	神明	×
	六四十六後	十右	(下平聲) 七陽	顧建康	神明	神明	齊婁逞東陽「女子變服爲丈」	齊婁逞東陽「女子變服爲丈」	神明	神明	×
				顧建康	神明	神明	夫能棊解文義仕至揚／州從事後事「從事發始人服」	夫能棊解文義仕至揚／州從事後事「從事發始人服」	神明	神明	×
				顧建康	神明	神明	曰：「崔／惠傳」	曰：「崔／惠傳」	神明	神明	×

表七・八は〔日本南北朝〕刊本に独自の墨格と誤字について諸版の文字と比較したものであるが、誤字の方は若干を挙例したのに過ぎず、字形の判然としない不全の文字も含めると、全体には相当数の異文を含んでいる。墨格について見ると、諸版の文字に比べても全く孤立したもので、その数も非常に多い。

他版との継承関係を持たない点では前掲の至正本の場合と同じであるが、これらが皆、直接文意に関わる有意の文字である点とは異なっている。四―四十六前後、六―四十六・七（図版4d参照）等に集中して顕れていることは、伝来状況を含めた底本の不全を思わせるが、六―四十六後十行、十三―二十五等は、元統版原刻本のみに拠ったと思われる同後修本にも誤刻を犯しており、また後者には〔朝鮮初期〕刊本以下にも問題を生じていて、元統原刻版自体に支障のあった場合も含まれていたように思われる。いずれにしても、墨格を生じた原因は一様でないが、〔日本南北朝〕刊本の場合、開刻時の校正が十全に行われたとは見做し難い。

こうした〔日本南北朝〕刊本の性格を見るべき一資料を存するので少しく言及したい。当該の資料とは、前章にも触れた、大東急記念文庫に蔵する元元統二年刊通修本（二二・二二・一

九、二〇冊）中の十一―三十五、十二―二十九、十四―三・四、十五―四十八、十六―二十三・五、三十七・八に存し、版種としては〔日本南北朝〕刊本によっている補配部分のことで、これらは前章に挙げた東洋文庫蔵本以下諸伝本の当該部分と同版であるにも関わらず、その中の十一―三十五（図版10参照）、十二―二十九、十四―三・四には、他の伝本に見られない墨格を存している。逆に言えば、これらは大東急本補配部分に摺られた版を剋改して後に東洋文庫蔵本以下の伝本が摺られたとしか考えられない性質のものである。これら補配の数葉に関して今一つ注目すべきは、大東急本の他の部分とは異なる筆跡の朱の書入があつて、墨格を始めとする幾つかの文字について欄外や行間、墨格上に校字注記を存する点である。本稿では私のその部分を重書して示したが（図版10c参照）、その性格は次の三に分かれるようである。即ち一、墨格に宛てるべき文字を注記するもの。二、既存の文字に異なる字体を注記するもの。三、字画等、既存の文字の不全を補うもの。今、試みに十一―三十五後半を例として挙げれば、以下のようになる。

（一の例）第一行右「功」に「詳」（欄上）と朱書

同 「詳」に「龜」（版心）

二 左「詳■」に「蝦」？（行脚）

五 右「見■」に「牘」（欄上）

八 右「宋季■」に「一」（欄上）

同 左「■」に「買隣」（欄上）

同 「詳■」に「隣」（直下）

十 右「■然」に「偃」（書脳）

同 左「■之」に「賈」（書脳）

同 「為■」に「襯」？（書脳）

（二の例）第三行右「雅」「雅」に「雅」（欄上）と朱書

四 「春」に「春」？（行脚）

五 右「燻」に「牘」（欄上）

七 左「解」に「解」（行脚）

（三の例）第三行左「受」の「又」 に朱書補筆

四 右「餉」の「口」

同 左「五」「宝」「每」「語」の横画

これらの書入の対象となった文字について同版の他の伝本と比べてみると、二、三の例には何等相違がないのに対し、一の例には全て朱書の通りに改刻されている。この零葉に関して、次の二通りの見方ができるように思われる。一、この零葉は極早

印のもので、未刻部分を後印本によって朱書補入したものである。一、この零葉は本版の校正摺りの一部である。前者を採れば、他の伝本は皆後修以降の伝本ということになる。これらは如何にも断片的な材料であり、諸伝本への取材も十分とは言えないのであるが、本稿では、以下の理由から敢えて後者の説を採りたい。イ、現在まで他に墨格未刻の印本を見出し得ないこと。ロ、当該の部分から注記を施した欄外へ向けて大胆な指示符号を引いている点、通常の書入とは異なること。ハ、二や三の例は通常の校字注記と異なり、特に三の例などは十分判読できる文字にも補筆を加えていること。ニ、僅かに筆画を補った文字を存する行の行頭に、標点を朱書する場合のあること。ホ、僅かな零葉から見ても墨格による本文の不備があまりに多いこと。こうした特色は校正摺りと考えれば腑に落ちるもののように思われる。二、三の例について、指示の通りに改修が行われていないことでは疑問の餘地も残るが、校合者の意図は別にして、実際の改刻作業では墨格を改めるに止まり、字体の異同に關する修刻までには及ばなかったと考えるべきではなからうか。右の資料が校正摺りであるか否かに關わらず、諸版の關係を考える上ではなお注目すべき点がある。十一―三十五後半の第

一行「**■**功」は後に「詳功」と改刻されているが、元統本にはこれを「計功」に作り、本文の『晏子春秋』内篇諫下「因請公使人少餽之曰、三子何不計功而食桃」や互見注記のある本書「古治殺龜」の項を見ても、ここは「計」が正しい。また同第十行「**■**之」は後に「賈之」と改刻されているが、元統本には「賈之」に作り、本文の『新唐書』高俟伝「帝曰、我於崔盧李鄭無嫌（中略）不肖子偃然自高、販鬻松檟、不解人間何爲賈之」に照らしても、ここは「賈」が正しい。しかるに、これらの文字を至正本にはそれぞれ「詳」「賈」に作っていて、元統本の覆刻である〔日本南北朝〕刊本に於いても、その修刻時には至正本の影響を容れている点が指摘される。当該の箇所について元統刊未修後印本を見ると、やはり〔日本南北朝〕刊本校正摺り（或は極早印本）に墨格の箇所は、相当に磨滅が進んでいて不明であり、始めに刊刻した際には未刻のまま残され、後に至正本を参看して文字を補ったものであろう（[図版10 e f](#)参照）。前節までに至正本と〔日本南北朝〕刊本に一致の認められたのも、恐らく同様の経緯によるのではないかと推測され、実際の所、元統刊未修後印本で磨滅の箇所について元統刊本と〔日本南北朝〕刊本を比較していくと、時として元統本に異なり至正

本に合する箇所を見出すことができるのである。例えば第十五卷第十四張前半、去声十五翰韻の「難」字注に『礼記』曲礼上篇の文を引いて、元統版には「臨一／无苟免」に作るが、後印本にはこの中の「苟」字を破損しており、これを承けて至正本には「苟」に誤刻し（この張、元統版には補刻なし）、〔日本南北朝〕刊本も至正本に倣うが如きは、同様に理解すべきであろう。また翻って考えると、こうした校合、改刻の施される段階は、本格的な印行の前と見るのが妥当ではないだろうか。右の推量に拠って、本稿では暫く以下のように解して置く。〔日本南北朝〕刊本は、状態の良くない元統版原刻本を以て覆刻を企て、一度は底本のまま梓に上せた後、底本に不明で彫版できなかった文字については、至正本を以て校合改刻し文字を補ったが、結局は不徹底のまま印行に附された、と見られる。記して批正を仰ぎたい。

(表九)〔朝鮮初期〕刊本墨格・誤刻異同表

巻	張	行	韻目	被注語	元元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	〔日本南北朝〕刊	〔朝鮮初期〕刊	〔朝鮮前期〕刊	〔明洪武八序〕刊
二	二十一前	六右	(上平聲) 四支	曲眉 類	類	類	類	類	一 / 而豊 / 韓	類	×
三十三前	十左		五微	驂駢 閣記	閣記	閣記	閣記	閣記	儼 / 於 / 上路 驂 / 閣記	・〔序〕	×
四十八前	十右		六魚	八閭 師	師	師	師	師	四閭為族 / 為聯 札族	師	×
八	四十二後	三左	(下平聲) 十三覃	甌 漢	漢	漢	漢	漢	貨殖傳 醬千	漢	×
十	三十一前	九左	(上聲) 十賄	渴吞海 澱湖	×	澱湖	澱湖	澱湖	一回酒 / 思 / 幾 / 度詩狂 欲上天 湖 十三	湖	×
	四十四前	三右	(去聲) 七遇	鮒	(羊舌)	(羊舌)	(羊舌)	(羊舌)	(人名) 叔向 / 弟事見 左傳	(羊舌)	×

表九は〔朝鮮初期〕刊本に独自の墨格と誤字について諸版の文字と比較したものであるが、僅かな例を数えるのみで、また第三・四、十九・二十巻については所見を得ないが、その限りでは特記すべき事柄を見出せない。底本である元統本の墨格に対しても積極的に文字を補っていることから考えて、墨格を除く作業が、印行の前にある程度入念に為された結果と見られようか。なお十一・三十一の例を除き、〔朝鮮初期〕刊本の墨格は〔朝鮮前期〕刊本に持ち越されていない。〔朝鮮前期〕刊本には殆ど墨格が見られず、独自のものは第十三巻第四十一張後半第

一行左、上声六御韻「棘中絮」の注に「孫興公謂林公講論如弊絮／在荊／觸地掛」晋世説」とあるのを認め得るのみで、この墨格の文字は諸本共「閔」に作り、底本の〔朝鮮初期〕刊本のみ筆画の不全なる点が認められる。しかしこの例は唯一の例外で、〔朝鮮前期〕刊本は、底本以上に墨格を除こうとする態度が徹底している。朝鮮版兩種の墨格に対する処遇は、同じ元統本に出ると言っても、底本のそれを受継ぐのみか独自のものも相当に加えている〔日本南北朝〕刊本の在り方とは、逕庭を存するものようである。

〔朝鮮前期〕刊本は、入念に墨格を除いた〔朝鮮初期〕刊本の態度を継承して徹底するのみでなく、その他の文字についても盛んに改めている点が認められるので、次に触れて置きたい。〔朝鮮前期〕刊本を披見すると、屢々剋改によって文字を改めた箇所が見出され、これらを諸版の文字に比べると、相違の認められる場合が多い⁽⁴⁴⁾。この措置は本版独自のものと思われるので、次に表十として示したい。なお本来、剋改の認定は、無修の本か底本との精緻な対査を要するであろうが、本稿の調査はそうした厳密のものでなく、直接〔朝鮮前期〕刊本の印面について、諸伝本（具体的には二本以上）に共通して極端に浮き出

てている文字を拾ったのみで、微妙な歪みを呈するのみの場合や、一本のみに窺われる場合には採録しなかった。また文字の一部分だけを改めている場合も相当にあるが、あまりに煩瑣となるため、これらも表中に収めていない。また表十は、諸版との関係によって予めa・b・cに場合分けした。aは〔朝鮮前期〕刊本剋改後の文字が諸版と共通している場合、bは〔朝鮮前期〕刊本剋改後の文字が諸版と異なり、諸版の間には共通している場合、cは〔朝鮮前期〕刊本剋改後の文字が諸版と異なり、諸版の間にも異同のある場合としてある。

〔表十a〕〔朝鮮前期〕刊本剋改異同表（一）

卷	張	行	韻目	被注語	元元統二刊	同後修部分	元至正二八刊	〔日本南北朝〕刊	〔朝鮮初期〕刊	〔朝鮮前期〕刊	〔明洪武八序〕刊
二	八後	二右	（上平聲）四支	離〔姓氏〕	璣	璣	璣	璣	璣	璣	×
	二十六後	九右		齊碁	蹶	蹶	蹶	蹶	蹶	蹶	×
	三十一前	一右		諱今爲茲	茲〔孔〕	茲〔孔〕	茲〔孔〕	茲〔孔〕	茲〔孔〕	茲〔孔〕	×
	四十八後	三右		伊閭	鶻	鶻	鶻	鶻	鶻	鶻	×
三	四十三後	五右		九佳	嗜	韻	韻	韻	×	〔詩〕：北風其——〔本作〕韻	×

十五	十四	十三	十		九			八			七			四	
二前 七左	五前 五左	十五後 八左	二十八後 六右	十八後 一右	四十一後 一左	三十一後 七左	四十七前 一左	四十二後 六左	十七後 二左	七後 十右	六前 二左	三十四前 六左	五十二後 五左	二十八後 六左	十八後 十右
十三問	八霽	(去聲) 四寘	九蟹	七麌	六語	(上聲) 四紙	十四鹽	十三覃			十一尤	(下平聲) 九青	十四寒	十三元	十二文
歐公落韻 雜	竹閉 鞞	行偽 辯	屢聽自然 備	主簿 矮	梅根渚 粹	十八學士 瀛	檐 膝	三疊	西王母籌 驚	輜 鑣	龍油 濡	流鈴 鏘	熱鐵丸 通	源(人名) 長	文 綴
雜	×	辯	×	矮	粹	瀛	膝	疊	驚	鑣	濡	鏘	通	長	綴
雜	鞞	辯	備	矮	粹	瀛	膝	疊	驚	鑣	濡	鏘	通	長	綴
雜	鞞	辯	備	矮	粹	瀛	膝	疊	驚	鑣	濡	鏘	通	長	綴
雜	鞞	辯	備	矮	粹	瀛	膝	疊	驚	鑣	濡	鏘	×	×	×
官 一不 收 東朝 雜錄	一 一 綰 詩 閉 本作 鞞 弓 檠 也	言 偽 而 辯 一 而 堅 家 語	宋 武 帝 時 未 備 音 樂 殷 仲 文 以 爲 言 史	張 象 為 一 嘆 曰 矮 屋 之 下 使 人 擡 頭 不 得 詳 屋	高 張 絲 粹 帆 遠 過 一 一 孟	天 下 向 慕 謂 之 登 瀛 州 檐 遂 良 傳	帷 一 以 蔽 前 後 今 之 蔽 膝	陽 関 一 疊 詳 疊	漢 哀 帝 時 関 東 民 无 故 驚 走 本 紀	詩 一 車 驚 鑣	一 一 綾 入 水 不 濡 云 有 一 故 也 杜 陽 編	仙 風 鏘 然 韻 一 一 坡 美 蓉 城	尽 大 地 是 个 一 一 下 得 口 也 通 身 紅 爛 下 口 不 得 也 通 身 紅 爛 如 何 免 得 此 過 了 和 尚 劫 外 錄	(李 長 一) 名 泌 奇 童 唐 人	杜 小 年 能 綴 一
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

七			六	五					四							
一前		三十九前	六後	六十前	五十五前	後	四十八前	四十七後	四十前	二十五前	二十二前	五十六後				
十右	九左	一左	九左	二左	六左	七右	二右	六右	十右	五左	七右	六左				
八庚		七陽	六麻	(下平聲)五歌				十四寒	十三元		十二文					
踐更	軒唐	酒狂	天家	孰何	盡道休官	邏沙檀	餘餐	守勝難	海豚	烏將軍	火自焚	三台命				
錢(略字) / 邊(略字)	証	饒 / 寬	独断	□	又	□	□	證	百數	怪	尤	命				
錢(略字) / 邊(略字)	証	饒 / 寬	独断	□	又	□	□	證	百數	怪	尤	命				
錢(略字) / 邊(略字)	証	饒 / 寬	独断	□	又	□	□	證	百數	怪	尤	命				
錢(略字) / 邊(略字)	証	饒 / 寬	独断	□	又	□	□	證	百數	怪	尤	命				
錢(略字) / 邊(略字)	証	饒 / 寬	独断	□	×	×	×	×	×	×	×	×				
戌者曰過更漢昭紀注	愛自——迨乎秦漢魏徵明堂議	蓋「寬饒」賀許伯入第曰「漢」	官家亦呼——「蔡邕獨断」	衛綰等不——「綰傳」	去林——下何曾見一人「雲溪友義」	僧靈徹答常丹相逢——「去林」	開元中「内」使得蜀琵琶以獻其槽以——「爲之於——乎史」	玄宗見「衛」士弃餘食寶中詔杖殺之——寧王曰豈以性命輕於——乎史	魏徵曰戰勝易——「監」	腦上有孔噴水直上「數百」爲群	失道——「幽恠錄」	郭元振下第自晉之汾夜行	兵「猶」也——弗戢將——也「左隱四」	爲司徒下台司——祿爲司空「太宗伯疏」	上台司命爲太尉中台司「中」	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

九	八															
十四前	三十六前	三十五前	十七後	九前	七後	五前	三十八後	三十二後	十一後	七前	三前					
四左	六右	三左	四左	九左	六右	五左	八	六左	五左	九左	九右					
(上聲)																
四紙																
地	碑陰	還俠客金	服事八籌	未嘗下籌	還婿家牛	沈猶	悲秋	霞蒸	處士星	壺盧笙	三入承明	飛觥				
癰	嫁	其起	一	雇	々々	羈	卞	一／一	一	録(略字)	廬(略字)	録(略字)				
癰	嫁	其起	一	雇	々々	羈	卞	一／一	一	録(略字)	廬(略字)	録(略字)				
癰	嫁	其起	一	雇	々々	羈	卞	一／一	一	録(略字)	廬(略字)	録(略字)				
[瘡]	嫁	其起	一	雇	々々	羈	卞	一／一	一	録(略字)	廬(略字)	録(略字)				
癰	嫁	其起	一	雇	々々	羈	卞	一／一	一	録(略字)	廬(略字)	録(略字)				
持者得車五乘〔詳〕癰〕	楊脩先解曹娥一八字	李勉少貧遊俠諸生將死出白金曰幸君以此爲葬余則君自取之既葬勉置余金棺下後其家竭勉共啓墓出金付之〔本〕	籌：〔史〕	吳〔顧〕譚爲左／節度：〔史〕	五代晋景延廣契丹入京師責以十事每一／〔事〕授一牙	家云：	隋張允濟爲武陽令：乃詣允濟允濟因縛民蒙其首過婦	一／一氏朝飲其羊〔羈〕之〔詳〕／羊〕	玉九〔辨〕	一哉／一之／爲氣也〔宋〕源行	川原遠近〔蒸〕／紅〔霞〕〔桃〕	敷死	晋時／月犯太微〔星〕一謝	交趾人多／取无柄之／瓠爲笙：〔嶺表〕〔錄〕異	應璩詩問我何功德一一／〔廬〕	元稹云昔曾於解縣飲酒余爲觥〔錄〕事：
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

十四	十三			十一					十三	
二十八後	二十四後	十三後	二後	四十七前	三十四前	三十三後	三十二後	二十五前	二前	十三前
九右	四右	十右	七右	二左	二左	七左	五右	十右	七右	四
十一隊	四眞			二十二養	二十一馬			十九皓	十五滑	十一軫
百輩	爲奉溺器	市義	棟	凌雲榜	詐市人馬	優孟葬馬	貫馬	人間好	恣人破產	八采
何缺	問之	媛／媛	係	橙	錢(略字)	姜	錢(略字)	等	才	苧／苧／苧
×	問之	×	係	橙	×	×	×	等	才	苧／苧／苧
何缺	問之	媛／媛	係	橙	錢(略字)	姜	錢(略字)	等	才	苧／苧／苧
何缺	問之	媛／媛	係	橙	錢(略字)	姜	錢(略字)	等	才	苧／苧／苧
何缺	問之	媛／媛	係	橙	錢(略字)	姜	錢(略字)	等	才	苧／苧／苧
何缺	問之	媛／媛	係	橙	錢(略字)	姜	錢(略字)	等	才	苧／苧／苧
雖无——〔百輩〕／何缺於漢〔前史〕	唐宋〔之間〕媚張／易之至——／——／——〔史〕	孟嘗遣馮〔誰〕收債於薛〔誰〕召債主合券焚之——〔詳券〕	〔易〕上——下字〔繫〕辭——	魏——殿——未題誤釘之乃使韋仲將懸〔梯〕書之比訖鬚鬢尽白〔王猷之傳〕	後魏高謙之爲河陰令有囊盛瓦條指／作〔錢〕物————逃去——〔史〕	楚王有愛馬死欲／以大夫礼葬之樂／人——入殿門大哭曰——六畜之葬籠竈爲之槲銅瀝爲之棺齊以〔薑〕桂／薦以木蘭衣以火光葬人腹中——〔史〕	縣官无〔錢〕從民／——〔汲黯傳〕	武夷君〔登〕于山頂仙樂／競奏唱——曲〔勝說〕	盧坦爲河南尉時杜黃／裳爲尹召坦曰——坦曰凡居官廉雖大臣无厚蓄其能積〔財〕者——	北齊〔盧〕思道朝士多作文直帝挽歌魏収等擇／得——二篇惟〔盧〕得八篇号——〔盧〕郎〔互見〕
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

十七			十六			十五					
三十一前	十八前	一前	三十一後	二十三前	十七後	二後	三十一後	二十四前	後	十五前	二後
九左	八右	八左	三左	六左	十左	二右	十右	九左	三左	三左	九左
		(入聲) 一屋	二十六宥	二十四敬	二十三漾	二十二禡		十七霰		十五翰	十三問
二沃	華封祝	帽屋員	侑小	獨也正	玉卮無當	通米增價	舉扇	赤縣	貫雀	半滑渙	學仙惠糞
續東	封	員	小	□	匡	谷/谷	肖	孟子	雀	丨	辭
東	封	員	×	×	×	谷/谷	肖	×	×	×	辭
東	封	員	小	□	匡	谷/谷	肖	孟子	雀	丨	辭
東	封	員	小	□	匡	谷/谷	肖	孟子	雀	丨	辭
東	封	員	小	□	匡	谷/谷	肖	孟子	雀	丨	辭
東	封	員	小	□	匡	谷/谷	肖	孟子	雀	丨	辭
〔簡〕伯	(姓氏)：又姓。氏是爲。	堯〔觀〕乎華々封人曰請祝	〔詩〕彤弓一朝右之	受命於地惟松柏。受命於天惟堯舜。莊德充符。	宋王球字舊玉位中書令筵席	盧恒為宣歙觀察使。價日增或請抑之恒曰宣歙狹。穀少若價賤則商船不行益困矣。監。	〔蕭〕子顯為吏書見九流不与交言但一揮而已衣冠切恨之。齊書。	中国名。神州。史。鄒衍列傳。	腰纏十萬。詳。鶴。	唐鄭余慶為相主書滑。渙。倚勢為好余慶怒叱之未幾罷相。	費長房從壺公入深山。長房。辭。婦翁与一竹杖。本。
×	×	×	×	×	×	×	肖	孟子	雀	丨	×

十八	四十一後	九左	(入聲)	九屑	薛	橋	×	橋	橋	檐	〔橋〕〔詳橋〕	×
十六	二十六後	八右	二後	六右	葉罽	猶	尤	猶	尤	〔猶〕有殘花／藏一／歐	〔人名〕(李)唐名將〔滅〕朱	×
十五	二前	三右			御詩四韻	灌	灌	灌	灌	〔唐〕白鹿〔觀〕一／序云人題一	一後者罰三益李／宗楚等謝	×
十	十八後	四左	(上聲)	七麌	主簿	錢	錢(略字)	錢	錢	〔錢〕亦取之号十錢(略字)一	後魏宗室慶智性貪鄙或十數	×
八	四十七後	十左		十四鹽	猪尖	塵	堅	堅	〔塵〕錄	詹堅老坐微累下大理李端初	爲少／卿：堅老曰不知比往	×

表十 a の場合、態々刀を入れて文字を改めた結果であるから、本版の当該箇所には、もと異なる文字を存したと考えられるが、剋改前に如何なる文字であったのかを推し量ることは難しい。底本に偶発的な不全の箇所かとも疑われるけれども、「朝鮮初

期」刊本をはじめ、諸版に異同の見られない点からすれば、これらのもと単純な誤刻の箇所であったかと思われる。表十 b の例は、剋改の結果、諸版と異同を存する場合であるが、恐らくこれらは、もと諸版の文字に同じであって、本版に

は意図的に改修を加えたものと見なければならぬ。この種の異同は、また三様に細分されるようである。イ、底本の略体字もしくは普通による代用字を、正体の文字に改めた場合。例えば二一四・二十五、四一四十七、六一三十九、七七一三十二には「魏證(証)」を「魏徵」⁽⁴⁶⁾に、六一六には「独」を「獨」に、七一には「邊(略字)」を「邊」に、七一、十一三十二・四には「錢(略字)」を「錢」に、七一三・十一には「录」を「録」に、十一三十三には「芦」を「盧」に改めているのがこれに当たり、八一九に「々々」を「允濟」に作るのも同様であろう。⁽⁴⁶⁾元統本以来、本書本文には省画された略字、俗字を頻繁に使用しているが、本版ではこれをなるべく正体に戻そうとする規範意識が強く働いており、他版には見られない特色を示している。ロ、標字代用の「丨」符や空格を文字に改めた場合。本版にも「丨」符や空格を用いることは諸版に同様であるが、本文に照らしてその不正のものには、あるべき文字を補っている。例えば、一一二十七に「逢」を姓とする者として逢蒙の故事を挙げ、諸版「(丨蒙)丨射於羿」^孟に作り、本書の体例からすると「丨」符は共に「逢」を補うこととなるが、本版には『孟子』離婁下篇に「逢蒙學射於羿」とあるのに従い、下「丨」

符を「學」に改めている。その他、七一三十八等、本書に標出の語と本文で語順の異なる場合にも、「丨」符を用いずに本文の語順を示している。また十六一二十三に「獨也生」の語を挙げ、諸版「受命於地惟松柏丨丨受命於天惟 舜丨丨」^莊「德充符」に作るが、本版には『莊子』德充符篇に「受命於天、惟堯舜獨也生」とあるのに従い、空格に「堯」字を補っている。空格の処遇は墨格の場合に似るが、墨格が文字の補入を強く示唆するのに対し、空格は単なる分節を意味している場合が多いから、その補正については本文の了解を前提とする。ハ、諸版に存する不正の文字を正字に改めた場合。例えば三一五十六に「三台」の語を注して、諸版「上台司命爲太尉中台司命爲司徒下台司／祿爲司空」^{太宗伯疏}に作るが、本版には『周礼』大宗伯「以禋燎祀司中司命飄師雨師」疏に「中台司中爲司徒」とあるのに従い、下「司命」を「司中」に改めている。また十五一二十四に「赤縣」の語を注して、諸版「中国名丨丨神州」^{史孟子列傳}に作るのを、本版には出典を正して「史鄒衍列傳」に作る。こうした本文の校正は、出典に遡って為されたと判断される場合が多く、諸版校合の域を出て積極的に正文を示そうとするものである。イの例と同様、本文の規範性を保証しよう

とする本版特有の態度と見られよう。本版は〔朝鮮初期〕刊本を底本とするものではあるけれども、同本が他本を参照して墨格を除く等の措置に労力を割いたのに加え、本版には一歩を進めて、出典に立ち戻って校正を尽くそうとしたものであって、単純な覆刻とは片付けられない実情を伴うものである。

さて表十cは、bの場合と同様で、〔朝鮮前期〕刊本に底本の文字を改めて正字正文に近付けようとする態度が顕れていることを示すものであるが、底本の〔朝鮮初期〕刊本について考える材料も与えてくれる。即ち〔朝鮮前期〕刊本には剗改して文字を改めようというのだから、底本には略字等を用いていることが前提となり、事実そのように見て支障ないようであるが、〔朝鮮初期〕刊本の略字の採用が、元統版原刻本ではなく、同後修本系統の用字に従っている場合のあることは、問題となる。前述のように、〔朝鮮初期〕刊本は元統版後修本の墨格部分について異文を生じている箇所があり、それらは洪武本の本文に合致するのであるが、抑も洪武本の影響を容れるについては依拠本文不明のことが前提となり、部分的には元統版後修本に依拠することを思わせる現象とも見られよう。後修本墨格部分についてのみ言えば、後修時に原刻本磨滅等の事情が墨格を

生ずる原因となったと考えれば、〔朝鮮初期〕刊本にも同様の原因から洪武本を参照せざるを得なかったと解することもできようが、本節に見る如き略字の採択については、やはり部分的な後修本への依拠を考慮に入れざるを得ないのではなからうか。部分的に、というのは、表三に示したような後修本墨格箇所についての〔朝鮮初期〕刊本の異文発生が全体に亘って居らず、表四に示した後修本の誤字が〔朝鮮初期〕刊本には全く継承されていない点を勘案すれば、基本的に元統版原刻本に依拠したと思しいことは動かないからである。従って、現在までの知見を基に〔朝鮮初期〕刊本の実情を述べるならば、その底本にはある程度まで元統版の補刻部分が混入していたものと思われ、原刻本と後修本の混配された底本であった場合と、現在知り得る伝本よりも補刻の少ない段階での印本が底本になっていた場合と、両様を想定できる。固より〔朝鮮初期〕刊本については検討の材料に乏しく、また同本の吟味については「明洪武八年序」刊本との校合が欠かせない要件と思われるので、その全像を得ない現状に於いては、一先ず可能性を述べて置くに止めた

以上、墨格の処遇を中心として諸版の依拠關係に補考を加えてきたが、これらを総合して再説すれば、次の如くであろう。

現行本の嚆矢となった元元統二年刊本は、当初から誤字や墨格を含む形で印行されたが、後には板木の磨滅に伴って大規模な補刻を加えることとなった。この後修本は、僅かに原刻の遺漏を補う点もあつたが、略字を多く採用し、また却つて誤字や墨格を増すことの夥しいものとなった。元統二年刊後修本を基に翻刻した元至正二十八年刊本は、底本の墨格については元統版原刻本に参じて補うものであつたが、誤字については底本を踏襲する場合が多く、新たに文字の誤りを犯す点も多かつた。少し遅れて我が国で開版された〔日本南北朝〕刊本は、元統版原刻本を底本として覆刻した翻版であつたが、所用の伝本に問題があつたためか、翻刻できない文字が墨格として多く残り、また字画不明の文字も多かつた。一部は至正本に拠つて補う箇所もあつたが、その校正は不徹底なものに終わっている。一方、朝鮮では補刻を交えた元統本を底本として覆刻が行われ、その過程で底本の墨格を除く作業が施されたが、結果として一部に〔明洪武八年序〕刊本系統の本文を容れることとなつた。また後にこの〔朝鮮初期〕刊本を底本として再度覆刻が企てられ、

墨格の除去が徹底された他、彫版の途上、正字正文を得ようとする規範意識に基づいて更に校正が加えられ、出典に立ち戻つて文字を改める作業を経て、〔朝鮮前期〕刊本の印行を見た。

本書の開版について概略を言えば、一版を基として諸方面に再版を繰返したに過ぎないのであるが、諸版影響し合い、複雑な干渉を起こしつつ展開する過程では、一方に於いて諸版に特有の実情を体现するものであつたことは、なお看過できない側面を含んでいよう。現在まで未見の版種や伝本が多く、右の概略にも訂正を要するかと思われるが、版本学上は、諸版の特色とその相互關係をある程度示し得たと考え、本稿には一応の結論として提示する。次で新增説文本以下の増補本系統についても検討を加え、本書諸版の流通が齎した学藝への影響、諸方面に於ける受容の実態について述べるべき順序であろうと考えるが、なお続稿を期することとしたい。また本稿遺漏の分についても、平行して補正を加えていく所存である。

附言

本稿に取上げた〔日本南北朝〕刊本について、若干の附言を

試みる。この版本は通常「五山版」の一種と認識されており、本稿でもそのことに異を唱える意図はないが、一般に「五山版」と言えば、室町期以前に将来された宋元及び明初刊本を、本邦禅林またはその周辺で覆刻したもの、或はその版式に学んで開刻された邦人の著作、といった種類の版本が想起されよう。これを要するに、「五山版」と言えば、宋元版の覆せ彫りを指すのがその認識の核心であつて、本版の場合など、来朝刻工の手に係ることもあり、典型的なものの一つと見られているのではないだろうか。確かに本版は、南北朝後半に為された元元統二年刊本の覆刻で、そのように確認されれば事足りるのかも知れない。しかし「覆刻」と称して一括することは、版本学上は、ある種の判断停止に近い面があつて、諸版の特点を捨象してしまふ恐れがないとは言えないであろう。本書諸版は、大まかに言つて皆元統刊本の覆刻であつて、このことが諸版を位置付ける根本の要件には違いないが、諸版の内実に注意を払うことからも新たな認識を獲得できるのではないかと考え、本稿では敢えてこの点に紙幅を割いたものである。同じ元統刊本の覆刻と言つても、微細に見れば性格を異にする点があり、当該の（日本南北朝）刊本も、例えば朝鮮版と比較すれば、その彫版の態

度には大きな相違が認められる。固より本書に関する事象のみを以て早計すべき問題ではないが、こうした現象には、両朝に於ける出版状況の相違について想到すべき、重大な一面も含まれていよう。

また本版について、同様に「五山版」と称される他の版本と比較してみることも無意味ではないと考える。例えば、稿者は前稿に於いて、日本応永五年刊刻の『古今韻会举要』につき本学的な考察を試みたが、この版本も、やはり五山版を称する〔元〕刊本の覆刻であり、しかも底本をそのままに複製する単純な性質のものではなかった。同書元刻本は一版のみの通行であるが、同版には少なくとも四次の修刻が認められ、我が国の応永刊本では、彫版の途上にその中の二本を以て校合し、最終的には両本文を併存する新たな本文を採用したものであった。この「五山版」の『韻会举要』と『韻府群玉』の場合を比較すると、共有と対照の両面が認められよう。共有とは言うまでもなく、彫版過程に於ける別本の校合という点で、前稿では印面の観察によつてのみ結論を構えたのであったが、本稿では具体的に墨格校正摺り（或は極早印本）を介して指摘し得たので、前稿の補強ともなろうかと思う。こうした彫版の実情がどの程

度普遍のものであるのか、今後の課題として関心を寄せていきたい。また対照とは、『韻会挙要』の校合は、別本に特有の文字をも漏らさない形での改刻に結びついているが、これに対して本版の場合には、飽くまでも補助的、消極的な意味での校合であつて、しかも極めて不徹底な形に終わっている点をいう。両版に於ける校合態度の違いは、開版の主体によるのか、或は別の原因に由るものか不明であるけれども、同じ元版覆刻の五山版といつても、両版を同日に論ぜられないことは明らかである。このような開版の事情や手続きにどの程度の偏差があり、それらは「五山版」と称して一括し得る性質のものであるのか、他の事例についても考慮に加え、更に実態を説明していく必要がある。以上、附言して問題の提起としたい。

〔注〕

- (1) 宋黄公紹原撰、元熊忠挙要の韻書。三〇卷。本書陰時遇自序中に言及がある。次章、伝本解題の項参照。
- (2) 宋謝維新編の類書。前集六九卷、後集八一卷、続集五六卷、別集九六卷、外集六六卷。本書凡例の第二条に「事類備要等書元無門類者（中略）今並附益之」と言及

がある。

- (3) 次章、伝本解題の元至正二十八年刊本の項参照。
- (4) 光緒二十三年刊本に拠る。この本では「幼遇」を「勁遇」又は「幼達」に、「幼達」を「勁達」に、「新呉」を「中呉」に誤っている。
- (5) 柳田征司氏『玉塵』の原典『韻府群玉』について（山田忠雄氏編『國語史學の爲に』昭和六十一年五月、笠間書院、『室町時代語資料としての抄物の研究』平成十年、武蔵野書院）に追補再録）に同様の指摘がある。また同稿に拠れば、惟高妙安による『韻府群玉』の抄物『玉塵』中にも「古板」として未修本への言及を存するという（但し、凡例に導かれての言で、具体的な伝本を前提とするものではないらしい）。
- (6) 『新增説文韻府群玉』には元至正十六年劉氏日新堂刊本以下を存する。『新增直音説文韻府群玉』には（「明前期」刊本以下を存する）。
- (7) 宋錢諷撰『回溪先生史韻』四九卷は、史書中より摘句分韻した類書式の史書。四庫全書未収。北京大学図書館に宋刻残本を存する他、影宋鈔本等を現存する。

- (8) 拙稿「(元) 刊本系『古今韻会挙要』 伝本解題―本邦
中世期漢学研究のための―」(『日本漢学研究』第一号、
平成九年十一月) 参照。
- (9) 「與換同用」が正しい。
- (10) 『米沢善本の研究と解題』「米沢善本解題」参照。
- (11) 本書について、昭和十五年度『新興古書会即売展略目』
誠心堂書店の二四、昭和四十七年十二月の三都古典連合
会『古典籍下見展観大入札会目録』一四四三、昭和五十
年十一月の東京古典会『同』一一〇四に書影を存して、
注(5) 柳田氏論考にも言及があり、その所在に関して
は同再録時補注を参照し得た。
- (12) 『大東急記念文庫貴重書解題 第一卷 総説・漢籍』
参照。
- (13) 『日光山「天海蔵」主要古書解題』参照。
- (14) 『杵築藩関係古文書調査報告書』には「韻府群玉」(二
〇卷(欠卷一―四)(元) 陰時夫撰/清刊本) 八 B483
「韻府郡玉」(二〇卷(存卷一・二)(元) 陰時夫編 (元)
陰中夫註/和本(京都秀吉書堂) 一 B484) とするが、
装訂、表紙、小口書等検討の結果、両本は一具のものとして
判明する。
- (15) 『京都府立総合資料館貴重書目録』参照。注(5) 柳
田氏論考にも著録するが(再録時の追補)、元統版補配
のことは見えない。
- (16) 磯部彰氏「加陽所見宋元版・旧鈔本・古活字本提要―
金沢市立図書館所蔵本及び石川県立郷土資料館蔵本につ
いて―」(『富山大学人文学部紀要』第九号、昭和六十三
年二月) に紹介があり、注(5) 柳田氏論考にも著録す
るが(再録時の追補)、共に至正版とはしていない。
- (17) 『天理図書館稀書目録 和漢書之部 第二』参照。
- (18) 『静嘉堂文庫宋元版図録』参照。
- (19) 注(16) 磯部氏提要に指摘がある。
- (20) 注(5) 柳田氏論考に指摘がある。
- (21) 川瀬一馬氏『五山版の研究』(昭和四十五年、A B A
J) 一四二頁以下参照。
- (22) 義堂周信の『空華日用工夫集』応安三年九月廿二日条
に記録がある。
- (23) 『岩崎文庫貴重書誌解題 I』参照。
- (24) 注(12) 解題参照。注(21) 川瀬氏著書には前出の東

洋文庫蔵(二BC・二)本と、この大東急記念文庫蔵本を初印とする。

(25) 長澤規矩也氏『神宮文庫漢籍善本展覧会陳列書解説抄』

(昭和四十七年十一月)並びに『神宮文庫漢籍善本解題』参照。

(26) 杉浦豊治氏「駿河御讓本補注」(『蓬左文庫典籍叢録 駿河御讓本』)等参照。

(27) 日典旧蔵書については神田喜一郎氏「妙覺寺常住日典」

(『東洋学文献叢説』昭和二十二年高桐書院、『神田喜一郎全集Ⅲ』(昭和五十九年、同朋舎出版)に再録)に詳しいが、本書には言及がない。

(28) この「瓢」につき、瓢庵・彭叔守仙を指すであろうこと、注(5)柳田氏論考の注(15)に指摘がある。「瓢

謂」の言は、龍門文庫に蔵する彭叔筆の『江湖風月集抄』にも見える。

(29) 注(23)解題参照。本書補配部分について、注(5)

柳田氏論考の注(30)には、明万曆十八年序刊本のよう

に著録するが、これは明末の翻版と思われる。

(30) 『天理図書館稀書目録 和漢書之部 第三』参照。

(31) 『秋田県立秋田図書館所蔵資料(貴重書)解題』参照。

(32) 注(5)柳田氏論考に著録(再録時の追補)。

(33) 注(12)解題及び藤本幸夫氏「大東急記念文庫蔵朝鮮本について(下)」(『かがみ』第二十二号、昭和五十三年五月)参照。

(34) 『凶書寮漢籍善本書目』参照。

(35) 沈暉俊氏『日本訪書志』及び『海外典籍文化財調査目録 日本 国立公文書館 内閣文庫 韓国本目録』参照。

(36) 『直齋書録解題』卷十四等に「書林韻會一百卷 無名

氏蜀書坊所刻。規模韻類題選而加詳焉」と、『宋史』藝文志に「書林事類一百卷」等とあるのも本書を指すと思われる。また現在も北京図書館に「重添校正蜀本書林事類韻會一百卷(宋刻本 嚴可均跋 二十二冊(下略))」(存二七卷)の伝来を見る。

(37) 『増訂四庫簡明目錄標注』に於ける本版の著録はこの

『南離志経籍考』に拠つていよう。また『晁氏宝文堂書目』にも本書「監刻」本を著録し、『古今書刻』上編、南京国子監の項にも本書を掲載している。

(38) 李国慶氏編『明代刻工姓名索引』(一九九八年、上海

古籍出版社刊)による。

- (39) この中『日件録』の「洪武韻府」に関して、太田晶二郎氏「漢籍の「施行」」(『日本学士院紀要』第七卷第三号、昭和二十六年十一月、『太田晶二郎著作集 第一冊』〔平成三年、吉川弘文館〕に再録)と注(5) 柳田氏論考追補8に言及があり、太田氏は『洪武正韻』の誤りを見、柳田氏は本版を指した可能性を示唆されている。

- (40) 例えばこの間の帰朝者に、明の太祖に謁して洪武十一年、即ち本邦永和四年(一三七八)に帰還した絶海中津、汝霖妙佐等がある。

- (41) 注(5) 柳田氏論考にも東北大学蔵本について解題を存し、本版と明初刊『北史』との刻工名共有のことが見える。

- (42) 注(21) 川瀬氏著書、新旧『成篋堂善本書目』等に。既に長澤規矩也氏によって疑問が呈されていた(注〔25〕両解題参照)。

- (43) 但し『古今合璧事類備要』卷三十七「科擧、状元」には「願得忠孝」の語を標して同じく『塵史』を引くが、こちらは「神宗」に作っている。

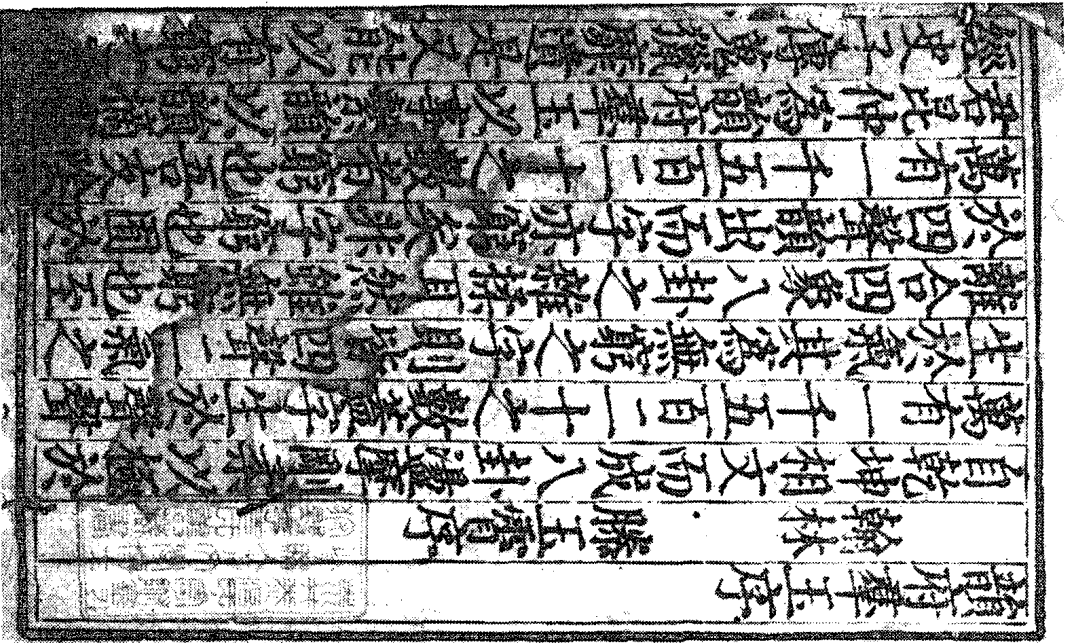
- (44) 現在まで知見の伝本には皆これらの剗改を存するので、今のところ、これらは後の修刻ではなく、校正時の措置であったと見做している。

- (45) 宋仁宗(趙禎)の諱を避け、同音の「徵」字を「證」に作ることは、『五雜俎』卷十三に「宋時避君上之諱最嚴(中略)仁宗名禎、而貞觀改作正觀、魏徵改作魏證、不知徵禎不同音也」と見える。ただ『韻府群玉』の他の箇所では代字を用いていないので、或は所拠の本文に由るのかも知れない。

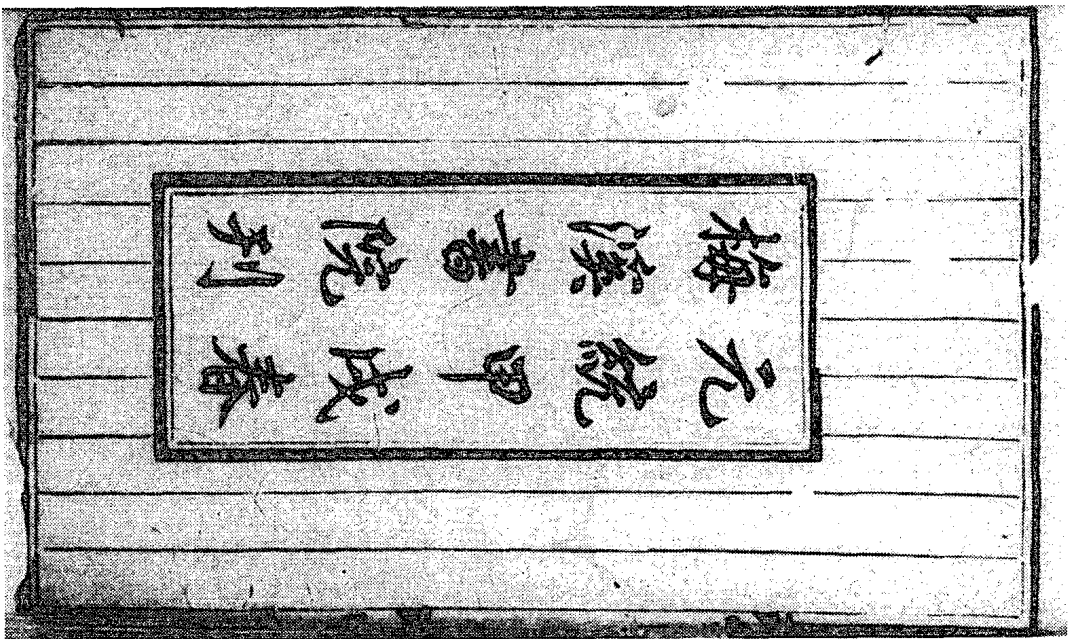
- (46) 「尤」を「猶」に、「怪」を「恠」に、「乂」を「義」に、「声」を「廬」に、「卞」を「辨」に、「雇」を「顧」に、「才」を「財」に、「等」を「登」に、「姜」を「薑」に、「係」を「繫」に、「辞」を「辭」に、「肖」を「蕭」に、「谷」を「穀」に、「員」を「圓」に改めるのも同様であろう。

- (47) 注(8) 拙稿参照。

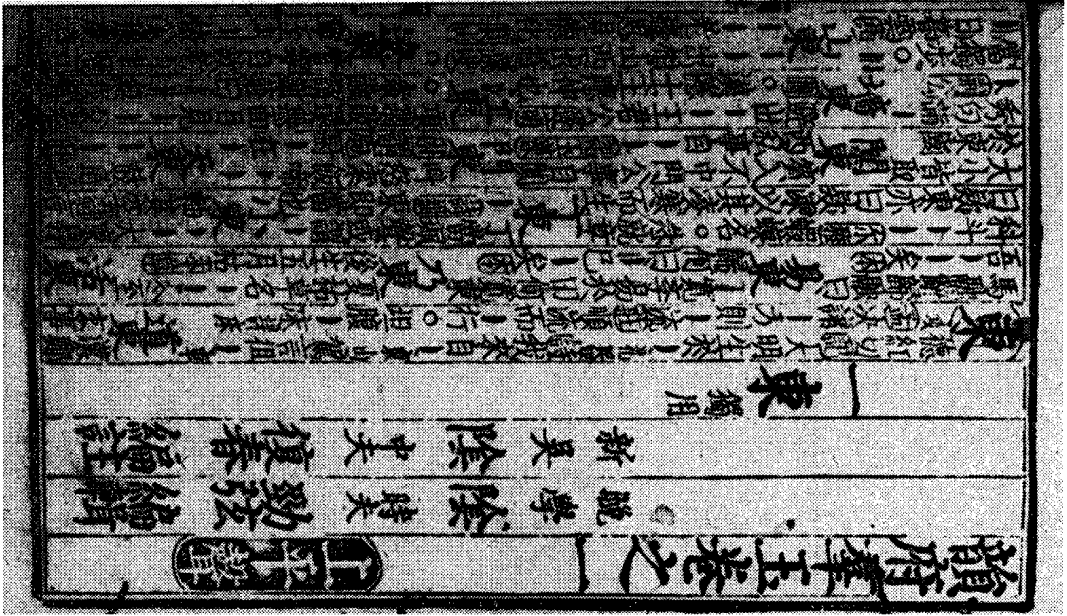
附·
函
版



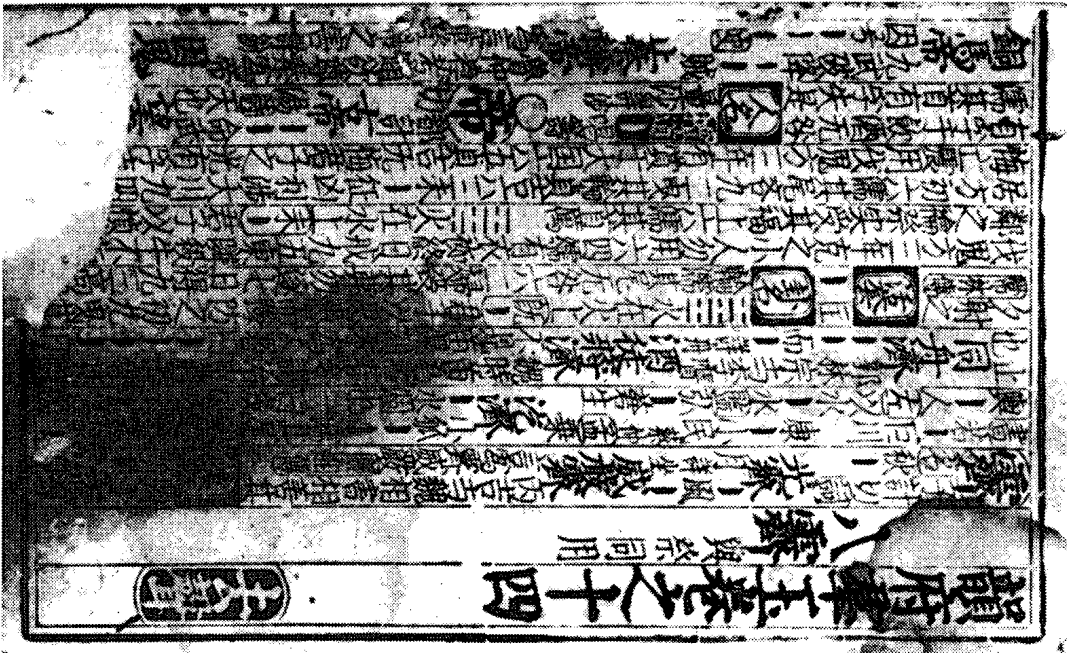
a 元統 2 年刊本・序首
 〈東北大学附属図書館蔵〉



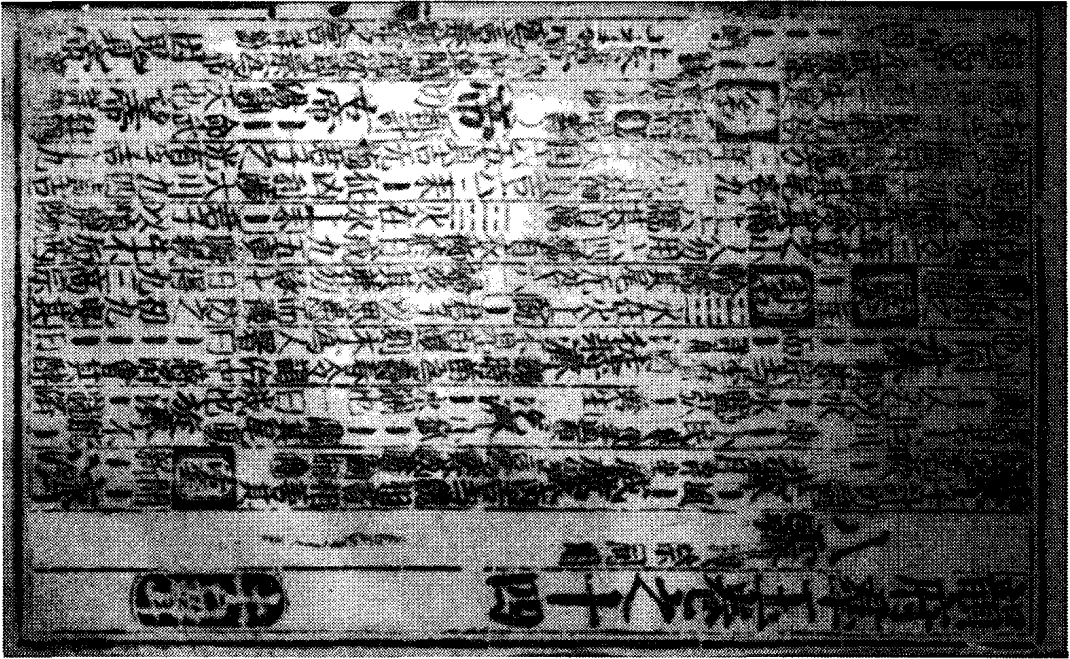
b 同・目錄末 (木記) 〈同〉



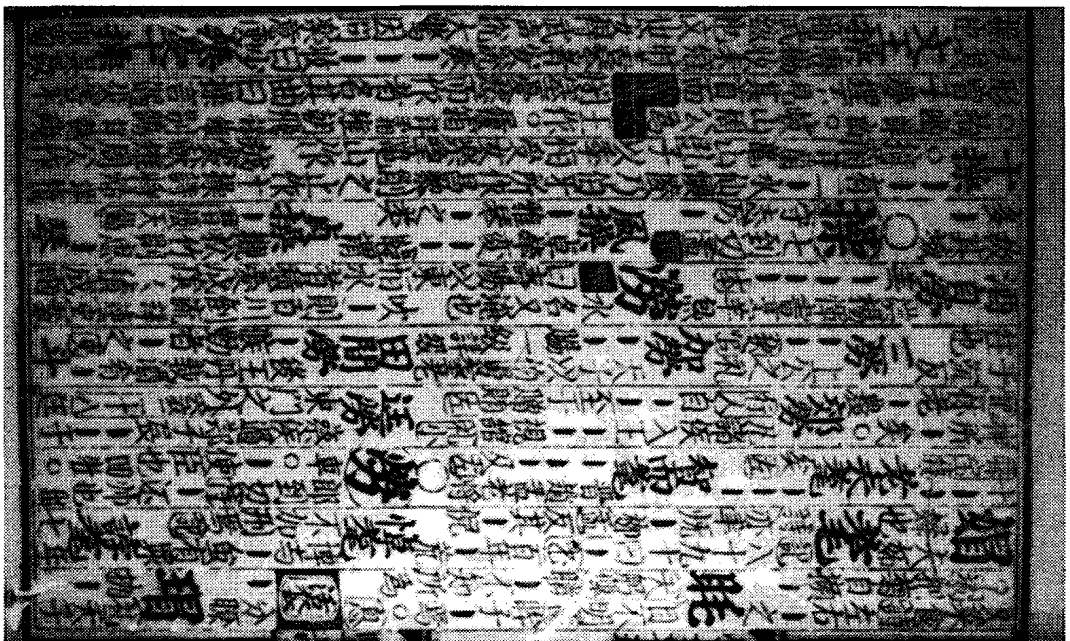
c 同·第1卷首〈同〉



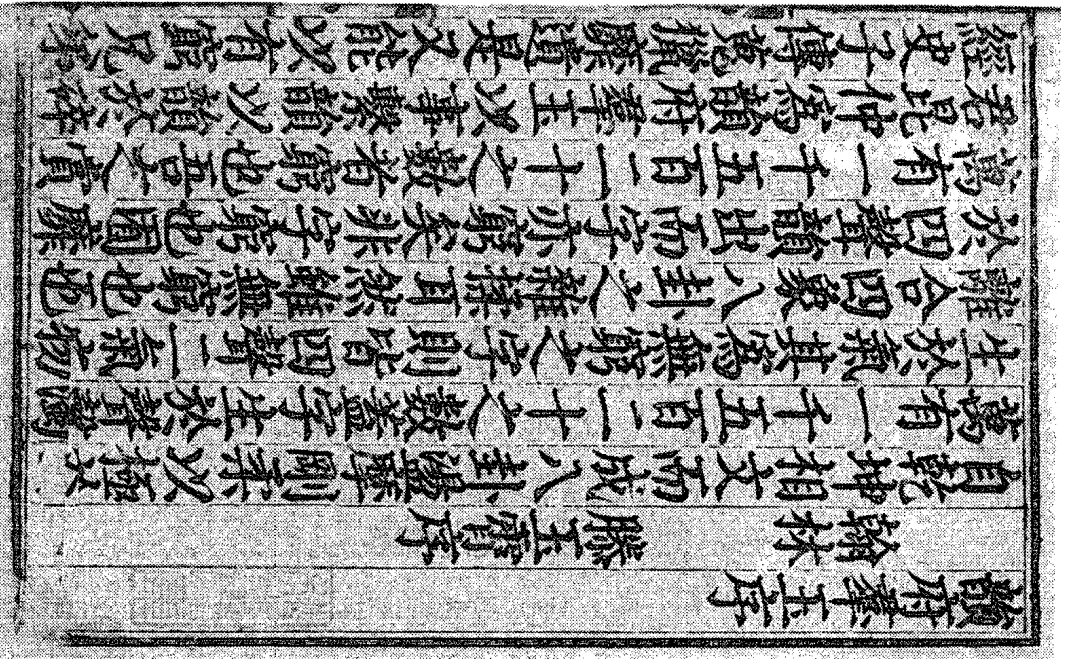
d 同·第14卷首〈同〉



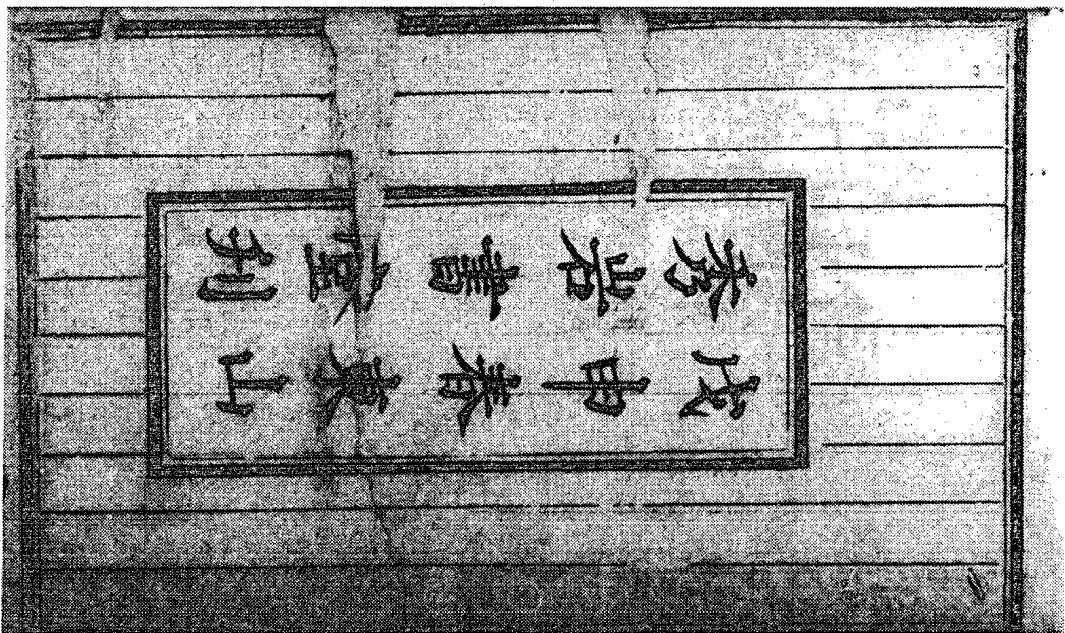
c 同·第14卷首 (原刻部分) 〈同〉



d 同·第15卷第46張後半 (補刻部分) 〈同〉



a 元至正28年刊本・序首
〈京都大学人文科学研究所蔵〉



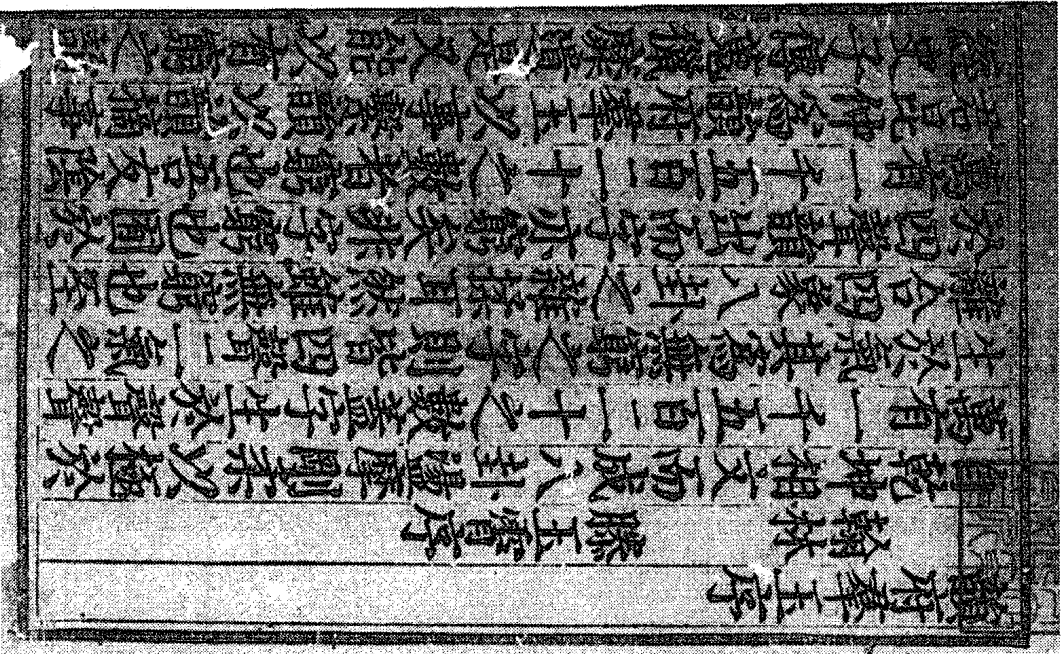
b 同・目錄末 (木記)
〈日光山輪王寺天海蔵〉

韻府羣玉序
 翰林 滕玉霄序
 自乾坤相文而成八卦灑摩剛柔以極於
 萬有一千五百二十之數蓋字生於聲音
 生於氣其為無窮之字則皆四聲二氣之
 離合四象八卦之雜揉耳然雖無窮也至
 於四聲韻出而字亦窮矣非字窮也固於
 萬有一千五百二十之數者窮也吾友陰
 君昆仲為韻府羣玉以事繫韻以韻摘事
 經史子傳蒐獵靡遺是又能以有窮之韻

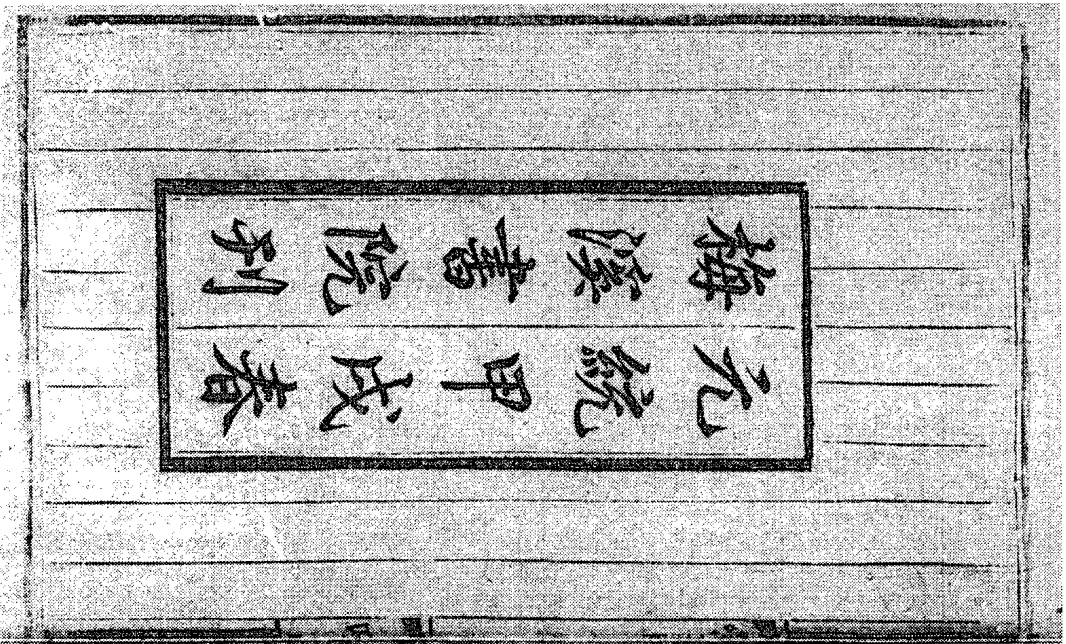
a [日本南北朝] 刊本・序首
 <神宮文庫藏>

元統甲戌春
 梅溪書院刊

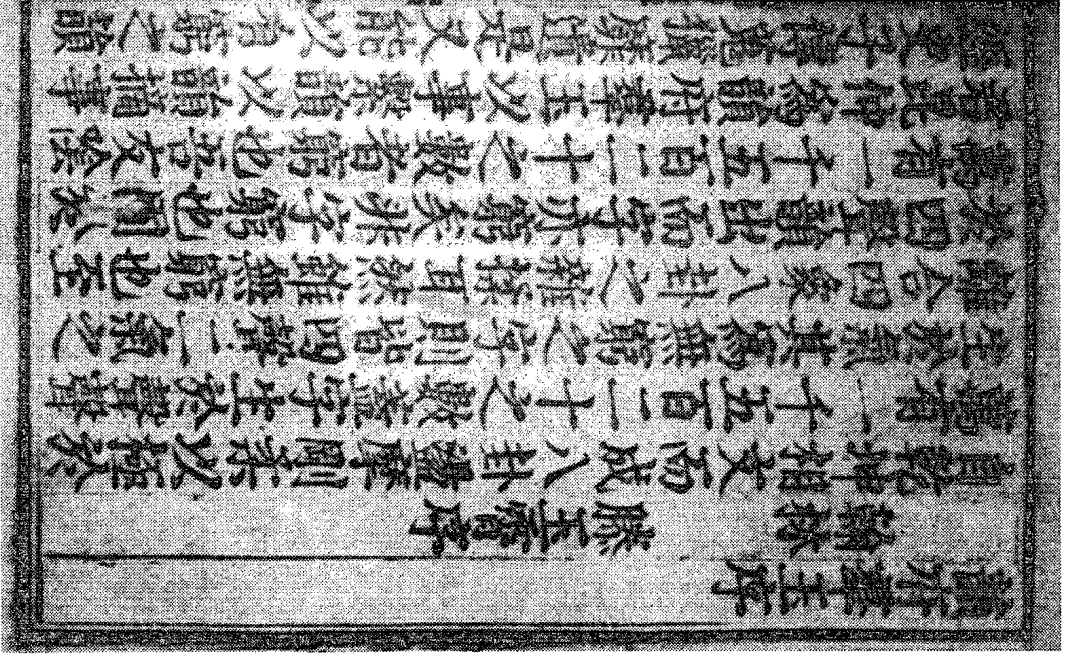
b 同・目錄末(木記)<同>



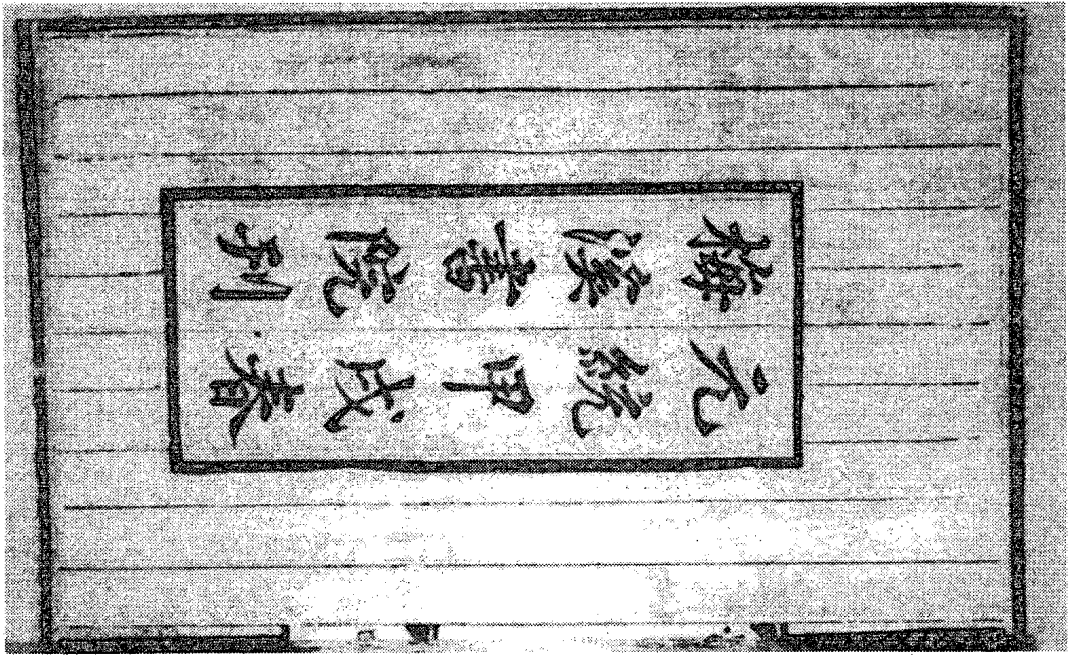
a [朝鮮初期] 刊本・序首
 <東京大学東洋文化研究所蔵>



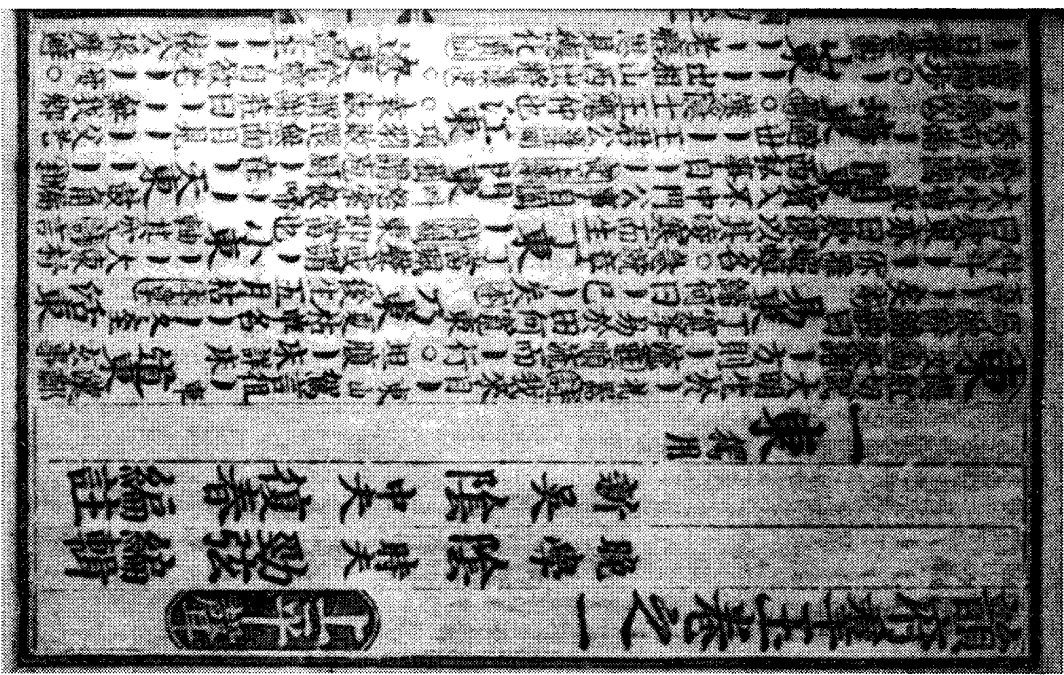
b 同・目錄末(木記) <同>



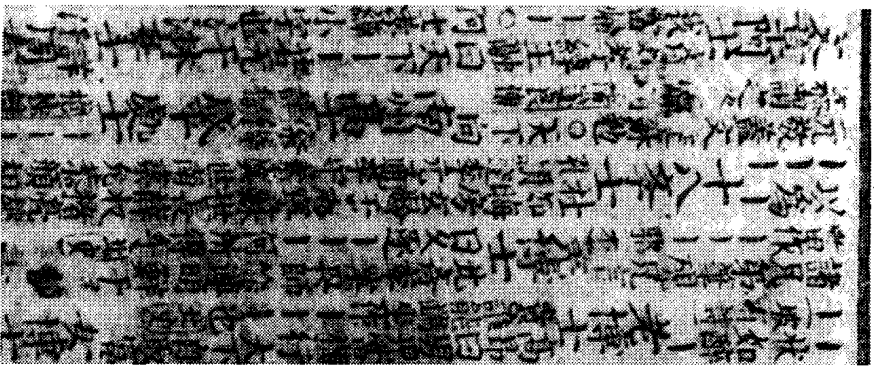
a 〔朝鮮前期〕刊本・序首
〈大東急記念文庫藏〉



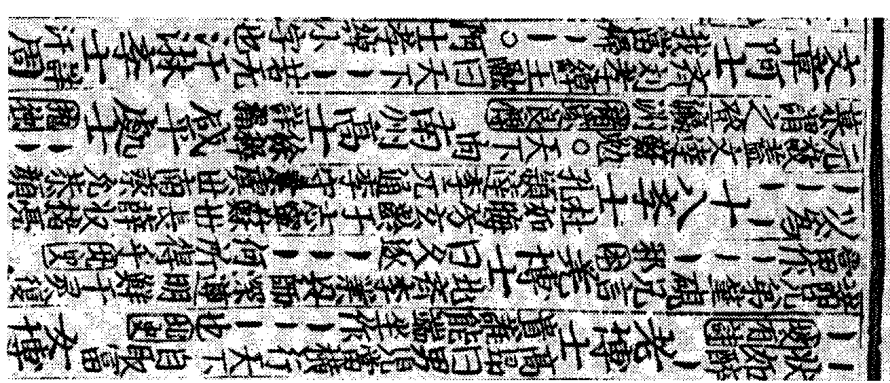
b 同・目錄末（木記）〈同〉



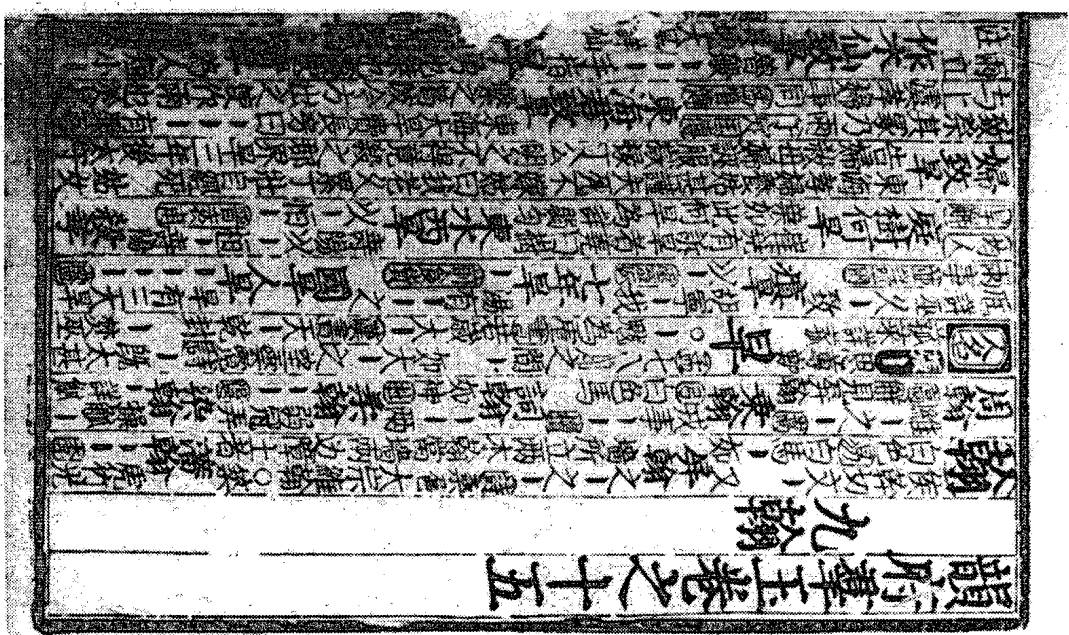
c 同・第1卷首〈同〉



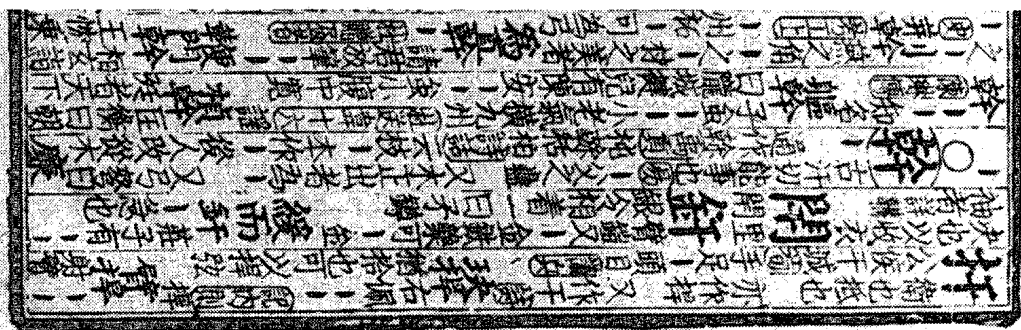
d 同・第6卷第31張後半
(部分・複製)〈同〉



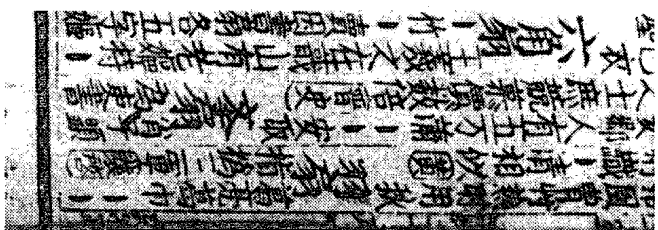
同本・同
〔朝鮮初期〕刊本・同
参考〔東京大学東洋文化研究所蔵〕



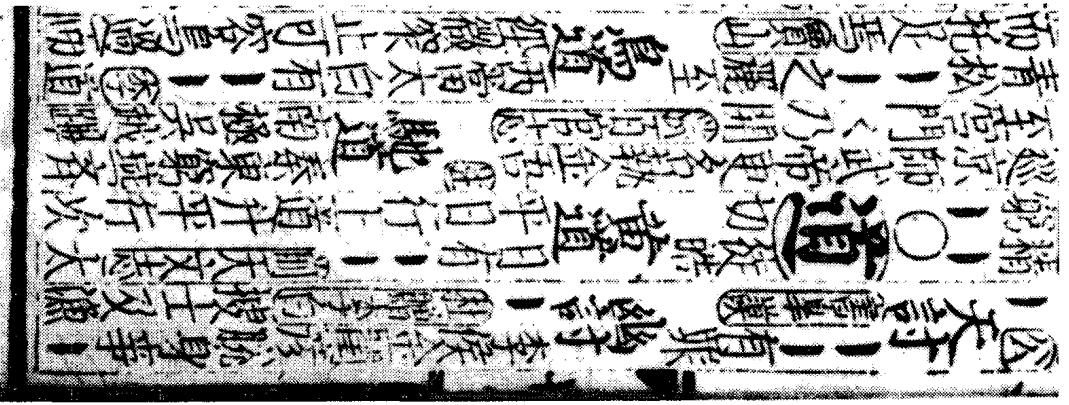
a [明洪武8年序] 刊本·第15卷首
 <東北大学附属図書館蔵>



b 同第2張前半 <同>



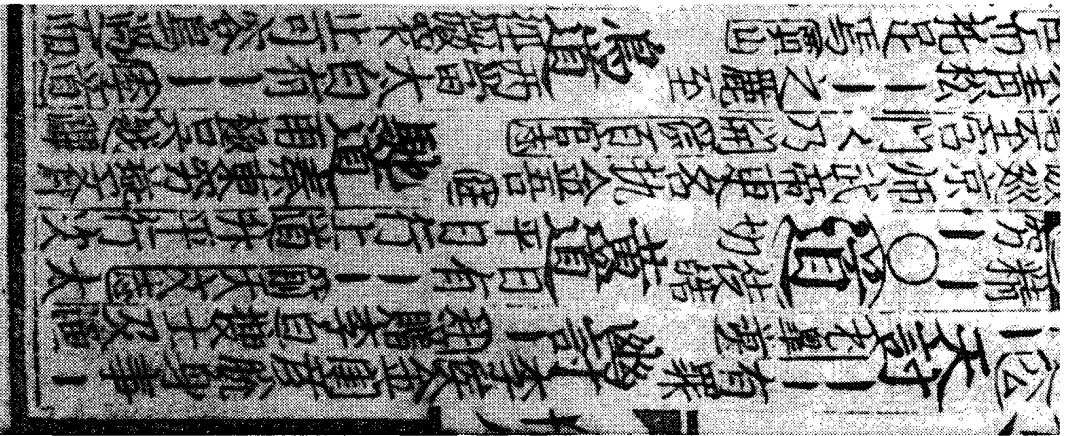
c 同·同第26張版心
 <刻工名> <同>



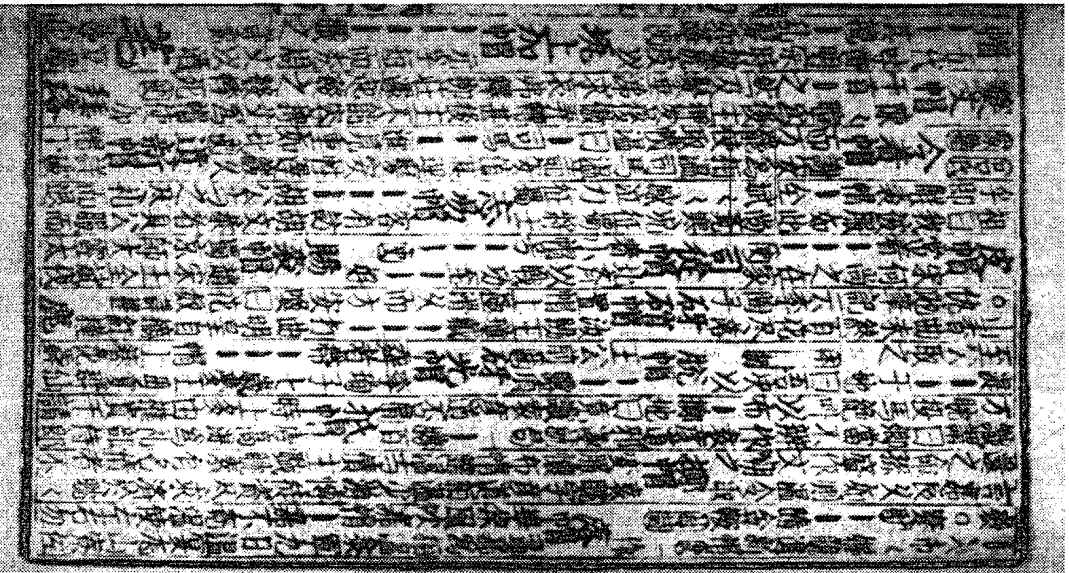
a 元元統 2 年刊本・第11卷20張(後半)
 (部分) 〈東北大学附属図書館蔵〉



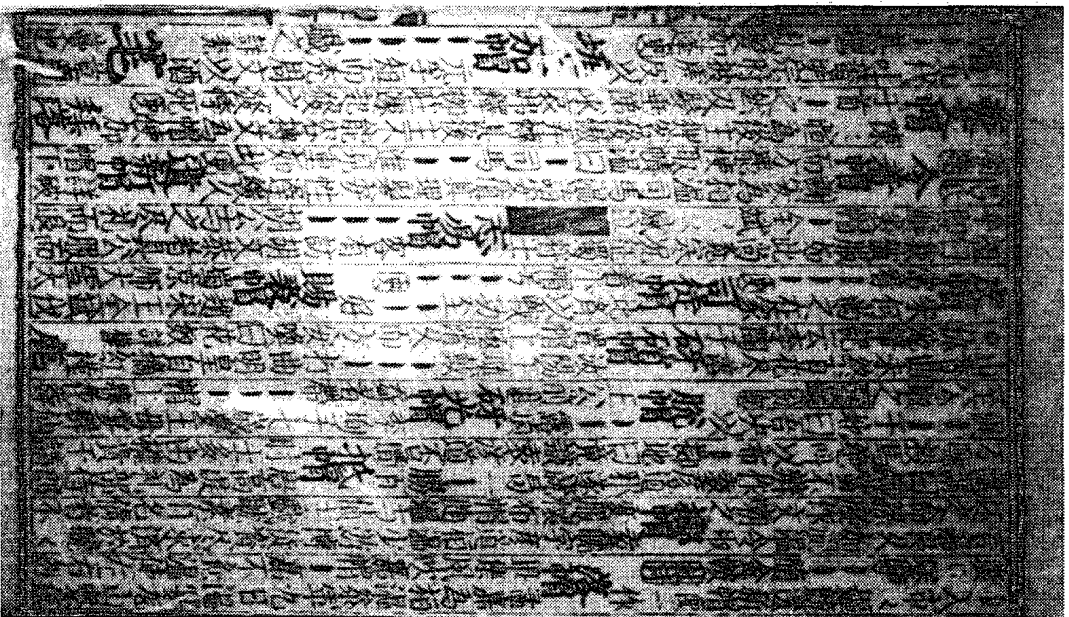
b 元元統 2 年刊通修本・同
 〈大東急記念文庫蔵〉



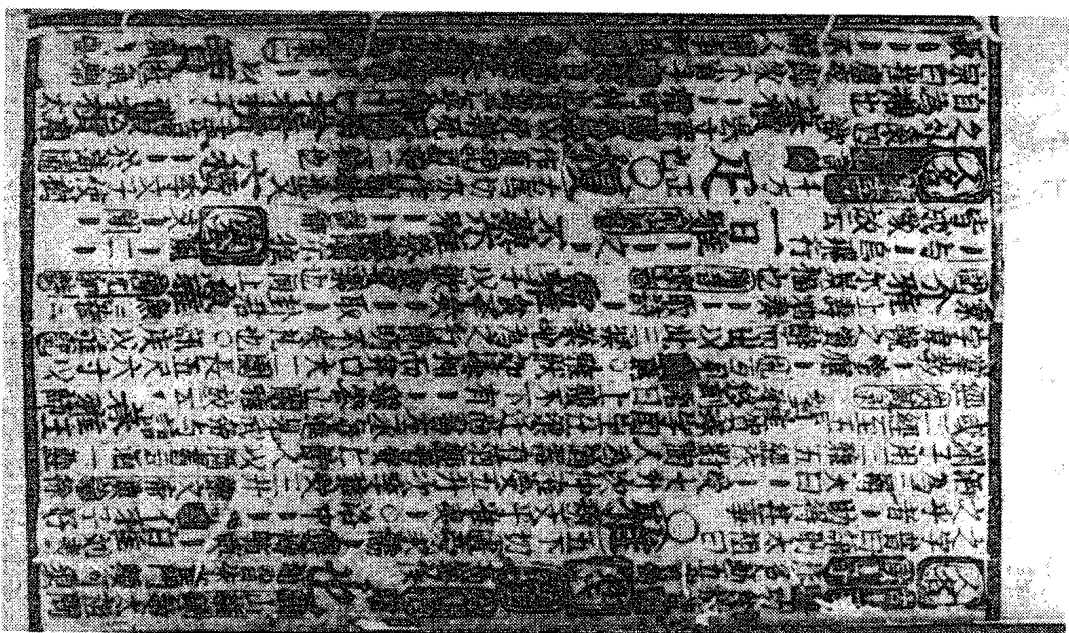
c 元至正 28 年刊本・同
 〈京都大学人文科学研究所蔵〉



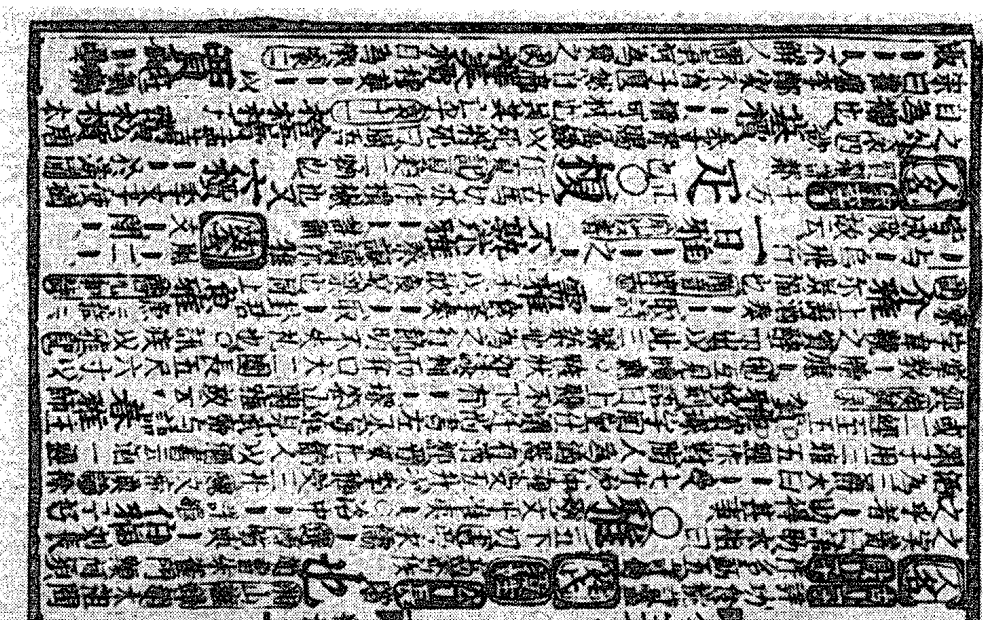
a 元元統2年刊後印本・第15卷第46張前半
 (部分)〈市立米沢図書館蔵〉



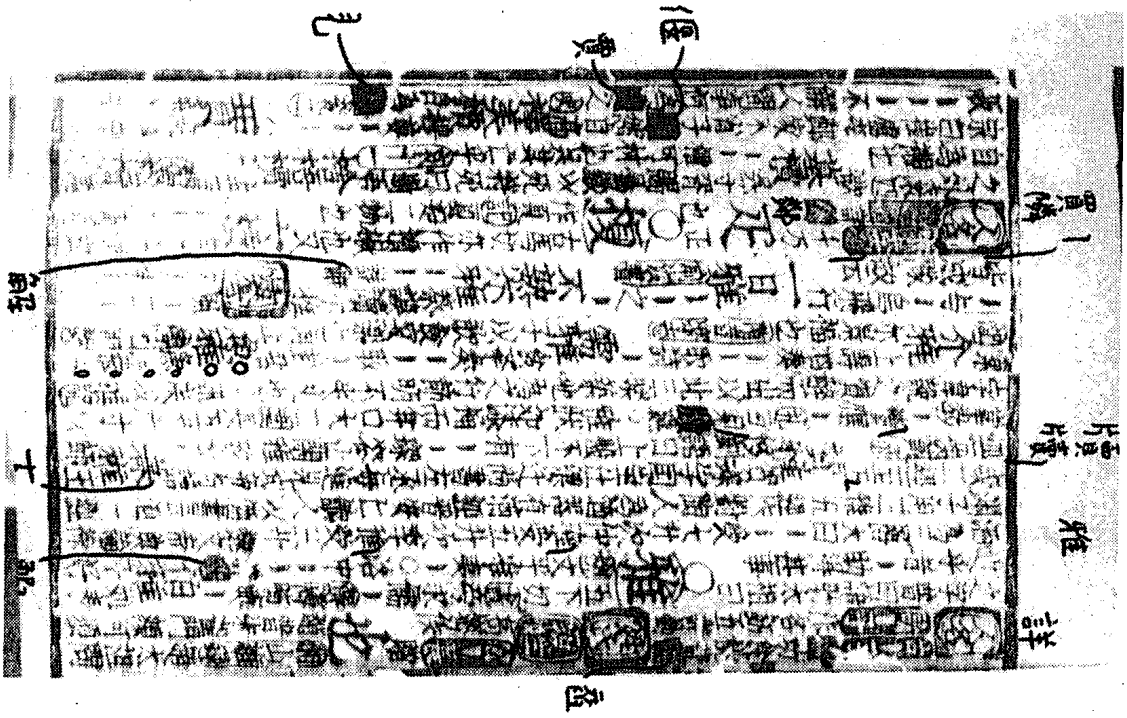
b 元元統2年刊通修本・同
 〈大東急記念文庫蔵〉



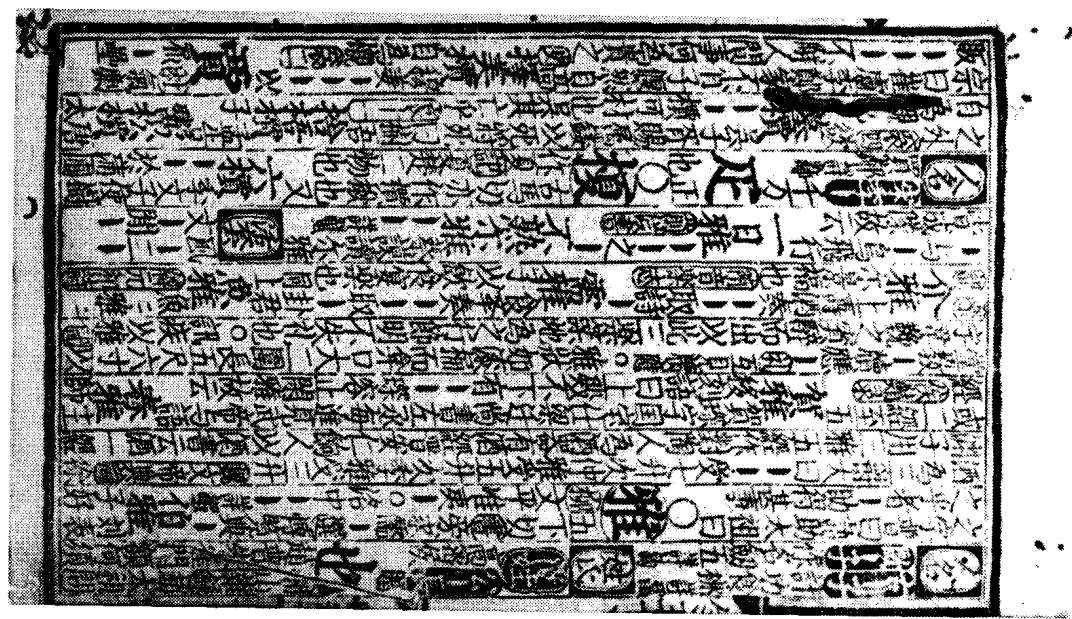
a [日本南北朝] 刊 墨格本・第11卷第35張後半
 <大東急記念文庫蔵・元元統2年刊通修本補配>



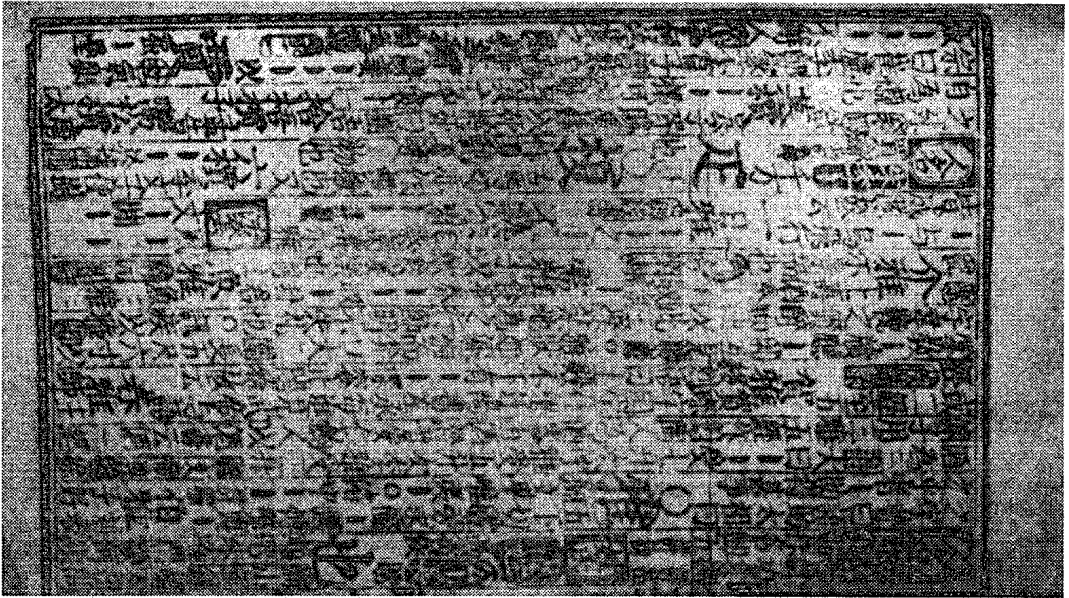
b 同改刻本・同
 <神宮文庫蔵>



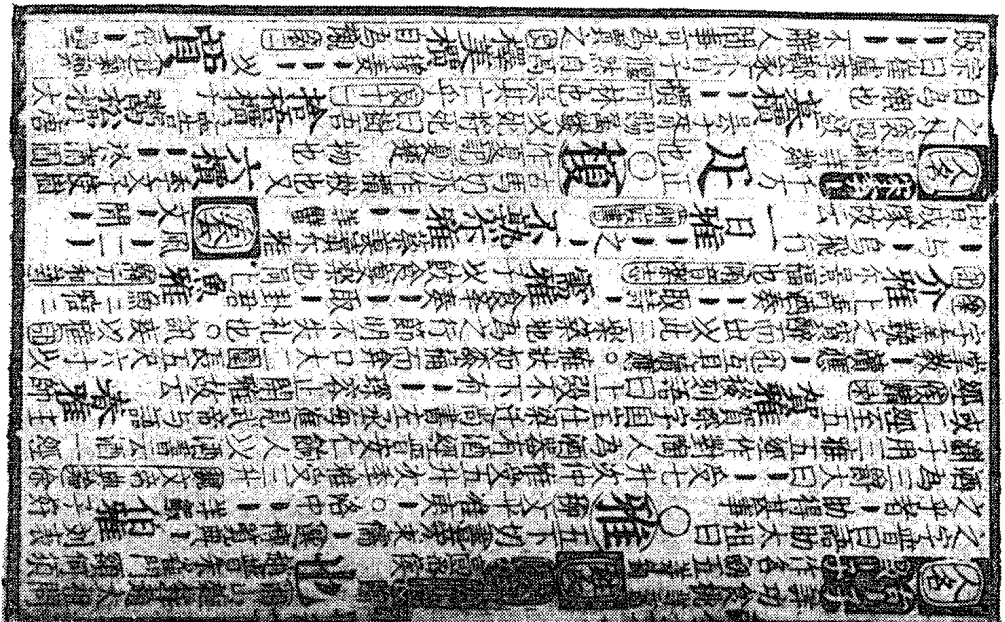
c 同 墨格本 (私に朱筆を重書)



d 同 元元統2年刊本・同
〈東北大学附属図書館蔵〉



e 元元統2年刊後印本・同
 <市立米沢図書館蔵>



f 元至正28年刊本・同
 <日光山輪王寺天海蔵>